

外国人労働者デモグラフィー調査報告書
～東広島市における高度外国人材の実態調査を中心に～

2023年3月

広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター
公益財団法人中国地域創造研究センター
一般社団法人中国経済連合会

外国人労働者デモグラフィック調査報告書 概要

統計により中国地方の専門的・技術的な高度外国人材等のデモグラフィックな特徴を明らかにするとともに、東広島市を対象にアンケート調査を実施し、統計では把握できない実態を把握。

これらの成果を踏まえ、地域（自治体等）における高度外国人材等の実態把握上の課題、ならびに今回の調査からみた受入環境整備等の課題と対応策を提示。

I. 国の統計による専門的・技術的な高度外国人材等の実態調査

1. 利用できる統計

外国人労働者等の実態把握に利用できるわが国の統計として、①出入国在留管理庁「在留外国人統計」、②総務省「国勢調査」、③厚生労働省および都道府県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめのほか、④出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」等も挙げられるが、それぞれに一長一短があり実態把握には不十分な面もある。

2. 統計からみた中国地方の高度外国人材等の実態

専門的・技術的な高度外国人材をはじめとする外国人労働者は 2010 年代半ば以降急増し、「外国人雇用状況」によれば、中国地方で 7 万 7091 人（2022 年 10 月末時点、非雇用者等を除く）に達する。

ただし、統計により、都道府県を主とする地域レベルでの外国人労働者の実態はある程度把握可能だが、調査対象者の網羅性の相違などにより、外国人労働者数の正確な把握はできない。

II. 専門的・技術的な高度外国人材へのアンケート調査の実施

1. 実態調査のためのアンケートの設計

住民基本台帳に基づき外国人住民（在留外国人）を対象とする調査を実施。具体的には、東広島市の高度外国人材*を対象にアンケートを実施（回答数 122 人、回収率 18.5%）。

*在留資格「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「研究」「技術・人文知識・国際業務」に該当する 710 人

外国人労働者等の実態把握の情報源

情報源	対象者	特徴評価
①住民基本台帳	外国人住民 (在留外国人)	・外国人住民（在留外国人）すべてを把握することが可能（就労資格での在留者に限らず、非就労資格で在留する留学生アルバイト等の実態把握も可能） ・対象者の特定（住民基本台帳閲覧）に一般的に多くの手間と費用を要する
②外国人雇用事業所名簿等	外国人労働者 (雇用者)	・外国人労働者を幅広く把握できる可能性はあるが、自営業主・フリーランス等の非雇用者は対象にならない ・対象者の特定には厚生労働省の協力・調整が必要で、これ以外の方法（全事業所対象調査等）で対象者を特定することは極めて非効率
③外国人留学生名簿等	外国人留学生	・留学生の就労実態や意向を把握するには最適 ・高度外国人材をはじめとする外国人労働者の大多数の把握には繋がらない

2. アンケート調査の結果

- 東広島市の高度外国人材を対象とするアンケートから、主な特徴として次の点を把握。
 - ・男性（62.3%）、25 歳～34 歳の若い層（75.4%）、国籍は中国（45.1%）、在留資格は技術・人文知識・国際業務（67.2%、半導体関連等の技術者がほとんど）が多い。
 - ・日本留学経験者が 77.9%、このうち卒業時の就職活動実施者は 94.7%（全体の 73.8%）を占める。
 - ・外資系企業等就業者（63.9%）、製造業就業者（68.9%）、学校卒業時就職者（66.4%）が多い。
 - ・今後の就業意向は、「今の仕事を続けたい」が 49.2%、「日本で別の仕事をしたい」が 40.1%である。
 - ・暮らしの満足度は、行政サービス、住宅確保や医療の面を中心として高い。
- 高度外国人材定着（在留年数、今後の就業意向）の要因分析の結果、定着促進には次の点が有効。
 - ・大学院等への留学生を受け入れ、卒業時の就職を促進・支援すること。
 - ・日本語能力の向上をサポートする一方で、日本語能力が不十分でも就業しやすい仕事（例えば、研究職・技術職や外資企業等）の機会拡大を図ること。
 - ・大学院等卒業時の新卒者に限らず、高度外国人材の中途採用に門戸を広げること。
 - ・地域における生活環境の充実（住宅確保、医療、学校教育、行政サービスなど）。
 - ・主に企業等での対応が重要となる「日本に特有の仕事の慣習」や「待遇に日本人との違いが感じられる」「昇進・昇給や人事・配属の基準が不明確」とされる状況の改善。
 - ・行政による優遇制度などを通じた「在留資格制度の手続きの手間や在留への制約」や「税金や従業員の社会保険料負担が重い」とされる負担感の緩和。

Ⅲ. 調査・分析結果を踏まえた今後の検討課題

1. 地域における実態把握上の課題

①国の統計の利用上の留意点

- ・国の統計について、一長一短があることを理解の上で有効に活用。
- ・新たな統計調査（2020年度開始の出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査」、2023年度開始予定の厚生労働省「外国人の雇用・労働に係る新たな統計調査（仮）」）の利用も推進。

②外国人住民を対象とするアンケート調査の必要性

- ・住民基本台帳に基づく外国人住民（在留外国人）対象調査など、独自のアンケート調査等の実施。
- ・外国人労働者に限らず、その予備軍となる外国人留学生の実態把握を行うことも重要。

2. 地域における高度外国人材の受入環境整備等の課題

今回実施したアンケート調査結果などを踏まえると、専門的・技術的な高度外国人材等を受け入れ定着を図るためには、大学等、企業等や国・自治体が以下の対策を講じることが有効。

(1)大学等による外国人留学生の受入・就職の促進

- 外国人留学生の受入拡大
- 受け入れた外国人留学生への支援
 - ・奨学金・アルバイト紹介など経済的サポート
 - ・交流・共生の促進および日本語能力向上へのサポート〔(3)自治体による産業政策と生活環境の改善〕
- 卒業時の進学・就職関連情報の提供
 - ・外国人留学生に適した説明会・セミナーの実施や専用窓口の設置など

(2)企業等による受入・就業環境の改善

- 高度外国人材の積極的な採用
 - ・外国人の採用実績や職務内容などに関する企業情報の発信
 - ・外国人留学生に適した採用方法・基準の検討
- 働き方改革等による雇用・就労環境の改善
 - ・仕事のやり方や評価基準・待遇の見直し、雇用管理適正化やキャリアパス明確化など
 - ・職員相互のユニバーサルな親睦・融和の促進

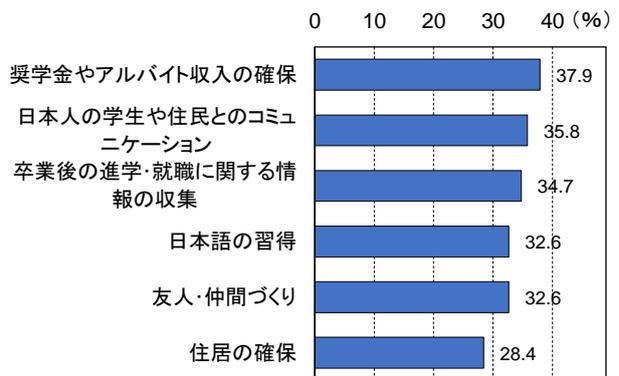
(3)自治体による産業政策と生活環境の改善

- 研究職・技術職等の就業機会を拡大する産業政策の展開
- 官民連携による日本語能力向上サポート
- 多文化共生に向けた生活環境の改善
 - ・外国人向けの行政サービス体制の維持・向上
 - ・間接的・直接的な税の負担感の軽減
 - ・様々な場面での偏見や不便の解消
 - ・日本人住民等との交流・共生の促進

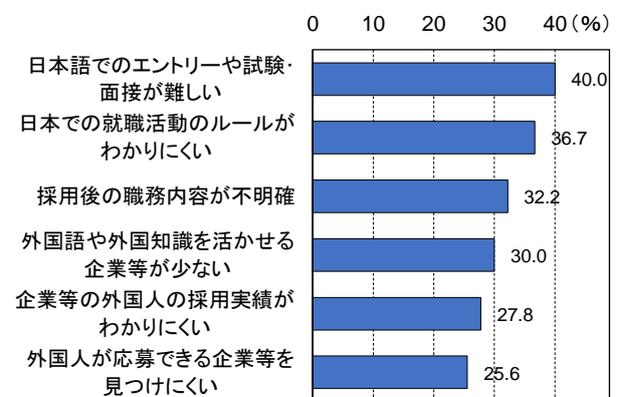
(4)国による在留資格等の制度の見直し

- 在留資格制度の見直し
 - ・主要要望…手続きの簡素化、在留期間の長期化、家族を含めた在留・滞在条件や永住許可要件の緩和、高度人材ポイント制の周知や見直し
- 年金・社会保険制度の見直し
 - ・主要要望…負担軽減、制度周知

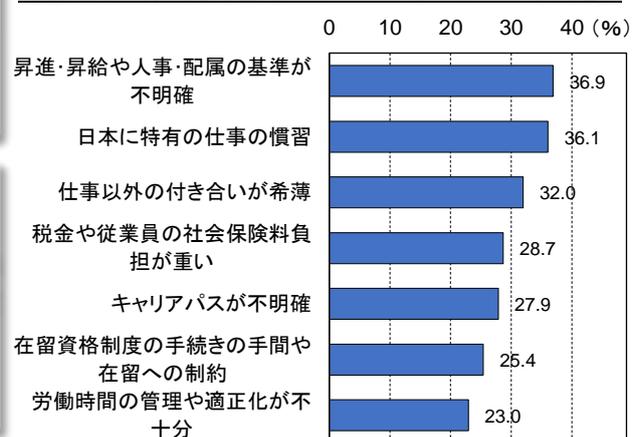
日本留学時の主な困難点



就職活動実施時の主な困難点



高度外国人材の定着を難しくしている日本の主な問題点



目 次

序. 調査の目的	1
I. 国の統計による専門的・技術的な高度外国人材等の実態調査	2
1. 利用できる統計	2
2. 統計からみた中国地方の高度外国人材等の実態	7
(1) 資格別在留外国人数	7
(2) 外国人就業者数	18
(3) 外国人労働者（雇用者）数	35
(4) 留学生の国内企業等就職状況	48
II. 専門的・技術的な高度外国人材へのアンケート調査の実施	50
1. 実態調査のためのアンケートの設計	50
(1) 利用できる自治体等のデータ	50
(2) アンケート対象者	51
2. アンケート調査の結果	52
(1) 高度外国人材のデモグラフィ	52
(2) 留学・就職活動の経験	61
(3) 就業の実態と意識	69
(4) 暮らしの満足度	81
(5) 高度外国人材定着の要因（重回帰分析）	83
(6) 高度外国人材の定着促進への示唆	87
III. 調査・分析結果を踏まえた今後の検討課題	88
1. 地域における実態把握上の課題	88
2. 地域における高度外国人材の受入環境整備等の課題	90
(1) 大学等による外国人留学生の受け入れと就職の促進	90
(2) 企業等による受入・就業環境の改善	91
(3) 自治体による産業政策と生活環境の改善	92
(4) 国による在留資格等の制度の見直し	93
3. 今後の展開	93
参考 I. アンケート調査票	94
1. 日本語版	94
2. 英語版	99
参考 II. 主要統計データ	105
1. 出入国在留管理庁「在留外国人統計」	105
2. 総務省「国勢調査」	110
3. 厚生労働省・都道府県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ	113

序．調査の目的

少子高齢化・人口減少が進む中国地方では、必要な労働力を確保し地域経済の維持・活性化を図るため、人手不足が深刻な産業分野を中心に外国人労働力の活用が課題となっている。

在留外国人や外国人労働者に関する国の統計は複数あるが、複雑かつ統計ごとに特徴（利用者からみると一長一短）があり、各統計の特性を踏まえて活用する必要がある。このため、自治体における受入促進と必要な環境整備の前提である EBPM（証拠に基づく政策立案）や、企業におけるニーズと外国人材のマッチングのための調査などにおいて、国の統計が効果的に利用されていない可能性がある。また、地域に居住する外国人労働者が従事する仕事内容やポジション、生活環境に対する評価などは、国の統計から把握することはできない。

今後、中国地方における労働力不足はますます深刻化し、外国人労働者の雇用ニーズも増大し、外国人材の獲得競争が激化することが予想される。国内地域間さらには国際間での外国人材確保のためには、外国人材の就労状況に関わるデモグラフィック（人口統計的屬性）な特徴や意識・意向などを十分に把握していく必要がある。

このため、本調査は、統計項目からの現状分析、ならびにアンケート結果の分析など、今後増加が予想される外国人労働者のデモグラフィーの効果的調査のための予備調査としての実施を目的とする。アンケート対象者は地域でのイノベーションへの貢献が期待できる専門的・技術的な高度外国人材とし、対象地域は約千人が居住している東広島市（広島大学との包括連携協定を締結）とする。また、今回の予備調査で得られた結果を分析し、地域の自治体等における専門的・技術的な高度外国人材等の受入環境整備等の課題と対応策を提示する。

I. 国の統計による専門的・技術的な高度外国人材等の実態調査

1. 利用できる統計

専門的・技術的な高度外国人材をはじめとする外国人労働者等の実態把握に利用できるわが国の統計として、①出入国在留管理庁「在留外国人統計」、②総務省「国勢調査」、③厚生労働省および都道府県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめの三つが挙げられ、外国人留学生の就職状況については、④出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」等も利用できる（図表 1.1.1）。

①出入国在留管理庁「在留外国人統計」

出入国在留管理庁「在留外国人統計」は、2012年から（2011年以前は「登録外国人統計」）、わが国に在留する外国人数について、国籍別、性別、年齢別、在留資格^{*}別の数値を集計・公表し、地域単位（表象地域）として都道府県別や市区町村別の集計も公表している。

なお、統計の対象から除かれる者は、観光客等の短期在留者（短期滞在の資格で在留する者および他の在留資格で認められた在留期間が3月以下の者）のほか、外交（外交官等）・公用（外国政府関係者）の資格で在留する者および日米地位協定に基づく在日米軍関係者であり、入管特例法に基づく特別永住者は統計の対象に含まれている。

※在留資格については、p 5～6の「在留資格について」「在留資格一覧」を参照

②総務省「国勢調査」

総務省「国勢調査」（5年周期）では、1990年から、外国人就業者数について、国籍別、性別、年齢別、労働力状態別、就業形態（従業上の地位）別、産業別、職業別の数値を集計・公表し、地域単位（表象地域）として都道府県別や一部の市区別（人口50万人以上、人口20万人以上等）の集計も公表している。

なお、統計の対象者は、外国人を含め本邦内に常住している者（3ヵ月以上にわたって住んでいるか、住むことになっている者）すべてであるが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員およびその家族、外国軍隊の軍人・軍属およびその家族は除外されている。

③厚生労働省、都道府県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

厚生労働省は、1993年度から、外国人雇用状況の届出状況を取りまとめ、外国人雇用事業所数のほか、外国人労働者（雇用者）数について、在留資格別、産業別等の数値を集計・公表し、地域単位（表象地域）として都道府県別の集計も公表している。

これは、外国人を雇用する事業主に対して、外国人労働者の雇用および離職の際に、「外国人雇用状況の届出」を義務付けているもので、外交（外交官等）・公用（外国政府関係者）の資格で在留する者のほか、入管特例法に基づく特別永住者は届出対象から除かれている。なお、氏名・言語等から外国人であると判断できず届出をしなかった場合は集計に含まれないことも有り得る。

また、別途、都道府県労働局でも、外国人雇用状況の届出状況を取りまとめ、外国人雇用事業所数について、産業別、事業所規模別等の数値、また、外国人労働者（雇用者）数について、産業別、事業所規模別、国籍別、在留資格別等の数値を集計・公表し、地域単位（表象地域）としては都道府県のみならず一部はハローワーク管轄エリア別の集計も公表している。

④出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」等

出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」では、2009年実績から（2008年以前は入管白書「出入国管理」）、外国人留学生（留学資格在留者）の就職目的での在留資格変更許可件数をとりまとめ、国籍別、変更許可後在留資格別等の数値を集計・公表しており、地域単位（表象地域）を都道府県とする数値については、就職先の所在県別の集計を公表している。

また、広島県留学生生活躍支援センターは、「広島県内留学生進路状況」をとりまとめ、県内大学等の卒業・修了者数について、学校種別、進路別の数値を集計・公表している。同様に、岡山県留學生交流推進協議会でも、県内外国人留学生の進路状況についての調査結果をとりまとめ、県内大学等の卒業・修了者数について、学校別、進路別、国籍別、業種・職種別等の数値を集計・公表している。なお、中国地方の他の3県分については、外国人留学生の就職状況に関する統計の所在は確認できない。

(総括)

上記の統計により、都道府県を主とする地域レベルでの外国人労働者の実態はある程度把握可能であるが、それぞれに一長一短があり、専門的・技術的な高度外国人材をはじめとする外国人労働者等の実態把握には不十分な面もある。

①出入国在留管理庁「在留外国人統計」は、在留外国人の全体像を確実に把握でき、活動資格（就労資格）の在留者については詳細な資格把握も可能であるが、これ以外の資格による在留者の中で就労している者（外国人留学生のアルバイト、就労している永住者等）は把握できない。

図表 1.1.1 外国人労働者の実態把握に利用できる統計

①出入国在留管理庁「在留外国人統計」

集計項目	分類項目												表象地域		
	国籍	性別	年齢	在留資格									都道府県	一部の市区	市区町村
在留外国人数	196	3	82	37									○		
在留外国人数				37									○		○

(注) 分類項目は、全国レベルで把握可能な項目、数値は地域レベルで把握可能な項目の合計・小計等を含む区分数(以下同様)

②総務省「国勢調査」

集計項目	分類項目												表象地域				
	国籍	世帯主の国籍	性別	年齢	配偶関係	労働力状態	就業形態(従業上の地位)	産業	職業	最終卒業学校の種類	5年前の常住地	世帯の家族類型	外国人のいる世帯の種類	住宅の所有関係	都道府県	一部の市区	市区町村
15歳以上人口	4		3	23		13									○	○	
15歳以上人口	17		3			13									○	○	
就業者数	17		3					25							○	○	
就業者数	4		3				11	25							○	○	
就業者数	17		3						13						○	○	
就業者数	4		3				11		13						○	○	

②総務省「国勢調査」は、外国人常住者の就業実態が就業形態や産業・職業など多面的に把握可能であるが、調査周期が5年で結果公表にも時間を要するため最新情報を把握しにくい上、自己申告調査のため後述のように無回答（不詳）が相当数を占め全体像の把握が困難な面もある。

③厚生労働省および都道府県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめは、後述のように外国人労働者の捕捉率が最も高いと考えられるものの、自営業主・フリーランス等の非雇用者が含まれていない上、特別永住者は調査対象外であり、外国人と判断できず届出していないケースも想定されることから、同資料によっても外国人労働者の全数把握を行うことはできない。

図表 1.1.1 外国人労働者の実態把握に利用できる統計～つづき～

③1) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況

集計項目	分類項目										表象地域			
	国籍	在留資格	産業	特定産業分野	事業所規模							都道府県	一部の市区	市区町村
外国人雇用事業所数、外国人労働者数												○		
外国人労働者数		13										○		
外国人労働者数			9									○		
在留資格「特定技能」の外国人労働者数				13								○		

③2) 都道府県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

集計項目	分類項目										表象地域				
	国籍	在留資格	産業	特定産業分野	事業所規模							都道府県	一部の市区	市区町村	安定所地域
外国人雇用事業所数、外国人労働者数												○			○
外国人雇用事業所数、外国人労働者数			36									○			
外国人雇用事業所数、外国人労働者数				6								○			
外国人労働者数		13										○			○
外国人労働者数			10									○			○
外国人労働者数	13	13										○			
外国人労働者数	13		10									○			
外国人労働者数		13	10									○			
在留資格「特定技能」の外国人労働者数				13								○			○

(注) 鳥取労働局管内は安定所地域別データ非公表

④1) 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」

集計項目	分類項目										表象地域				
	最終学歴	国籍	変更許可後在留資格	就職先の業種	就職先の職務内容	就職先の月額報酬	就職先の資本金	就職先の従業員数	就職先の所在県				都道府県	一部の市区	市区町村
留学生の就職目的での在留資格変更許可人数									55				○		

④2) 広島県留学生生活支援センター「広島県内留學生進路状況」

集計項目	分類項目										表象地域			
	学校種別	進路										都道府県	一部の市区	市区町村
卒業・修了者数	6	8										○		

(注) 岡山県実態は岡山県留學生交流推進協議会調べ（他3県は資料所在不明）

在留資格について

わが国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。入管法に定める在留資格は、次表「在留資格一覧」に示すように、活動資格（就労資格）、活動資格（非就労資格）、活動資格（特定活動）、居住資格（身分に基づく在留資格）に大別される。

このうち、活動資格（就労資格）は該当の就労活動を行うことができるが、活動資格（非就労資格）は原則として就労活動は認められていない。ただし、活動資格（非就労資格）でも、留学生のアルバイトなど、資格外活動許可を得ることで就労活動を行うことが可能となる。

また、他の在留資格に該当しない活動の受け皿として、外国人の個々の活動を認める活動資格（特定活動）があり、これでは個々の許可内容によって就労活動の可否が決定されている。

さらに、居住資格（身分に基づく在留資格）は、就労を目的とする在留資格ではないが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することが可能である。

高度専門職、高度外国人材、専門的・技術的分野の在留資格

わが国では、高度の専門的な能力を有する外国人材の受け入れを促進するため、従来「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施していた高度人材を対象に、新たな在留資格として「高度専門職」を2015年に新設した。

また、「経済財政改革の基本方針2008」（2008年閣議決定）以来、高度外国人材の受入拡大が経済成長戦略の具体的手段の一つに位置付けられてきた。この高度外国人材について、2018年に開設された高度外国人材活躍推進ポータルサイトでは、在留資格のうち、「高度専門職」と「経営・管理」「法律・会計業務」「研究」「技術・人文知識・国際業務」に該当するもの（次表区分欄：◎）としている。

さらに、出入国在留管理庁「出入国在留管理」や厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ等においては、専門的・技術的分野の在留資格として、活動資格（就労資格）のうち「外交」「公用」および「技能実習」を除いたもの（次表区分欄：◎◎）を位置付けている。

その他の新設資格（技能実習、介護、特定技能）

わが国では、海外への技能等の移転を図り外国の経済発展を担う人材を育成するため、在留資格「研修」を1年、同「特定活動」を1年（1997年に2年に延長）経験する技能実習制度を1993年に創設した。これを基に、労働者としての技能実習生の保護を主眼として、2010年に新たに導入した在留資格が「技能実習」であり、2017年には在留期間を最長5年に延長した。

2017年には、外国人留学生が介護福祉士の資格を取得してもわが国で介護業務に従事できない状況を解消することで、質の高い介護への要請に対応するため、わが国の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得した高い日本語能力を有する外国人留学生を対象に、新たな在留資格「介護」（在留期間更新に回数制限がなく永続的な就労が可能）を創設した。

また、2019年には、わが国の人手不足が深刻化する中、特に人手不足が深刻な産業分野を指定して、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」を創設した。

在留資格一覧

【活動資格（就労資格）】

根拠法	在留資格	該当例	在留期間	区分	新設年
入管法	外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等およびその家族	外交活動期間		
	公用	大使館・領事館職員、国際機関等からの公用派遣者等およびその家族	15日～5年		
	教授	大学教授等	3月～5年	○	
	芸術	作曲家、画家、著述家等	3月～5年	○	
	宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	3月～5年	○	
	報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	3月～5年	○	
	高度専門職(1号)	学歴・職歴・年収等のポイント制度で70点以上に達した者（イ. 教育・研究機関の研究者、ロ. 企業等の技術者・専門職、ハ. 企業等の経営者・管理職）	5年	◎	2015年
	高度専門職(2号)	高度専門職(1号)として3年以上在留し、国益に合致すると認められることなどの要件を満たす者	無期限		
	経営・管理	企業等の経営者・管理職	3月～5年	◎	
	法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	3月～5年	◎	
	医療	医師、歯科医師、看護師	3月～5年	○	
	研究	政府関係機関や私企業等の研究者	3月～5年	◎	
	教育	中学校・高等学校等の語学教師等	3月～5年	○	
	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	3月～5年	◎	
	企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	3月～5年	○	
	介護	介護福祉士	3月～5年	○	2017年
	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	15日～3年	○	
	技能	調理師、スポーツ指導者、パイロット、貴金属等の加工職人等	3月～5年	○	
	特定技能(1号)	特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造、外食の12分野）の技能者	4月～1年	○	2019年
	特定技能(2号)	特定産業分野（建設、造船・船用工業の2分野）の熟練技能者	6月～3年		
技能実習	技能実習生	5年以下		2010年	

【活動資格（非就労資格）】

入管法	文化活動	日本文化の研究者等	3月～3年		
	短期滞在	観光客、会議参加者等	15日以内、30日、90日		
	留学	大学、短大、高専、高校、中学校、小学校の学生・生徒	4年3月以内		
	研修	研修生	3月～1年		
	家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年以内		

【活動資格（特定活動）】

入管法	特定活動	個々の外国人について指定（外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、経済連携協定に基づく外国人看護師等、医療・入院、観光・保養）	3月～5年		
-----	------	--	-------	--	--

【居住資格（身分に基づく在留資格）】

入管法	永住者	原則として引き続き10年以上在留し、独立の生計を営めること、国益に合致すると認められることなどの要件を満たす者	無期限		
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	6月～5年		
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者および本邦で出生し引き続き在留している子	6月～5年		
	定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	6月～5年		
入管特例法	特別永住者	第二次世界大戦の以前から日本に居住して日本国民として暮らしていた外国人で、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を失った者およびその子孫	無期限		

（注）区分欄の◎は高度外国人材、○は高度外国人材を除く専門的・技術的分野の在留資格（本書では「技術等」と表記）
資料：出入国在留管理庁「2022年版出入国在留管理」等

2. 統計からみた中国地方の高度外国人材等の実態

(1) 資格別在留外国人数

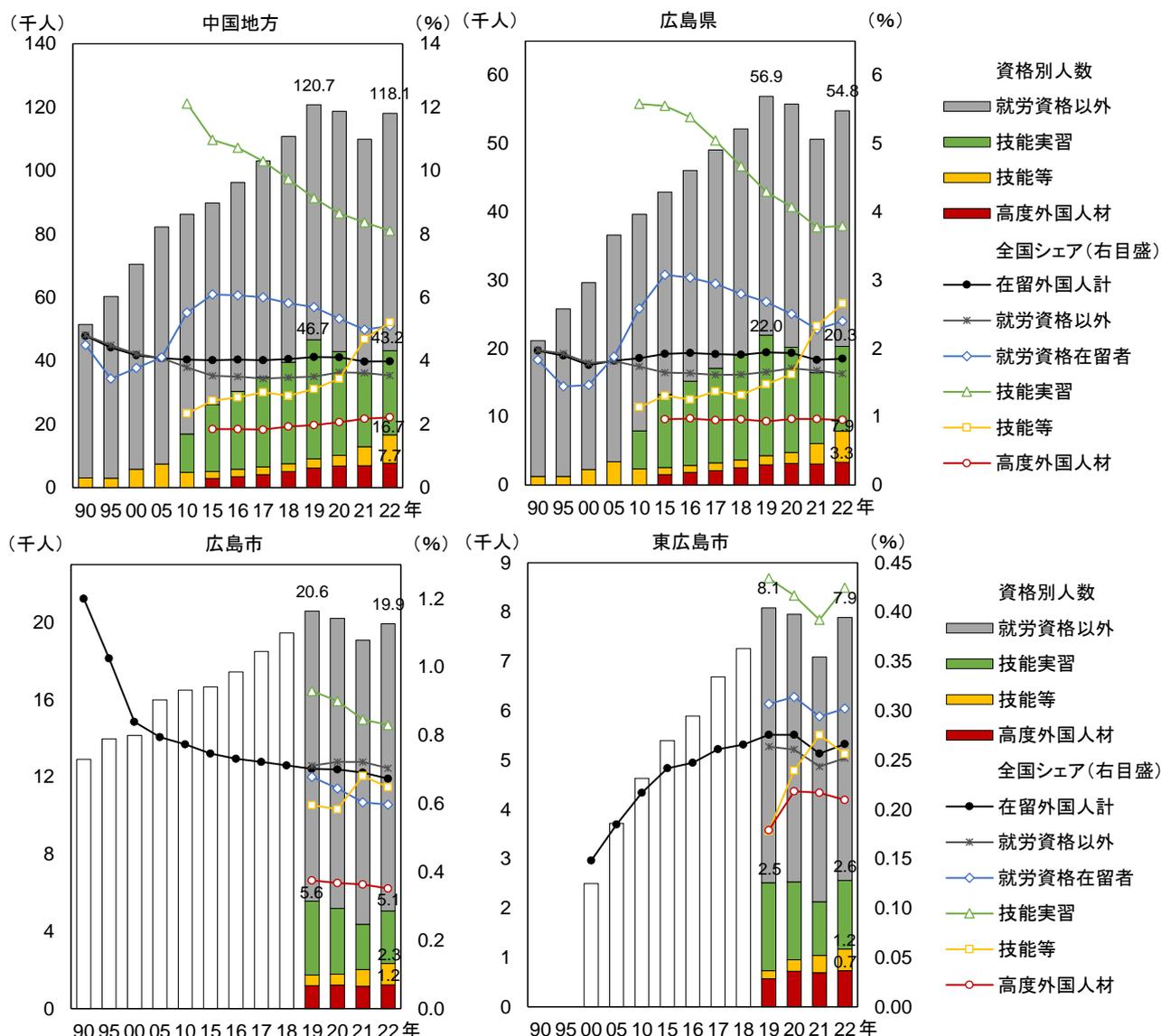
出入国在留管理庁「在留外国人統計」から把握できる中国地方の高度外国人材等の実態は以下の通りである。

①資格別在留外国人数（図表 1.2.1）

（在留外国人計）

中国地方の在留外国人は、1990年代以降増加を続け、2010年代後半に急増して2019年に12万人超とピークを迎えた。その後はコロナ禍により減少に転じたものの、2022年（6月までの半年）

図表 1.2.1 資格別在留外国人数の推移



(注) 1. 外交（外交官等）・公用（外国政府関係者）および日米地位協定に基づく在日米軍関係者を除く各年末値（2022年は6月末値）で、2010年以前は登録外国人数（短期在留者を含む）、2015年以降は在留外国人数（短期在留者を除く）
 2. 高度外国人材の在留資格は高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務の5資格
 3. 技能等の在留資格は教授、芸術、宗教、報道、医療、教育、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能の11資格で、高度外国人材と技能等の合計が専門的・技術的分野の在留資格
 4. 就労資格在留者は専門的・技術的分野の在留資格（高度外国人材+技能等）と技能実習の合計
 5. 広島市の2000年以前は旧湯来町、東広島市の2000年は旧黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く

資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」、同「登録外国人統計」

には再び増加に転じ、年内に過去最高を更新する勢いを示している。こうした増勢は、広島県、広島市、東広島市においても概ね同様であり、2022 年中にはそれぞれ 2019 年のピーク（広島県 5.7 万人、広島市 2.1 万人、東広島市 7.9 千人）を超えることが見込まれる状況にある。

なお、在留外国人の全国シェア^{※1}をみると、中国地方と広島県は全国とほぼ同様な増勢で推移し、東広島市は全国を上回る伸びを示すのに対し、広島市の伸びは全国を下回る状況にある。

（高度外国人材）

2015 年に資格新設された高度専門職をはじめとする高度外国人材は、中国地方、広島県、広島市、東広島市ともに、コロナ禍の中でも増加傾向を続け、2022 年 6 月末に中国地方は 7719 人、広島県は 3318 人、広島市は 1224 人、東広島市は 730 人に達している。なお、近年の増加を在留資格別に詳細にみると、大多数を占める技術・人文知識・国際業務の増加が大きく寄与している。

高度外国人材の全国シェアをみると、中国地方、広島県、広島市、東広島市ともに低く、高度外国人材は少ないのが実情といえる。

（技能等）

高度外国人材とともに専門的・技術的分野の在留資格に位置付けられる技能等^{※2}での在留者は、堅調に増加を続けており、コロナ禍の中でも増加が顕著である。これを在留資格別に詳細にみると、2019 年に資格新設された特定技能の増加によるところが大きい。これにより、技能等と高度外国人材を合わせた専門的・技術的分野の在留者は、2022 年 6 月末現在、中国地方で 1 万 6667 人、広島県で 7871 人、広島市で 2336 人、東広島市で 1169 人に達している。なお、専門的・技術的分野の在留者がコロナ禍の中でも増加しているのは、これが、出入国を伴わない既存在留者の資格変更（留学から技術・人文知識・国際業務へ、技能実習や特定活動から特定技能への変更など）を主としているためと考えられる。

なお、技能等の全国シェアをみると、従来は低位にあったものの、2019 年の特定技能の資格新設に伴い急激に全国シェアを高めており、中国地方・広島県等では特定技能を中心とする技能等の増勢が顕著といえる。とはいえ、技能等と高度外国人材を合わせた専門的・技術的分野の在留者は、全国に比べ依然として少ない状況にある。

（技能実習）

中国地方および広島県において、2010 年代の在留外国人の増加を牽引していたのは、2010 年に資格新設された技能実習であり、2019 年をピークにコロナ禍の中で大きく減少したのも技能実習であるが、2022 年には再び大きく増加に転じつつある。

全国シェアをみると、中国地方、広島県、広島市、東広島市ともに、徐々に低下しているものの技能実習の全国シェアが高く、技能実習生の多さが中国地方・広島県等の特徴といえる。

（就労資格在留者）

技能実習に専門的・技術的分野の在留資格を加えた就労資格在留者は、2019 年のピーク時に中国地方で 4 万 6651 人、広島県で 2 万 1962 人、広島市で 5557 人、東広島市で 2515 人に達している。その後、コロナ禍の中で減少したものの 2022 年には再び増加に転じ、年内に過去最高を更新する勢いを示していること（東広島市では既に 2561 人で過去最高を記録）は、在留外国人全体と同様である。

就労資格在留者の全国シェアは広島市を除いて高位にあり、これは、技能実習の全国シェアが高いことを主因としつつ、近年急増している技能等（特に特定技能）の寄与も認められる。

※1. 全国シェアの上昇は増加率が全国より大きいこと、全国シェアの低下は増加率が全国より小さいことを示す

※2. 高度外国人材を除く専門的・技術的分野の在留資格（教授、芸術、宗教、報道、医療、教育、企業内転勤、介護、技能、特定技能）を本書では「技能等」と表記する（p 5～6 の「在留資格について」「在留資格一覧」を参照）

②資格別在留外国人の属性

1)資格別在留外国人の性・年齢別人数（図表 1.2.2、図表 1.2.3）

（在留外国人計）

中国地方・広島県の在留外国人の性別は男女がほぼ半々で、年齢は男女とも 24 歳以下と 40 歳以上が多く中間層は少ない状況にあり、特に、女性の 40 歳以上が多い。ただし全国に比べると、男女とも 40 歳以上は少なく、男性の 30 歳代以下と女性の 20 歳代以下が多いのが特徴である。

その推移をみると、男女ともに、コロナ禍の影響を強く受けているのが 24 歳以下で、年齢が若いほど影響度は強く、逆に 40 歳以上はわずかながら増加しておりコロナ禍の影響は軽微である。

なお、在留外国人の全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに全国に比べ 40 歳以上が少ない傾向は継続している。

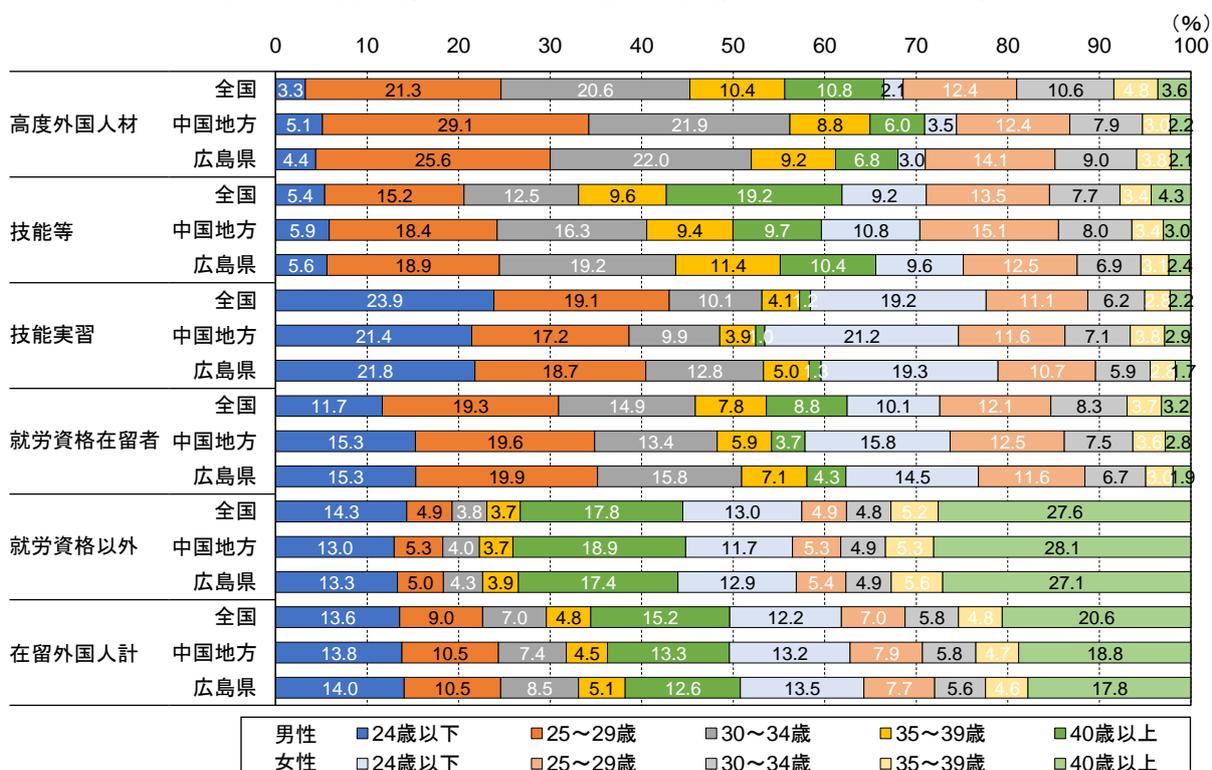
（高度外国人材）

高度外国人材は、中国地方・広島県ともに男性が約 7 割を占め、特に、男性の 25 歳から 34 歳以下が多く、女性でも 25～29 歳が最も多い。全国に比べても、中心的な性・年齢層に大差はない中、特に男性の 25～29 歳が多く、男女とも年齢が高い層は少ないことが特徴である。

その推移をみると、中国地方・広島県とも高度外国人材が増加傾向を示す中、これを牽引しているのが男女の 25 歳から 34 歳以下の層であり、逆に 24 歳以下（特に男性）はコロナ禍による減少が目立つ。

なお、全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに、高度外国人材においても全国に比べ 40 歳以上は少なく、年齢が若い層ほど多いことに特徴がある。

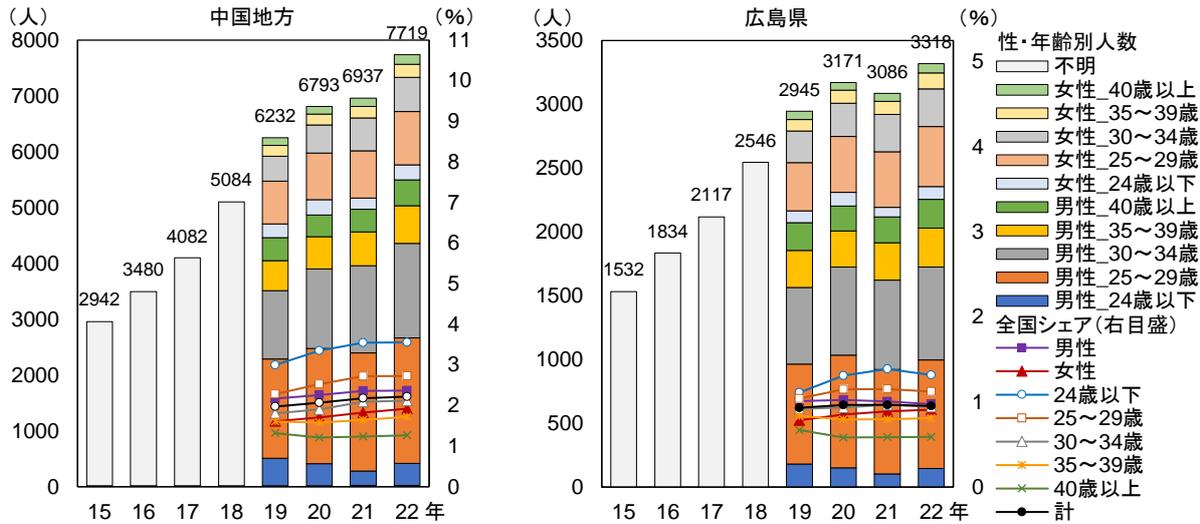
図表 1.2.2 資格別在留外国人の性・年齢別構成比（2022 年 6 月末）



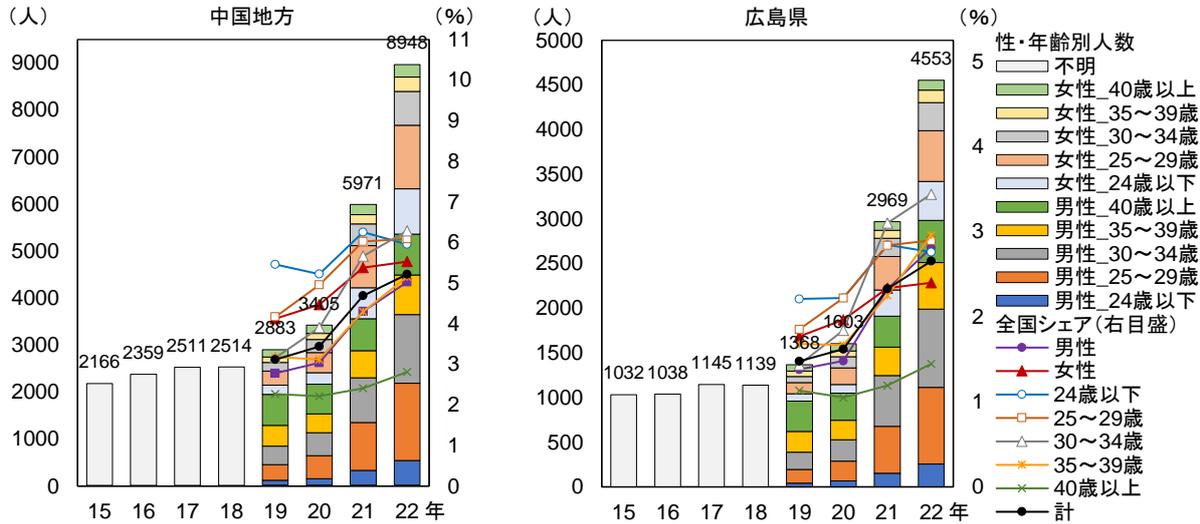
（注）図表 1.2.1 参照
資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

図表 1.2.3 資格別在留外国人の性・年齢別人数の推移

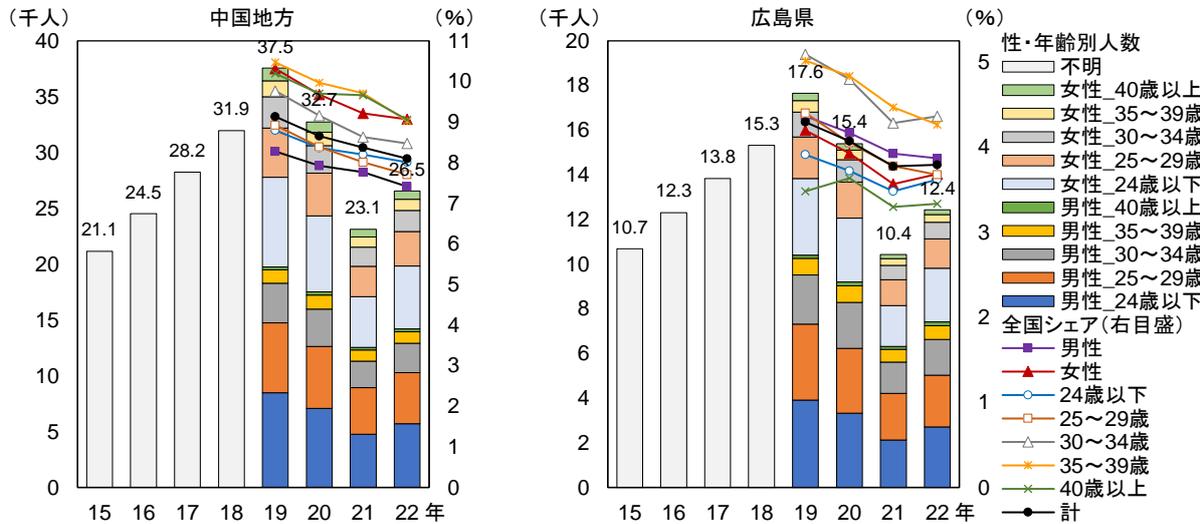
【高度外国人材】



【技能等】



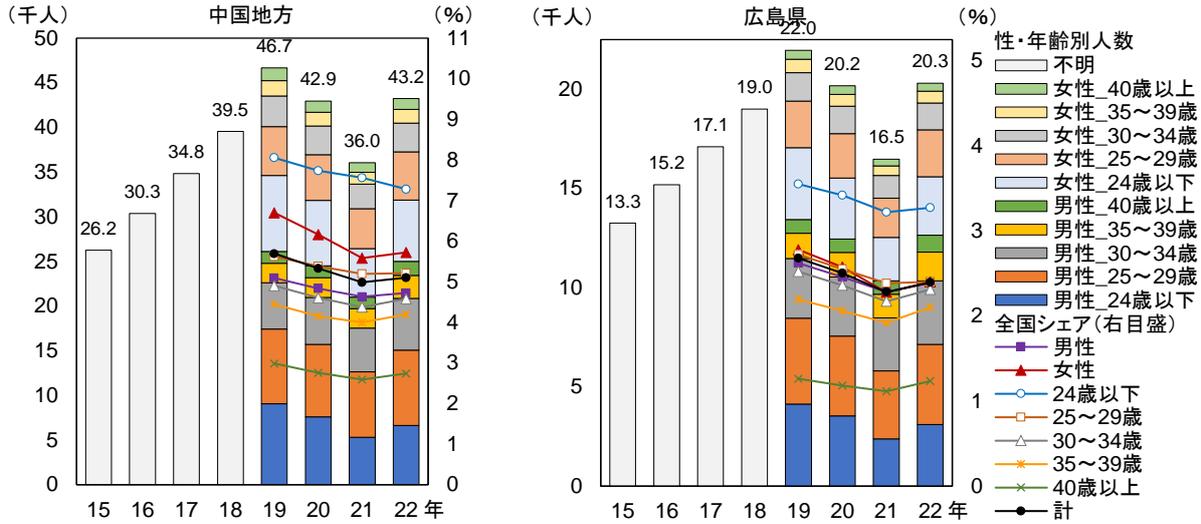
【技能実習】



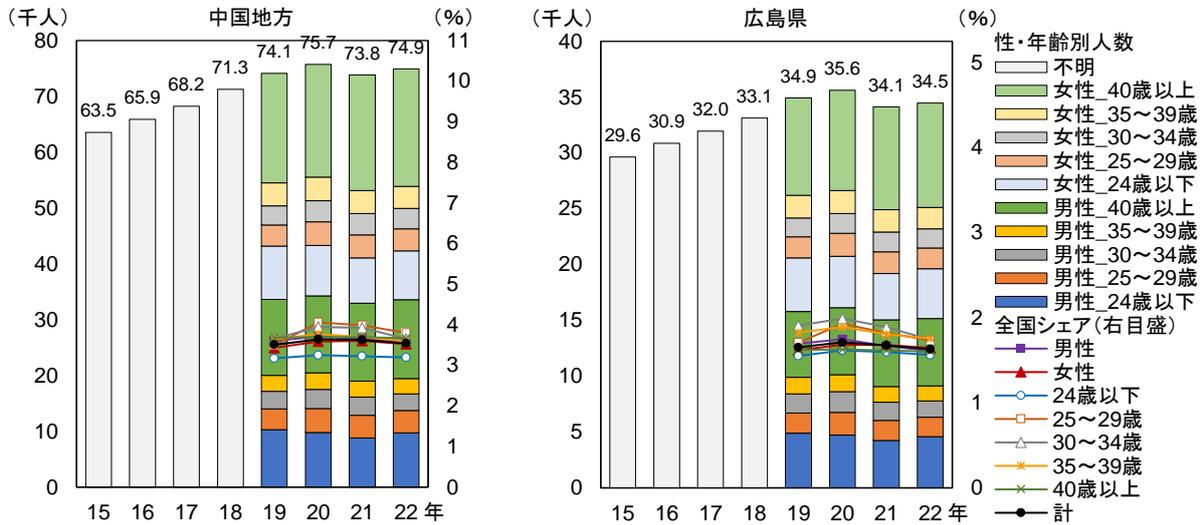
(注) 図表 1.2.1 参照
資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

図表 1. 2. 3 資格別在留外国人の性・年齢別人数の推移～つづき～

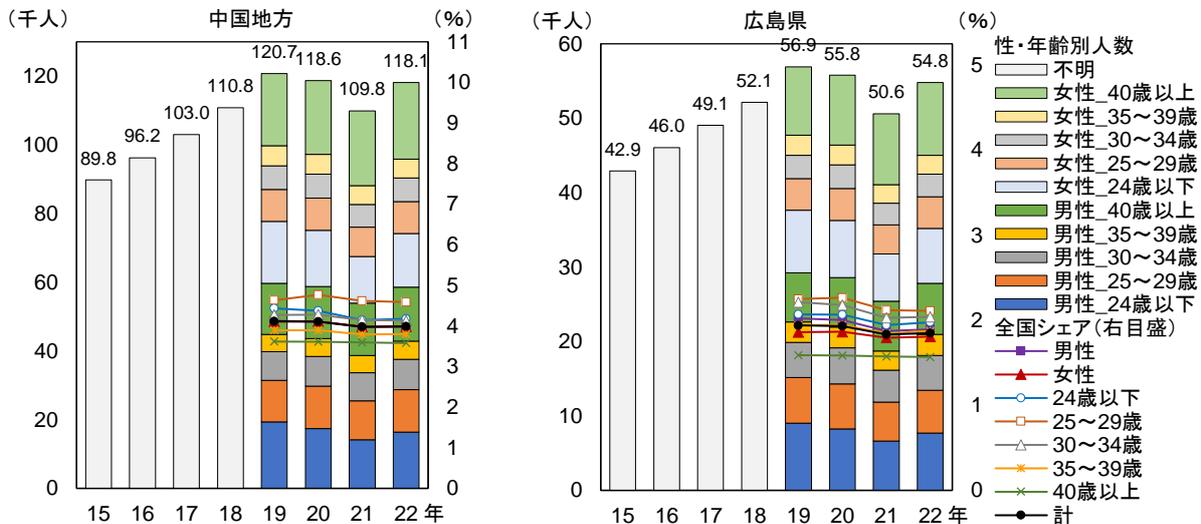
【就労資格在留者（高度外国人材+技能等+技能実習）】



【就労資格以外】



【在留外国人計】



(注) 図表 1. 2. 1 参照
資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

(技能等)

技能等での在留者は、中国地方・広島県ともに男性が約6割を占め、男性の25歳から34歳以下、次いで女性の25～29歳が多い点は、高度外国人材と同様である。全国との比較でも、特に男性の25歳から34歳以下が多く、反対に40歳以上（特に男性）は少ないことに特徴がある。

その推移をみると、コロナ禍の中での急増は、中国地方・広島県ともに、男女の各年齢層のいずれもが寄与しているが、中でも、男性の25歳から34歳以下、次いで女性の29歳以下の増加によるところが大きい。

全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに、技能等での在留者においても全国に比べ40歳以上は少なく、年齢が若い層ほど多い傾向にある中で、30～34歳が全国以上の顕著な増勢を示している。

(技能実習)

コロナ禍の影響が強く表れている技能実習は、男性が女性を上回るものの、上記の専門的・技術的分野の在留資格に比べ男女差は小さい。年齢別では男女ともに24歳以下が最も多く、25～29歳が続き、年齢が若いほど多い傾向が顕著である。全国との比較でもこうした傾向は同様で大差はないが、男性では年齢の若い層が全国に比べやや少ない。

その推移をみると、中国地方・広島県ともに、年齢が若いほどコロナ禍による減少および2022年の回復（増加）がともに大きい傾向にあり、コロナ禍の影響は技能実習の中でも若い層ほど顕著といえる。

全国シェアをみると、その低下は中国地方・広島県の男女・各年齢層にほぼ共通している。また、上記の専門的・技術的分野の在留資格とは異なり、技能実習については、中国地方では年齢の若い層が少なく年齢の高い層ほど多いこと、また、広島県では40歳以上とともに24歳以下が少なく中間層が多いことに特徴がある。

(就労資格在留者)

以上の実態を反映し、技能実習に専門的・技術的分野の在留資格を加えた就労資格在留者は、就労資格以外の在留者に比べて、中国地方・広島県ともに、男性が6割程度を占めて多く、男性では25歳から34歳以下、女性では25～29歳が多く、40歳以上はともに少ない。全国との比較でも、中国地方・広島県ともに、男女の24歳以下が多く、年齢の高い層は少ないのが特徴である。

その推移をみると、多数を占める技能実習の動向を反映して、中国地方・広島県ともに、年齢が若いほどコロナ禍による減少および2022年の回復（増加）がともに大きく、コロナ禍の影響は就労資格在留者の中でも若い層ほど大きい傾向がみられる。

コロナ禍の中での全国シェアの推移をみると、中国地方・広島県ともに、減少局面では全国以上に減少し、増加に転じた2022年の増勢は全国よりも顕著であり、増減ともにコロナ禍の影響が全国に比べて大きいことが指摘できる。また、年齢構成については、24歳以下が多く40歳以上をはじめ年齢の高い層ほど少ないことに特徴がある。

2)資格別在留外国人の国籍別人数（図表 1.2.4、図表 1.2.5）

（在留外国人計）

中国地方・広島県の在留外国人の国籍は、ベトナムが最も多く、中国が続く、次いで中国地方は韓国・フィリピン、広島県はフィリピン・韓国の順である。全国に比べると、中国地方・広島県ともに、ベトナムが多く、フィリピンも多いのに対して、韓国は大差なく、中国は少ない状況にあり、総じて東南アジアが多く東アジアは少ないのが特徴である。

その推移をみると、中国地方・広島県ともに、コロナ禍以前の増加を牽引していたのはベトナム、コロナ禍による減少が大きいのは中国、2022年の回復（増加）に最も寄与しているのはベトナムであり、2015年以降の通年では、東アジアの中国・韓国が減少しているのに対し、ベトナムのほかフィリピン等を含めた東南アジアが大きく増加している。

在留外国人の全国シェアを国籍別にみると、中国地方・広島県ともに、ベトナム、インドネシアのほかフィリピンを含めた東南アジアが多い傾向が続いている。

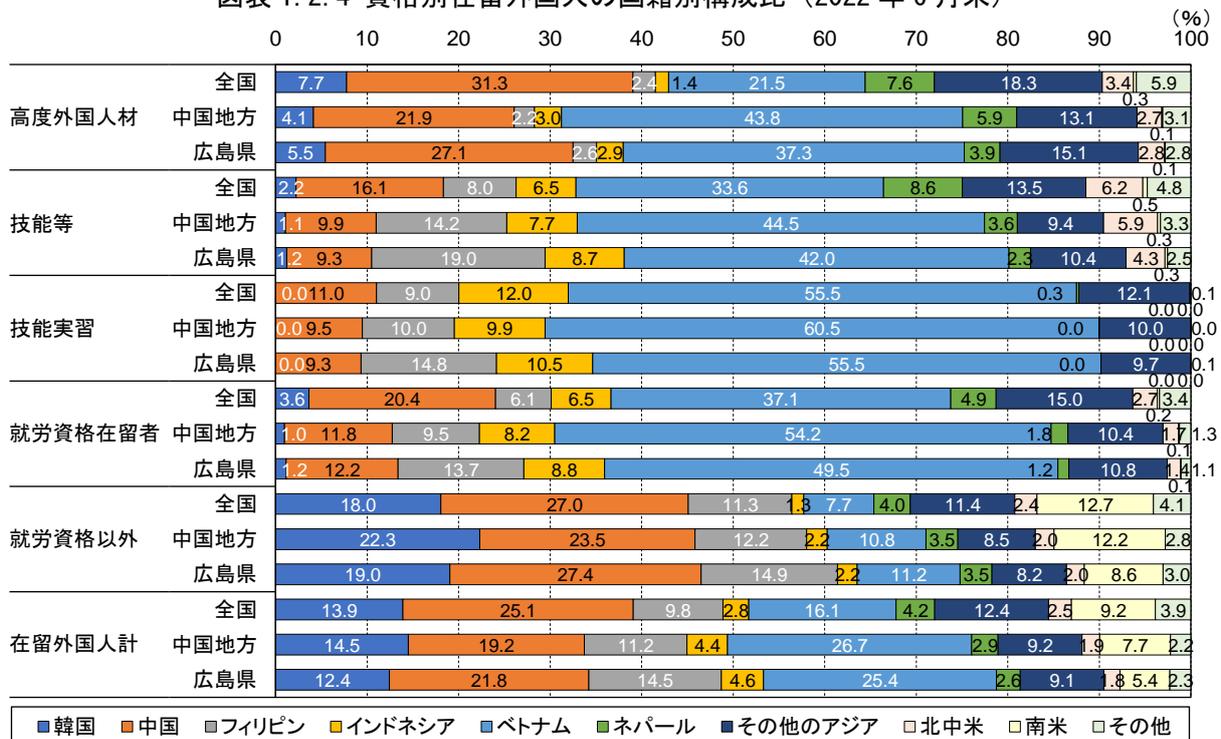
（高度外国人材）

高度外国人材の国籍は、中国地方・広島県ともに、ベトナムに次いで中国が多い。全国に比べると、中国地方・広島県ともに（特に中国地方では）、ベトナムが多いのに対して、中国は少ないのが特徴である。

その推移をみると、中国地方・広島県ともに、コロナ禍以前の増加を牽引していたのはベトナム、コロナ禍による減少は中国や韓国等でみられ、2022年の回復（増加）に最も寄与しているのはベトナムであり、2015年以降の通年では、ベトナムの増加が大きく、中国・韓国等も増加している。

高度外国人材の全国シェアを国籍別にみると、中国地方・広島県ともに、ベトナム、インドネ

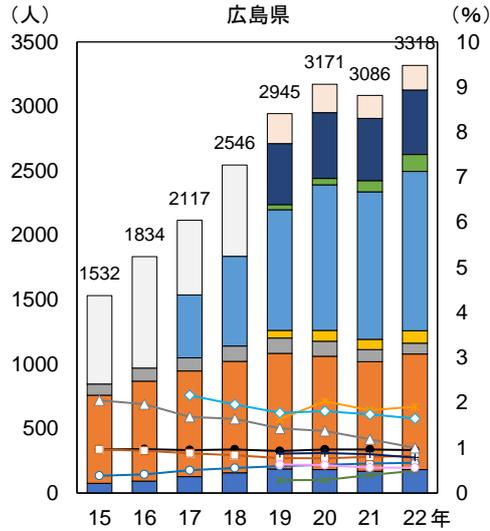
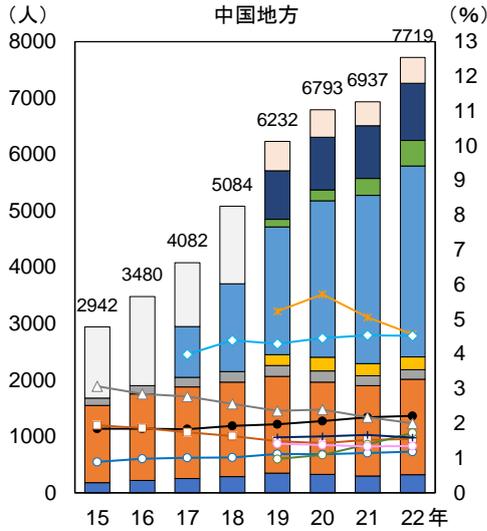
図表 1.2.4 資格別在留外国人の国籍別構成比（2022年6月末）



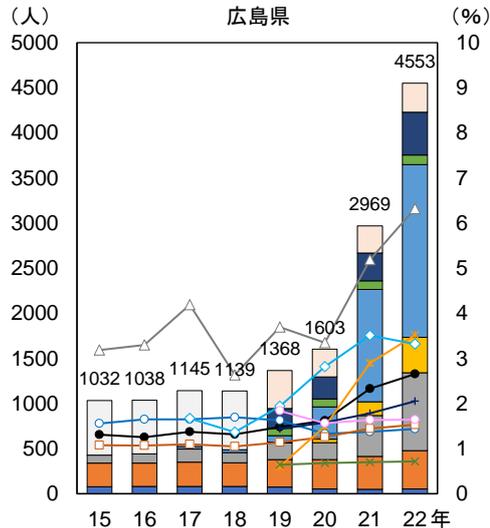
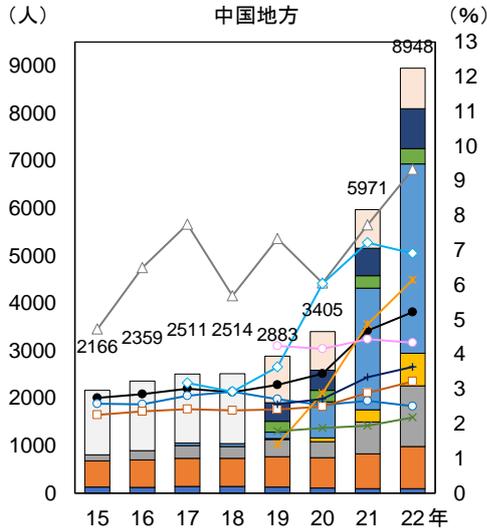
（注）図表 1.2.1 参照
資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

図表 1.2.5 資格別在留外国人の国籍別人数の推移

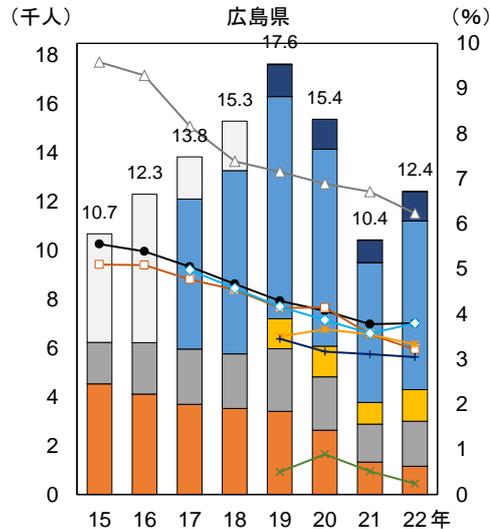
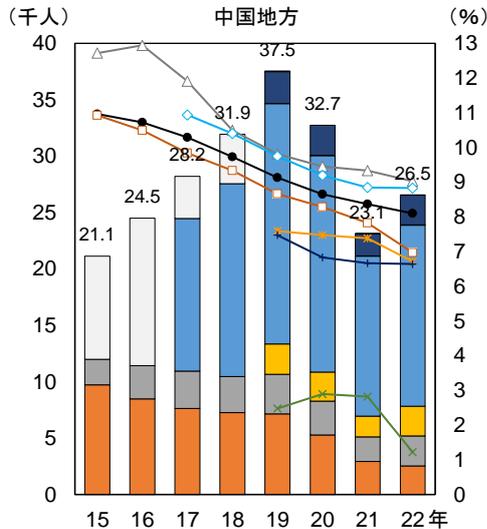
【高度外国人材】



【技能等】



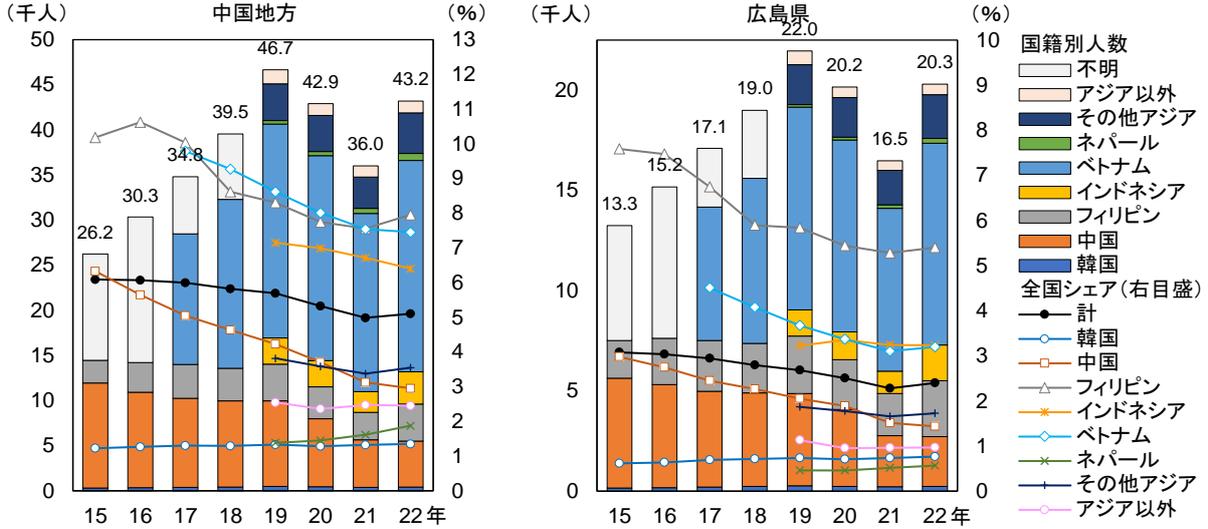
【技能実習】



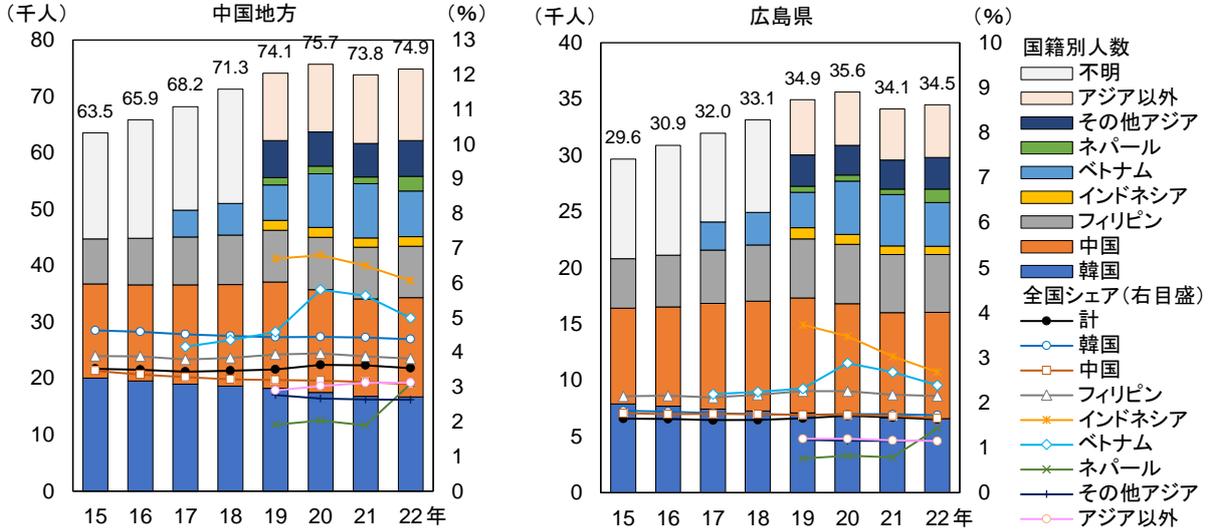
(注) 図表 1.2.1 参照
資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

図表 1.2.5 資格別在留外国人の国籍別人数の推移～つづき～

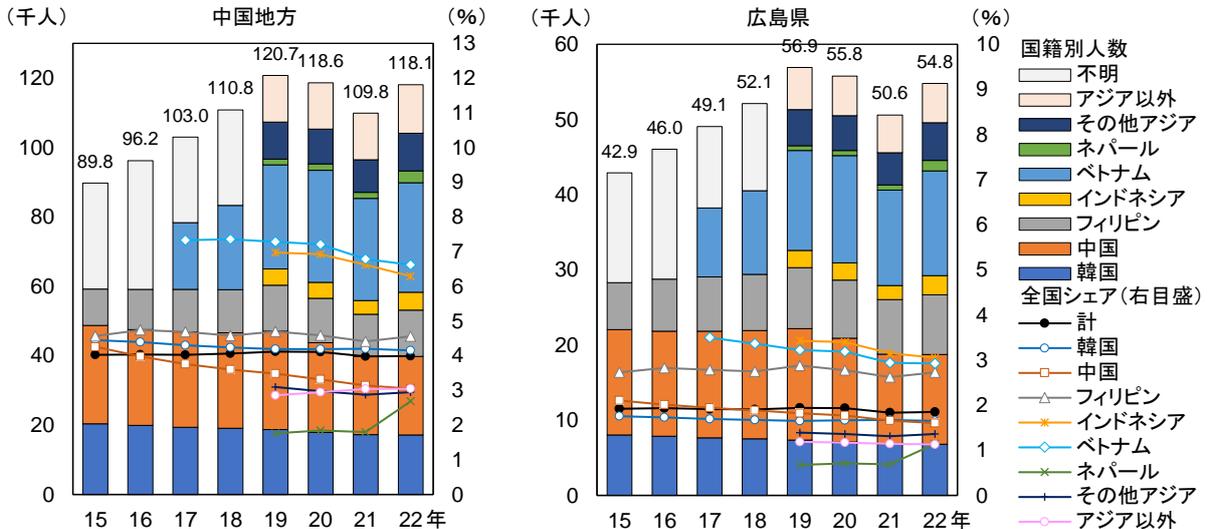
【就労資格在留者（高度外国人材+技能等+技能実習）】



【就労資格以外】



【在留外国人計】



(注) 図表 1.2.1 参照
資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

シアのほかフィリピンを含めた東南アジアが多い傾向が続く中、フィリピンは全国シェア低下が続いており、このほかでは中国も全国シェアは低下している。

(技能等)

技能等での在留者は、中国地方・広島県ともに、ベトナムが多く、フィリピンが続き、以下、中国、インドネシアの順である。全国に比べると、ベトナム・フィリピンやインドネシアが多いのに対して、中国は少ないのが特徴である。

その推移をみると、コロナ禍の中での急増は、中国地方・広島県ともに、ベトナムのほかフィリピンやインドネシアを含めた東南アジアが牽引しており、中国やネパール等も増加している。

技能等の全国シェアを国籍別にみると、コロナ禍の中でのベトナム、フィリピン、インドネシアの増加は、全国以上に顕著であったことがわかる。

(技能実習)

技能実習の国籍は、中国地方・広島県ともに、ベトナムが過半を占め、フィリピン、インドネシアや中国も1割程度を占めている。全国に比べても国籍別構成に大差はないが、中国地方ではベトナム、広島県ではフィリピンが多い点に特徴がある。

その推移をみると、中国地方・広島県ともに、中国が大きく減少する一方で、ベトナムがコロナ禍以前の増加、コロナ禍の中での減少、2022年の回復（増加）に大きく寄与しており、2015年以降の通年でもベトナムの増加が大きい。

技能実習の全国シェアを国籍別にみると、中国地方・広島県の各国籍ともにいずれも低下傾向にある中で、中国地方ではベトナムとフィリピンがやや多く、広島県ではフィリピンが多い傾向が続いている。

(就労資格在留者)

以上の実態を反映し、技能実習に専門的・技術的分野の在留資格を加えた就労資格在留者の国籍は、中国地方・広島県ともに、ベトナムが多く、このほか中国、フィリピン、インドネシアが並んでいる。全国に比べると、中国地方・広島県ともに、ベトナムが多く、フィリピンやインドネシアも多いのに対し、中国は少ないことに特徴がある。

その推移をみると、多数を占める技能実習の動向を反映して、中国地方・広島県ともに、中国が大きく減少する一方で、ベトナムがコロナ禍以前の増加、コロナ禍の中での減少、2022年の回復（増加）に大きく寄与しており、2015年以降の通年でもベトナムの増加が大きい。

全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに、ベトナム、インドネシアやフィリピンといった東南アジアが概ね低下傾向を示すとはいえ一貫して多いこと、中国の減少は全国以上に顕著であることが特徴である。

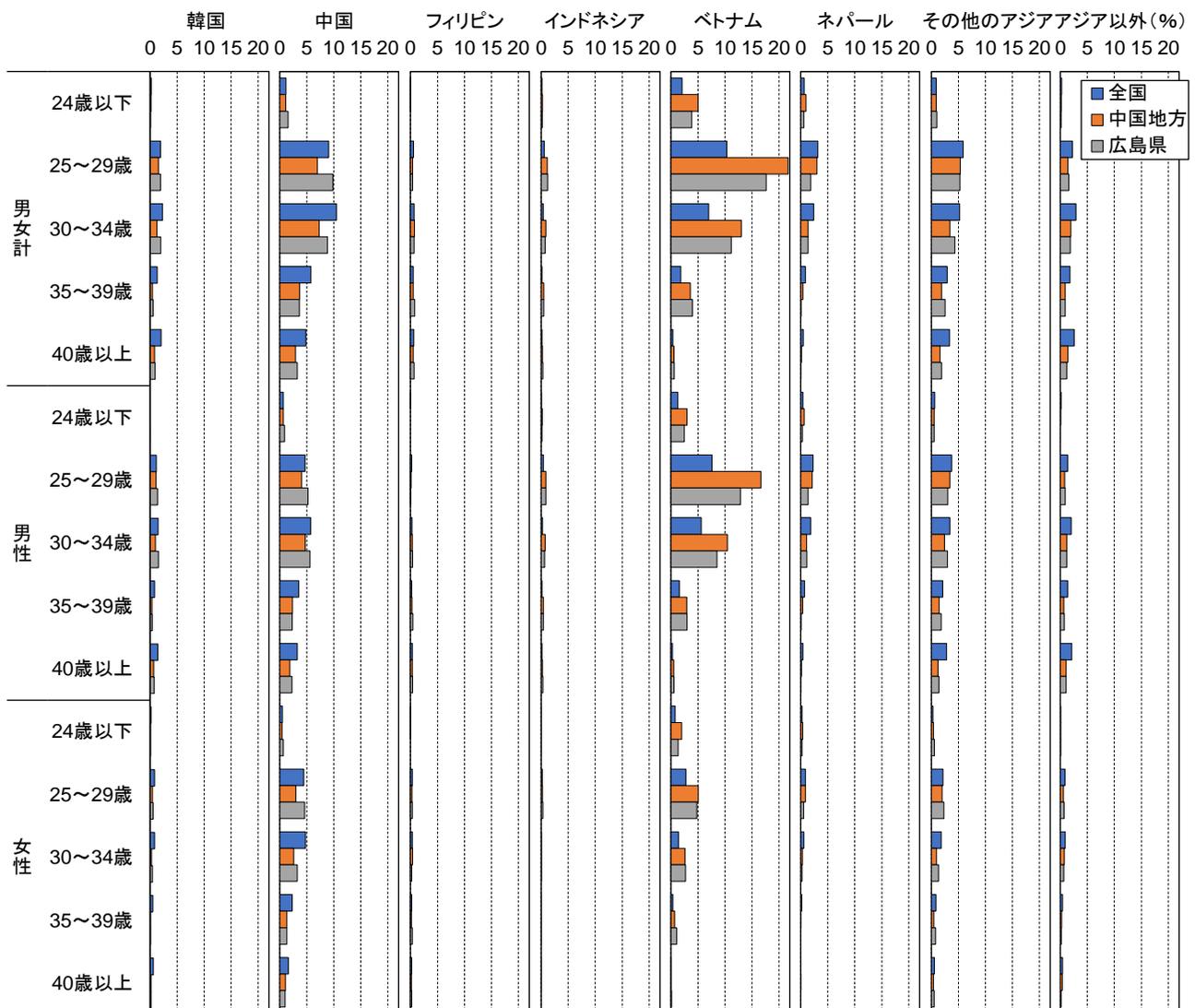
3)高度外国人材の性・年齢×国籍別の構成比（図表 1.2.6）

出入国在留管理庁「在留外国人統計」は、在留外国人数について、より詳細な性・年齢×国籍別の数値も公表している。

そこで、高度外国人材について2022年時点の性・年齢×国籍別の構成比をみると、中国地方・広島県ともに、ベトナム男性の25～29歳、次いでベトナム男性の30～34歳が多く、以下、ベトナム女性の25～29歳や、中国男性の30～34歳と25～29歳、中国女性の25～29歳も多い。

全国との比較でみると、中国地方・広島県ともに、ベトナムの男女・各年齢層が多いのに対し、中国の男女・各年齢層は、広島県の男女25～29歳等を除き年齢が高いほど少ない状況にあることがわかる。

図表 1.2.6 高度外国人材の性・年齢×国籍別の構成比（2022年6月末）



(注) 図表 1.2.1 参照
資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

(2) 外国人就業者数

総務省「国勢調査」から把握できる中国地方の外国人就業者等の実態は以下の通りである。

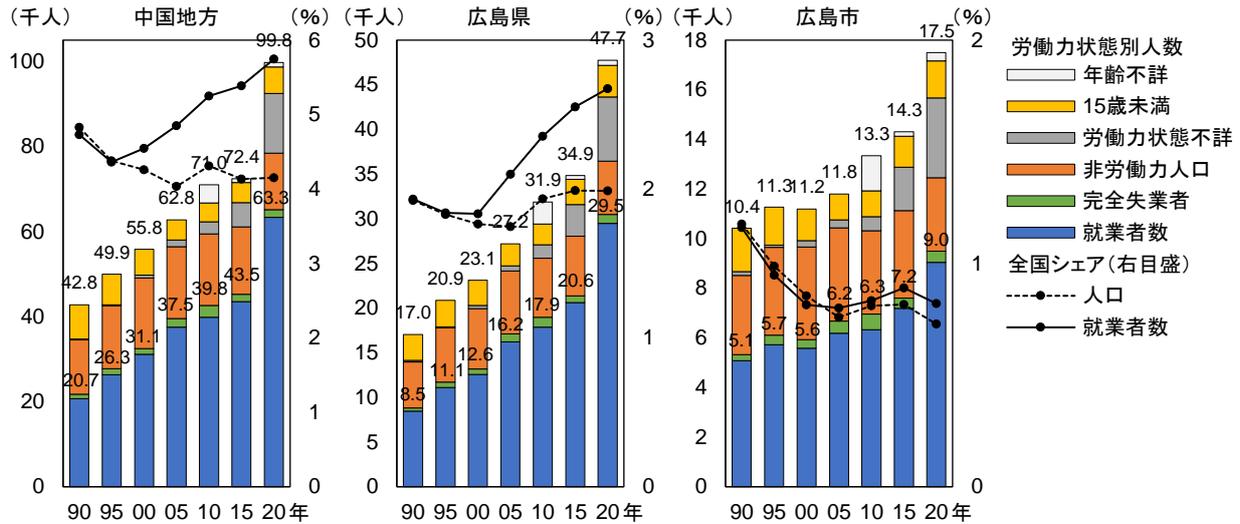
①外国人人口および外国人就業者数（図表 1.2.7、図表 1.2.8）

中国地方・広島県・広島市の外国人人口は、1990年代以降増加を続け、2010年代後半に急増して2020年には中国地方で約10万人、広島県で4.8万人、広島市で1.8万人に達した。人口の増加とともに外国人就業者も増加を続け、2020年には中国地方で6万3326人、広島県で2万9482人、広島市で9042人に達している。

それぞれの全国シェアをみると、中国地方・広島県では、外国人人口の伸びが弱含みながらも全国並みで推移する中、外国人就業者は1990年代末以降全国を上回る増勢に転じており、外国人の就業・雇用環境が全国以上に充実してきたと考えられる。それに対して、広島市では、外国人人口・就業者ともに2000年代半ばまでは全国を下回る伸びにとどまり、その後も停滞気味である。

なお、他の統計のデータと比較すると、出入国在留管理庁「在留外国人統計」における中国地方の2020年時点での就労資格在留者数は4万2922人であり、これに比べると、中国地方の同年の就業者数は2.0万人ほど多い。これは、「在留外国人統計」が活動資格（就労資格）以外の資格による在留者（約7.6万人）の中で就労している者（外国人留学生のアルバイト、就労している永住者等）を含んでいないことから、妥当な結果と判断できる。また、後述の厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめにおける中国地方の2020年時点での外国人労働者（雇用者）数は7万4577人であり、これに比べると、中国地方の同年の就業者数は1.1万人ほど少ない。本来は、「外国人雇用状況」の届出状況まとめに特別永住者および自営業主・フリーランス等の非雇用者が含まれていないため、国勢調査による就業者数の方が多くなるはずである。このような逆転現象が起きている主な要因として、国勢調査が自己申告制のため無回答（不詳）が多く発生していることが挙げられる。図表 1.2.8 に図示するように、2020年時点で中国地方の労働力状態不詳は1.4万人、年齢不詳を含めると1.5万人が不詳であり、このほか、日本人・外国人別不詳が11.7万人に上る。このように、外国人労働者数の捕捉率は、厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめが最も高く、これに特別永住者および自営業主・フリーランス等の非雇用者など把握できていないものを含めれば、実際の外国人労働者はさらに多いはずだが、正確な人数を把握できないのが現状である。

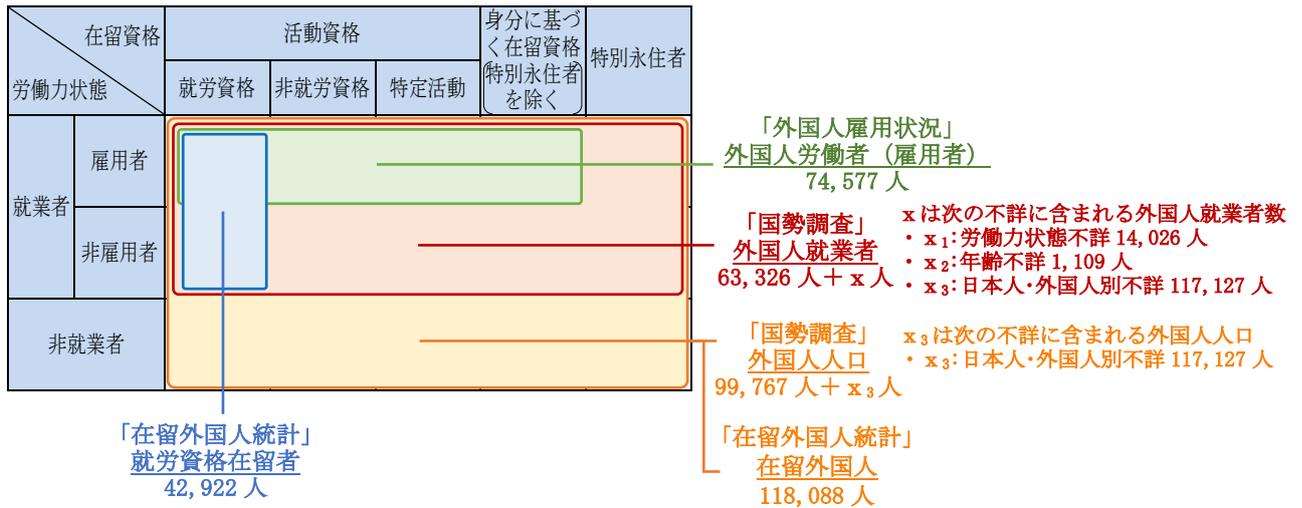
図表 1.2.7 外国人人口および外国人就業者の推移



(注) 1. 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員およびその家族、外国軍隊の軍人・軍属およびその家族を除く 10月1日値
2. 広島市の2000年以前は旧湯来町を除く

資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.8 主な統計に基づく中国地方の外国人データ比較



②外国人就業者の性・年齢、国籍、労働力状態

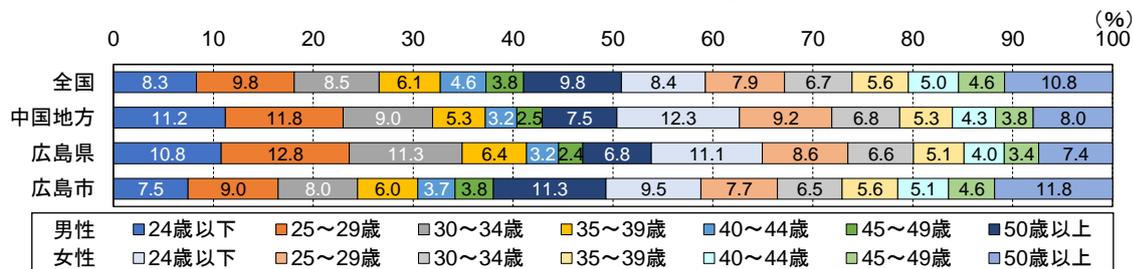
1)外国人就業者の性・年齢 (図表 1.2.9、図表 1.2.10)

外国人就業者の性別は男女がほぼ半々で、年齢は、中国地方・広島県では男女ともに若い層ほど多く、広島市ではこの傾向はやや弱い。全国に比べても、中国地方・広島県では若い層の多いことが特徴であり、広島市は全国とほぼ同様であるが50歳以上が多いなどやや高齢といえる。

その推移をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、外国人就業者の増加には男女の各年齢層のいずれもが寄与しているが、中でも女性、年齢別では若い層ほど増加への寄与が大きい。

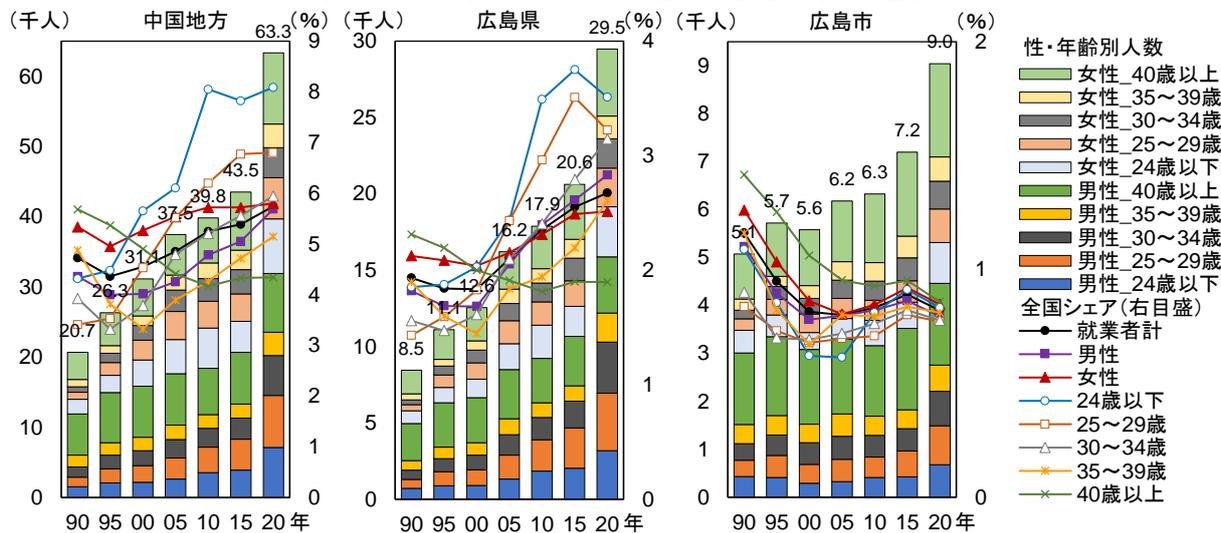
全国シェアをみても、中国地方・広島県では、若い層ほど増勢が顕著であり、性別では男女ともに全国以上の伸びを示している。一方、広島市では、男女の各年齢層において全国シェアが長期的に低下・停滞している。

図表 1.2.9 外国人就業者の性・年齢別構成比 (2020年)



(注) 図表 1.2.7 参照
 資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.10 外国人就業者の性・年齢別人数の推移



(注) 図表 1.2.7 参照
 資料：総務省「国勢調査」

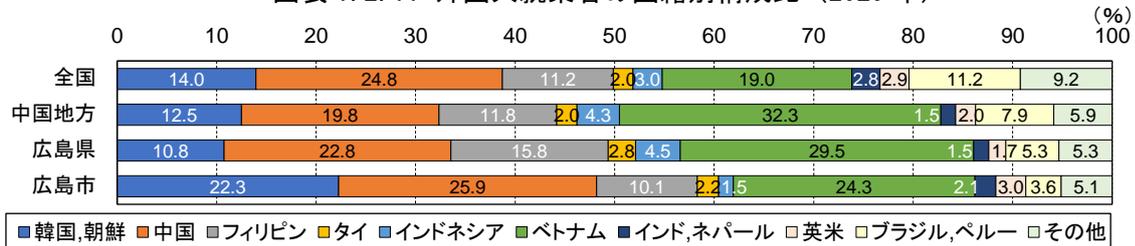
2)外国人就業者の国籍 (図表 1.2.11、図表 1.2.12)

外国人就業者の国籍は、中国地方・広島県ではベトナムが最も多く、中国が続く、以下、中国地方は韓国、朝鮮・フィリピン、広島県はフィリピン・韓国、朝鮮の順である。広島市でも上位国は同様であるが、中国・ベトナム・韓国、朝鮮がほぼ同率で多くフィリピンとの差は大きい。全国と比べると、中国地方・広島県・広島市ともにベトナムが多く、このほか、中国地方・広島県ではフィリピン、広島市では韓国、朝鮮が多いこと、これらを含めアジアが多いことに特徴がある。

その推移をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、韓国、朝鮮が大きく減少し、2010年までは増加を牽引してきた中国が2010年以降は鈍化・減少する中で、ベトナムやフィリピンに代表される東南アジアが急増している。

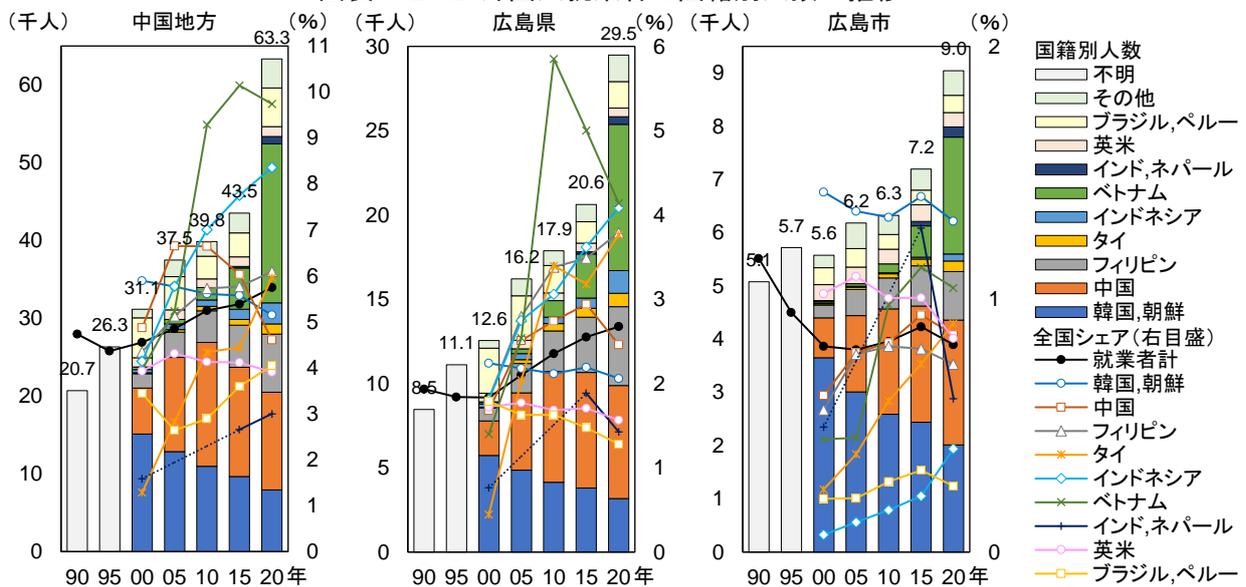
全国シェアをみると、中国地方・広島県・広島市ともに、韓国、朝鮮の減少、中国の増勢から鈍化・減少への転換、ベトナム等の東南アジアの急増という傾向は、総じて全国以上に顕著である。

図表 1.2.11 外国人就業者の国籍別構成比 (2020年)



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.12 外国人就業者の国籍別人数の推移



(注) 1. 図表 1.2.7 参照
2. 2015年のインド,ネパールはインドのみ(ネパールはその他に含まれる)
資料：総務省「国勢調査」

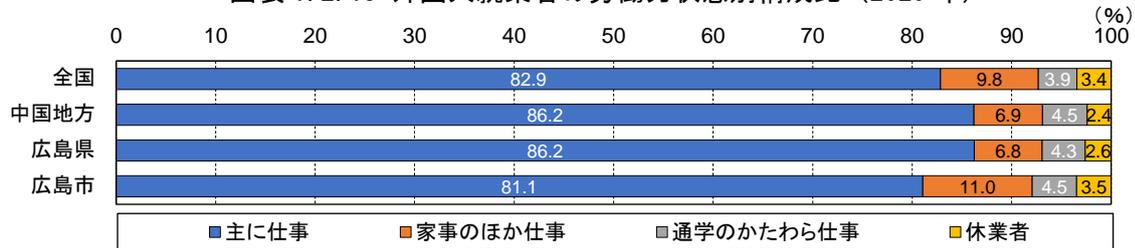
3)外国人就業者の労働力状態 (図表 1.2.13、図表 1.2.14)

外国人就業者の労働力状態をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、「主に仕事」が8割強を占めるが、全国に比べ、中国地方・広島県では、「主に仕事」が多い一方で「家事のほか仕事」は少ないのに対し、広島市では「主に仕事」はやや少なく「家事のほか仕事」等が多い。

その推移をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、「主に仕事」のほかいずれの状態も増加している。増加への寄与度は、多数を占める「主に仕事」が大きいですが、それぞれの増加率をみると、中国地方・広島県における「通学のかたわら仕事」(留学生のアルバイト等)の増加が目立つ。

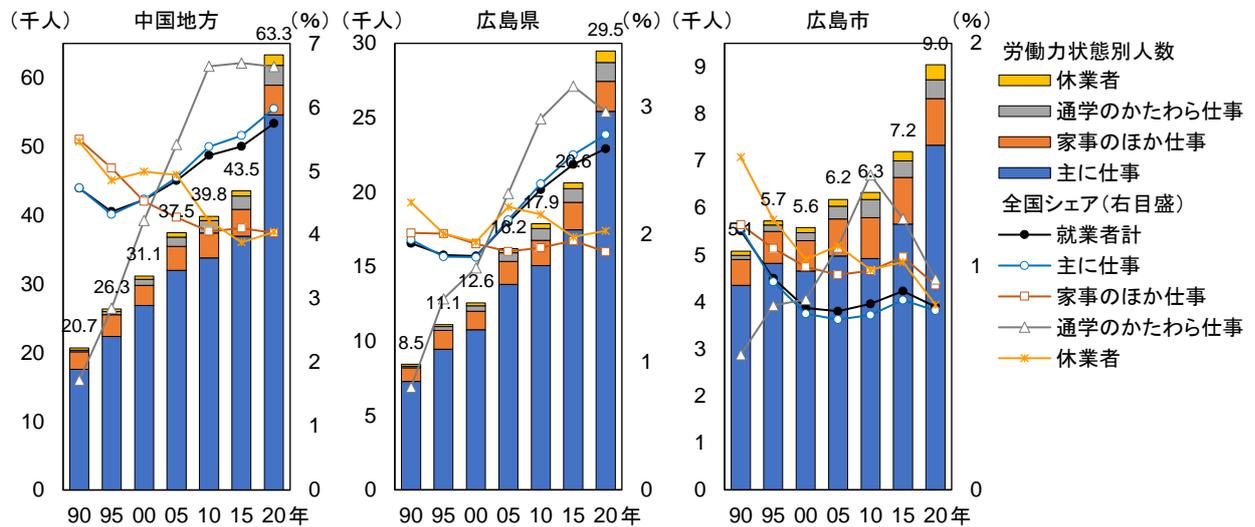
全国シェアをみると、中国地方・広島県では、「主に仕事」のほか「通学のかたわら仕事」が全国以上の伸びを示している。一方、広島市では、「通学のかたわら仕事」を除いて全国シェアは長期的に低下・停滞しており、「通学のかたわら仕事」も2010年までは全国以上の増勢であったものの、2010年以降は低下・停滞を示している。

図表 1.2.13 外国人就業者の労働力状態別構成比 (2020年)



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.14 外国人就業者の労働力状態別人数の推移



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

4)外国人就業者の性・年齢×労働力状態（図表 1. 2. 15）

総務省「国勢調査」は、外国人就業者数について、より詳細な性・年齢×労働力状態別の数値も公表している。

2020年時点の性・年齢×労働力状態別の構成比をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、男女の各年齢層にわたり「主に仕事」が多い中、年齢構成を反映して、男女ともに年齢が若い層ほど多い傾向にある。また、「家事のほか仕事」は主に女性で年齢が高い層ほど多いこと、「通学のかたわら仕事」は男女の24歳以下に次いで25～29歳で多いことなどがわかる。

全国との比較でみると、中国地方・広島県で「主に仕事」が多いのは、男女ともに年齢の若い層であること、一方、「家事のほか仕事」が少ないのは、女性の各年齢層に共通する特徴であることがわかる。また、広島市で「主に仕事」が全国に比べ少ないのは、男性の年齢が若い層によるところが大きいこと、「家事のほか仕事」が全国より多いのは、女性の各年齢層に概ね共通する特徴といえる。

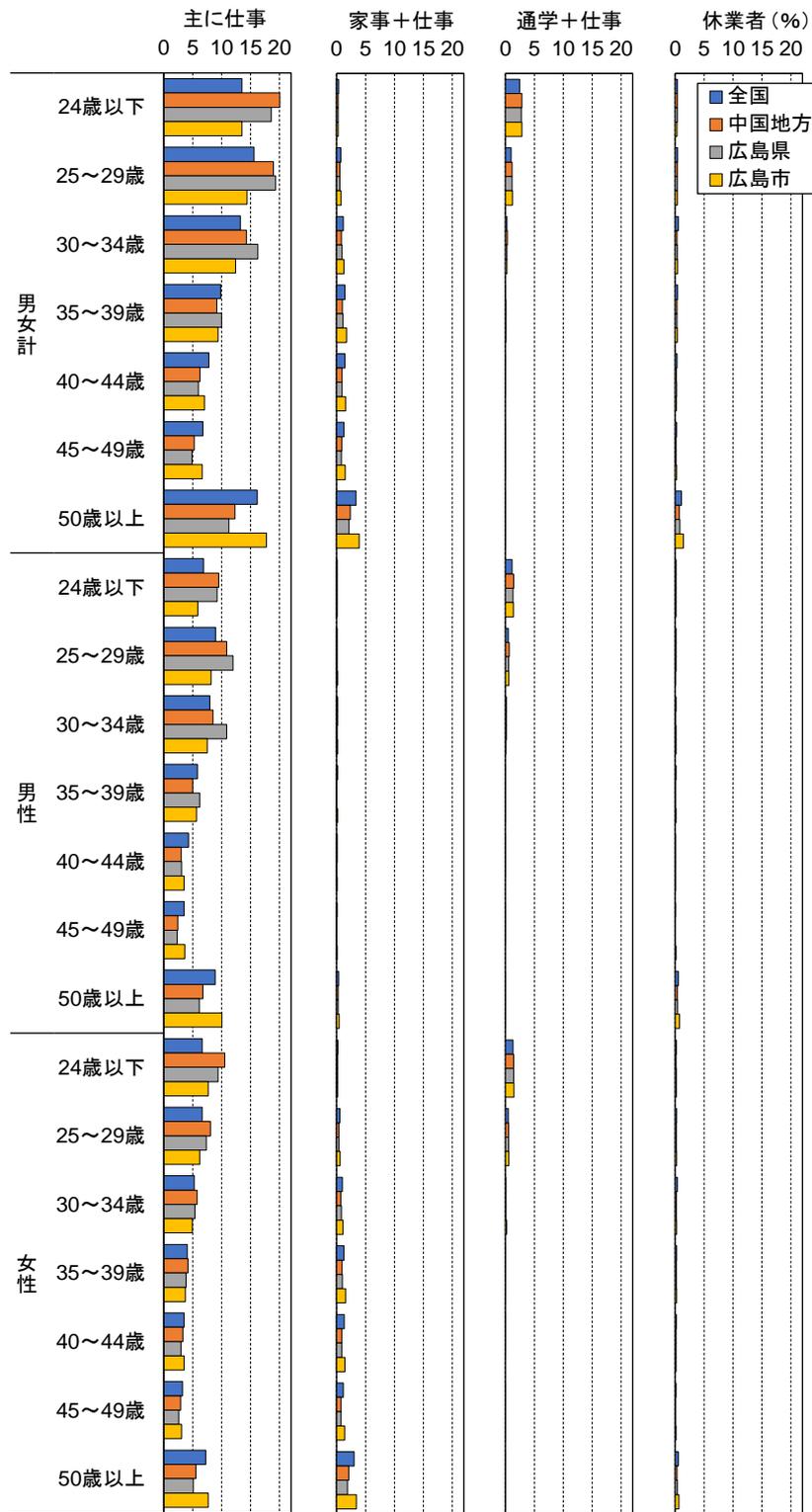
5)外国人就業者の性×国籍×労働力状態（図表 1. 2. 16）

総務省「国勢調査」は、外国人就業者数について、より詳細な性×国籍×労働力状態別の数値も公表している。

2020年時点の性×国籍×労働力状態別の構成比をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、男女のいずれの国籍についても「主に仕事」が大多数を占めており、国籍構成を反映して、男女ともにベトナムや中国が多いほか、広島県ではフィリピン男性、広島市では韓国、朝鮮の男女も多いことに特徴がある。また、「家事のほか仕事」は、韓国、朝鮮・中国・フィリピンの女性、「通学のかたわら仕事」は、ベトナムや中国の男女で多いことなどがわかる。

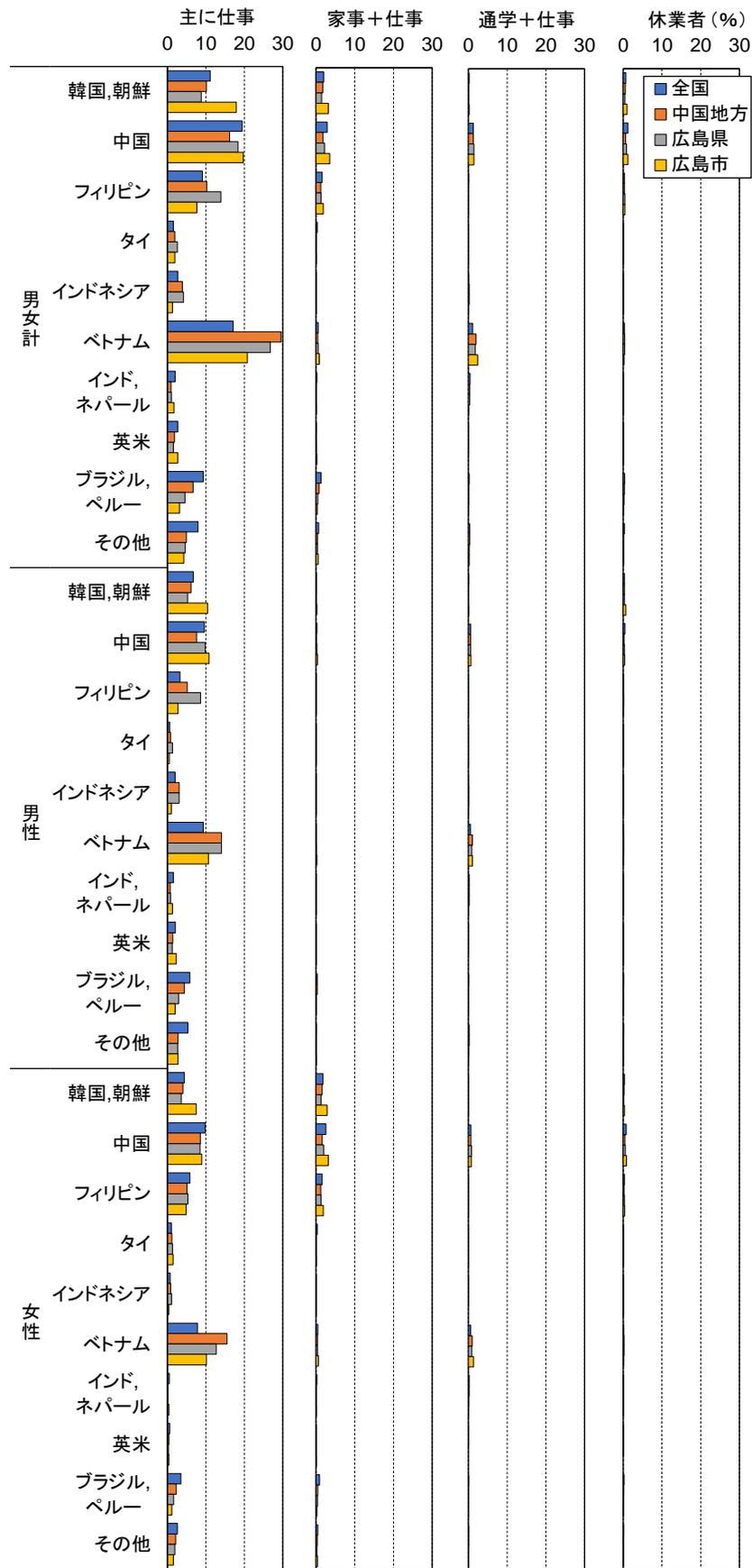
全国との比較でみると、中国地方・広島県で「主に仕事」が多いのは、ベトナムの男女やフィリピン男性が多いことを反映しており、「家事のほか仕事」が少ないのは、韓国、朝鮮・中国・フィリピンの女性に共通する特徴であることがわかる。また、広島市で「主に仕事」が全国に比べ少ないのは、フィリピンやインドネシアのほかブラジル、ペルー等の男女が少ないことを反映しており、「家事のほか仕事」が全国より多いのは、韓国、朝鮮・中国・フィリピンの女性に共通する特徴であることがわかる。

図表 1.2.15 外国人就業者の性・年齢×労働力状態別の構成比（2020年）



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.16 外国人就業者の性×国籍×労働力状態別の構成比（2020年）



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

③外国人就業者の就業形態、産業、職業

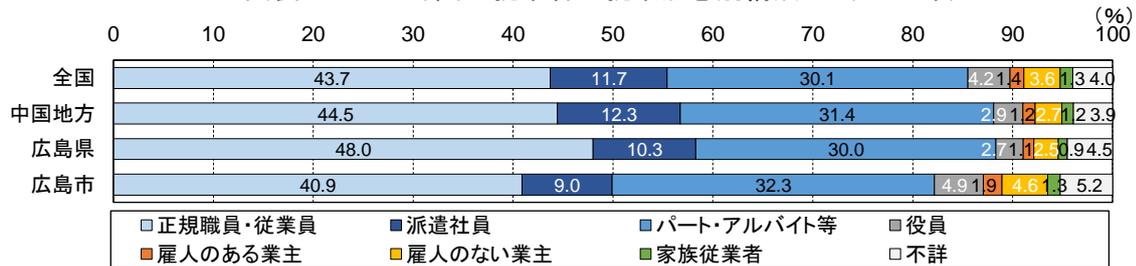
1)外国人就業者の就業形態 (図表 1.2.17、図表 1.2.18)

外国人就業者の就業形態をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、正規職員・従業員が半数近くを占め、パート・アルバイト等が約3割で、これらに派遣社員を加えた雇用者が8割以上を占める。全国と比べた雇用者の割合は、中国地方・広島県では多いのに対し、広島市では少ない。これは、中国地方では雇用者3形態のいずれも多いこと、広島県では正規職員・従業員が多いこと、反対に、広島市では正規職員・従業員とともに派遣社員が少ないことによる。

その推移をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、雇用者が大きく増加しているのに対し、役員および業主・家族従業者は減少している。こうした中、広島市の外国人就業者全体の増勢が緩やかであるのは、主に正規職員・従業員の増加が少ないことが要因といえる。

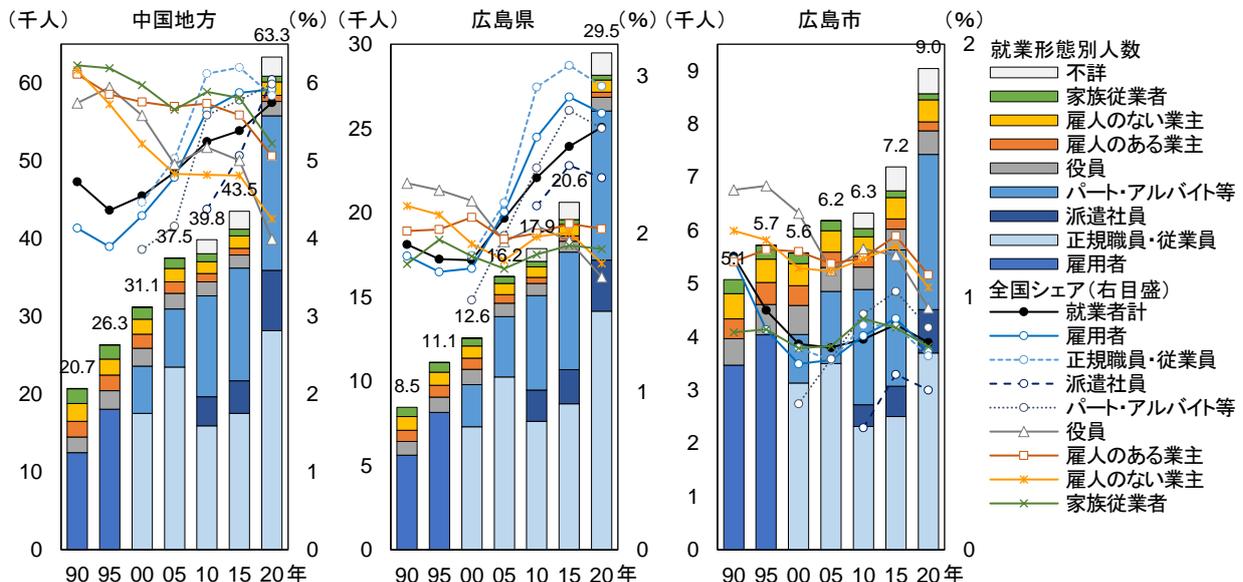
全国シェアをみると、中国地方・広島県では、雇用者3形態はともに全国以上の伸びを示しているのに対し、役員や業主・家族従業者の減少は全国を上回る状況にある。また、広島市では、派遣社員やパート・アルバイト等は全国を上回る増加傾向を示すが、正規職員・従業員の伸びが鈍いことにより、雇用者の増加は全国に比べ低調であり、役員や業主・家族従業者についても全国並みもしくは全国を上回る減少を示している。

図表 1.2.17 外国人就業者の就業形態別構成比 (2020年)



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.18 外国人就業者の就業形態別人数の推移



(注) 1. 図表 1.2.7 参照
2. 2000年と2005年の雇用者は、常雇（正規職員・従業員）、臨時雇（パート・アルバイト等）の合計
3. 2010年以降の雇用者は、正規職員・従業員、派遣社員、パート・アルバイト等の合計
資料：総務省「国勢調査」

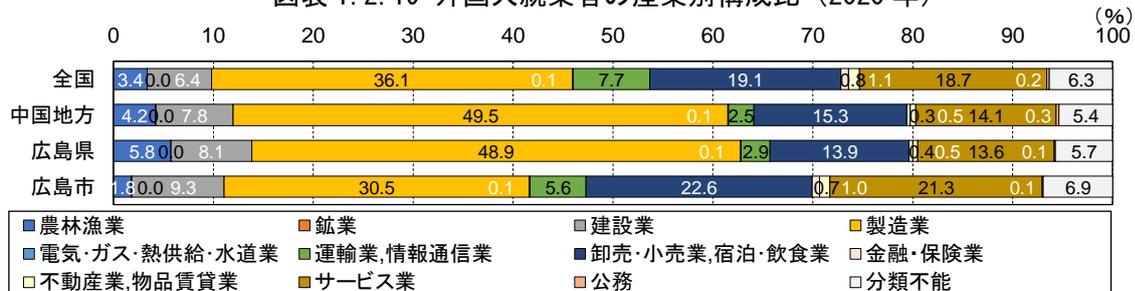
2)外国人就業者の産業 (図表 1.2.19、図表 1.2.20)

外国人就業者の産業は、中国地方・広島県・広島市ともに、製造業が最も多く、卸売・小売業、宿泊・飲食業およびサービス業が続いている。全国に比べ、中国地方・広島県では製造業が多く、卸売・小売業、宿泊・飲食業およびサービス業は少ない。逆に、広島市は製造業が比較的少ないのに対し、卸売・小売業、宿泊・飲食業およびサービス業が多いのが特徴である。

その推移をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、多くの産業が増加する中、特に製造業の増加が大きく、このほか、サービス業、卸売・小売業、宿泊・飲食業や農林漁業（特に中国地方・広島県）の増加も目立つ。

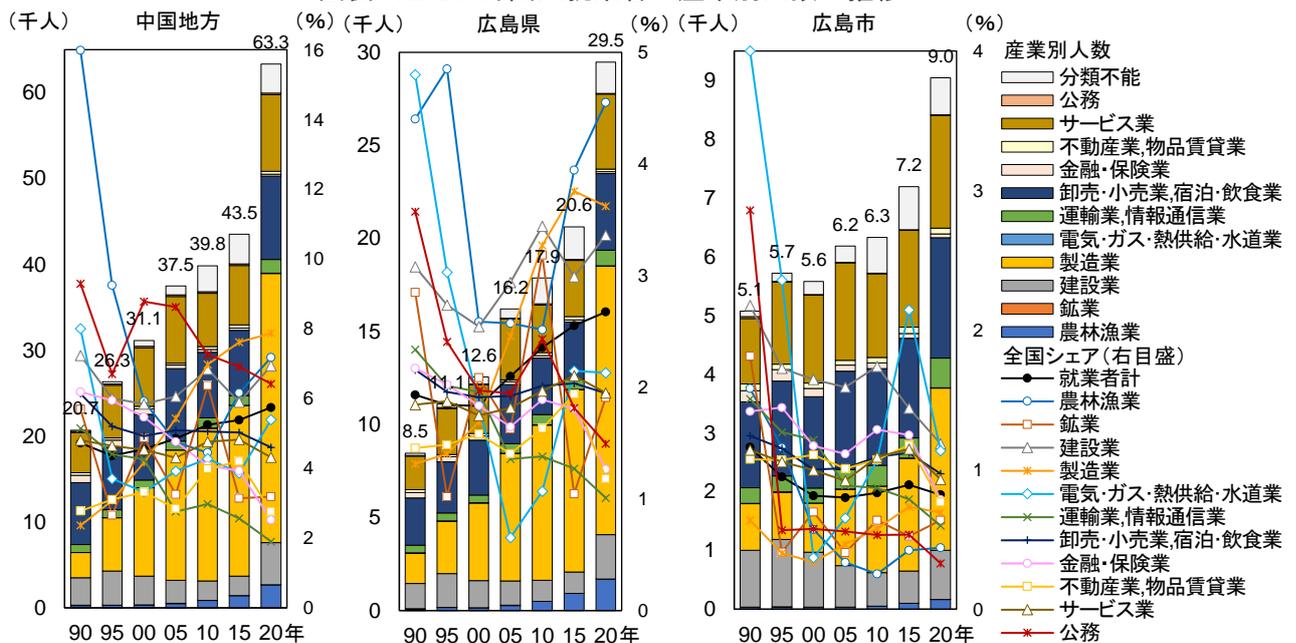
全国シェアをみると、中国地方・広島県では、製造業の増加が顕著であるのに対し、卸売・小売業、宿泊・飲食業およびサービス業の増加は全国並みもしくは全国を下回る状況にある。また、広島市では、製造業を含め各産業を通じて全国に比べ伸びは総じて低調である。なお、農林漁業の増加は、中国地方・広島県・広島市ともに、2010年までは全国を下回っていたものの、2010年以降は特に中国地方・広島県において全国を上回る勢いで急増している。

図表 1.2.19 外国人就業者の産業別構成比 (2020年)



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.20 外国人就業者の産業別人数の推移



(注) 1. 図表 1.2.7 参照
2. 2000年以前の運輸業、情報通信業は情報サービス業を除く（情報サービス業はサービス業に含む）
3. 2000年以前の卸売・小売業、宿泊・飲食業は宿泊業を除く（宿泊業はサービス業に含む）
4. 2005年以前の不動産業、物品賃貸業は物品賃貸業を除く（物品賃貸業はサービス業に含む）

資料：総務省「国勢調査」

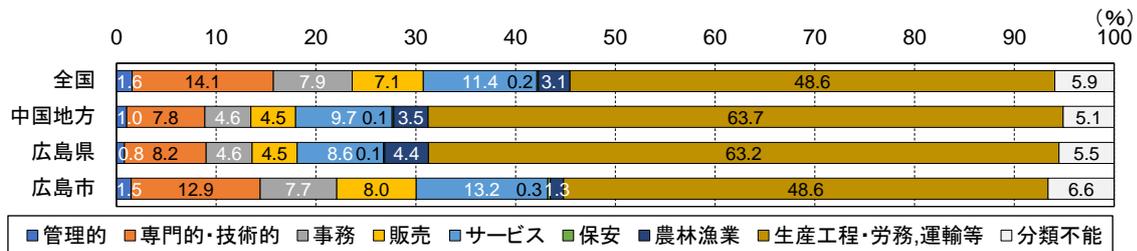
3)外国人就業者の職業 (図表 1.2.21、図表 1.2.22)

外国人就業者の職業について、概ね高度外国人材に相当する専門的・技術的職業と管理的職業の割合をみると、広島市が14.4%で全国をやや下回り、中国地方・広島市はそれぞれ9%程度で全国に比べ少ない。他の職業のうち最も多い生産工程・労務、運輸等の割合をみると、広島市は約5割を占め全国並みであるのに対し、中国地方・広島県では6割を超え全国に比べても多いことに特徴がある。

その推移をみると、中国地方・広島県・広島市ともに、多くの職業が増加する中、生産工程・労務、運輸等の増加が大きく、このほか、サービスや農林漁業（特に中国地方・広島県）とともに、高度外国人材に当たる専門的・技術的職業の増加も目立つ。

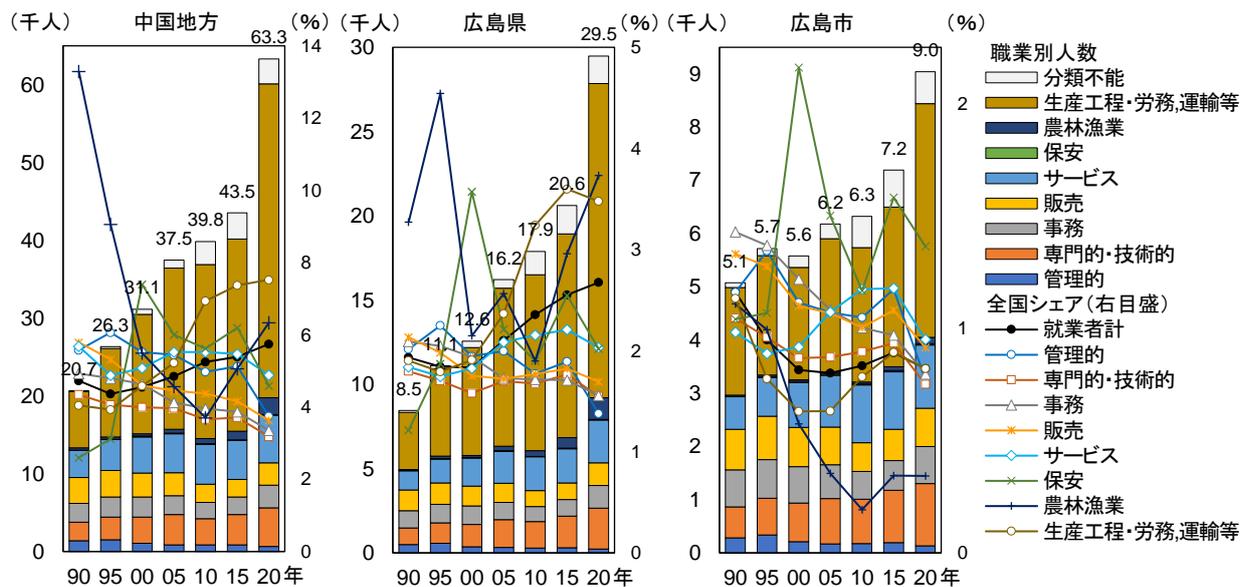
全国シェアをみると、中国地方・広島県では、生産工程・労務、運輸等の増加が顕著であるのに対し、サービスおよび専門的・技術的職業のほか、事務や販売等の増加は全国並みもしくは全国を下回る状況にある。また、広島市では、生産工程・労務、運輸等を含め各職業を通じて全国に比べ伸びは総じて低調である。なお、農林漁業の増加は、中国地方・広島県・広島市ともに、2010年までは全国を下回る傾向にあったものの、2010年以降は特に中国地方・広島県において全国を上回る勢いで急増している。

図表 1.2.21 外国人就業者の職業別構成比 (2020年)



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.22 外国人就業者の職業別人数の推移



(注) 図表 1.2.7 参照
資料：総務省「国勢調査」

4)外国人就業者の性×国籍×産業（図表 1.2.23）

総務省「国勢調査」は、外国人就業者数について、より詳細な性×国籍×産業別の数値も公表している。

2020年時点の性×国籍×産業別の構成比をみると、製造業では、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、ベトナムや中国の男女が多いほか、中国地方ではブラジル、ペルー男性、広島県ではフィリピン男性も多い。農林漁業の構成は製造業と類似しており、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、ベトナムや中国の男女が多いほか、フィリピンの男女やインドネシア男性も多い。これらと卸売・小売業、宿泊・飲食業の構成はやや異なり、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、中国や韓国、朝鮮の男女が多いほか、ベトナム女性やフィリピン女性も多い。サービス業の構成は卸売・小売業、宿泊・飲食業と類似しており、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、韓国、朝鮮の男女が多いほか、中国女性やフィリピン女性も目立ち、これらに英米男性が続く。さらに、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、建設業の構成は男性に偏っている点で独特であり、国籍では、ベトナムのほか、韓国、朝鮮、中国、フィリピンが多い。

全国との比較でみると、中国地方・広島県に多い製造業では、ベトナムと中国の男女やフィリピン男性が多く、全国に比べ少ない卸売・小売業、宿泊・飲食業およびサービス業では、中国の男女が少ない状況にある。また、広島市の製造業では、中国の男女やベトナム女性が全国を上回るのに対して、フィリピンやブラジル、ペルーの男女は少なく、全国に比べ広島市に多い卸売・小売業、宿泊・飲食業およびサービス業では、韓国、朝鮮やベトナムの男女が多いことに特徴がある。

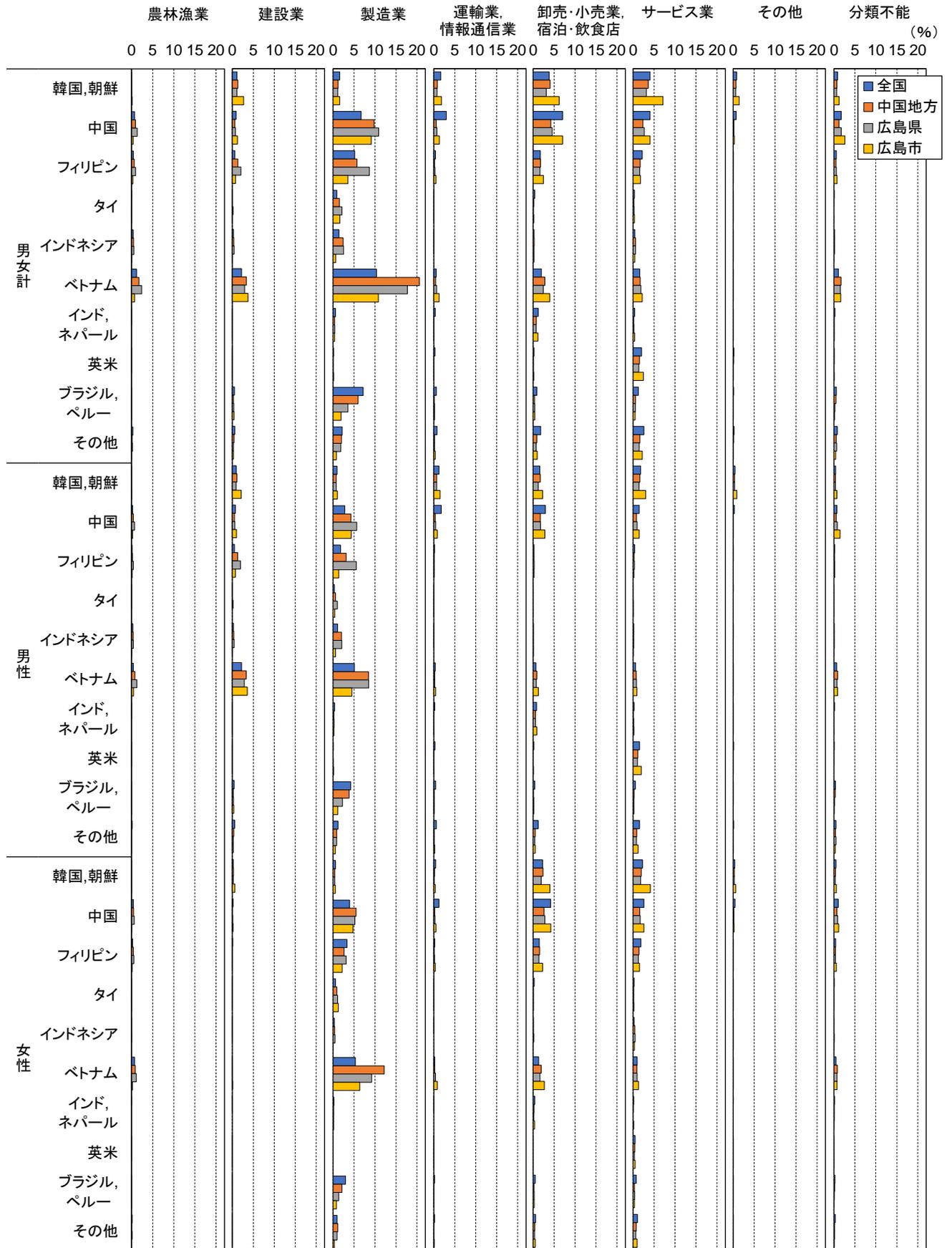
5)外国人就業者の性×国籍×職業（図表 1.2.24）

総務省「国勢調査」は、外国人就業者数について、より詳細な性×国籍×職業別の数値も公表している。

2020年時点の性×国籍×職業別の構成比をみると、生産工程では、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、ベトナムのほか中国やフィリピンの男女が多く、中国地方ではブラジル、ペルー男性も多い。なお、農林漁業の構成が生産工程と類似している点は、上記の産業と同様である。加えて、労務、運輸等の構成も生産工程と類似しており、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、ベトナムのほか中国やフィリピンの男女が多く、韓国、朝鮮の男女が多いことも特徴である。また、上記の産業と同様に、これらとサービス、保安の構成は異なり、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、中国や韓国、朝鮮の男女のほか、フィリピン女性やベトナム女性も多い。事務や販売の構成はサービス、保安に近似しており、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、中国や韓国、朝鮮の女性、次いで同男性が多い。さらに高度外国人材に該当する管理的、専門的・技術的職業の構成も事務や販売と類似しており、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、中国や韓国、朝鮮の男女が多いほか、英米男性が多い点に特徴がある。

全国との比較でみると、中国地方・広島県に多い生産工程では、ベトナムと中国の男女やフィリピン男性、労務、運輸等では、ベトナムの男女やフィリピン男性が多く、全国に比べ少ない管理的、専門的・技術的職業では、中国の男女のほか韓国、朝鮮の男女や英米男性等も少ない状況にある。また、全国と比べた広島市の主な特徴として、生産工程ではベトナム女性や中国の男女、労務、運輸等ではベトナムの男女や韓国、朝鮮男性、サービス、保安および事務や販売では韓国、朝鮮女性が多いことなどが挙げられる。

図表 1. 2. 23 外国人就業者の性×国籍×産業別の構成比（2020年）

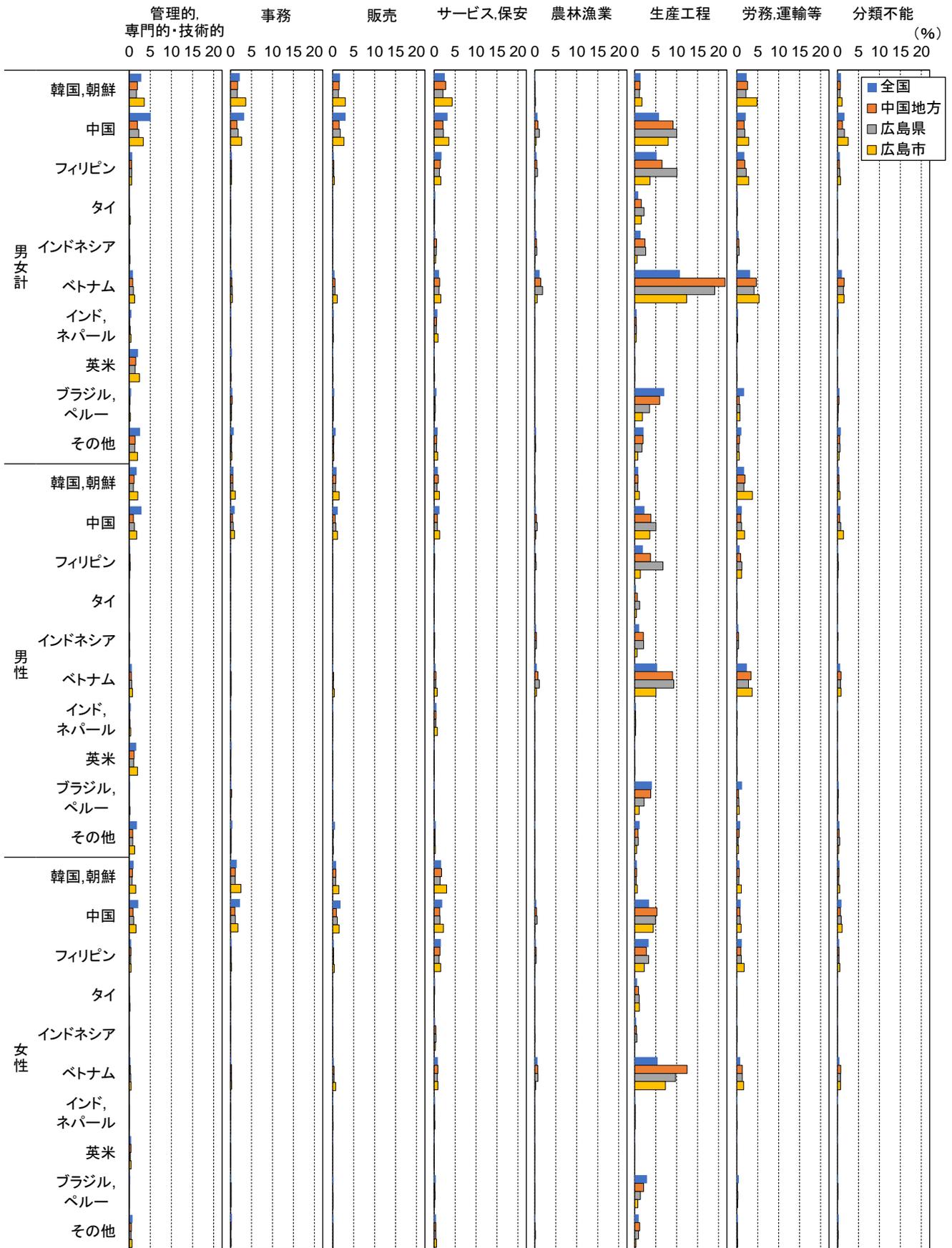


(注) 1. 図表 1. 2. 7 参照

2. 産業のその他は、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、不動産業、物品賃貸業、公務の合計

資料：総務省「国勢調査」

図表 1. 2. 24 外国人就業者の性×国籍×職業別の構成比（2020年）



(注) 図表 1. 2. 7 参照
資料：総務省「国勢調査」

6)外国人就業者の性×就業形態×産業（図表 1.2.25）

総務省「国勢調査」は、外国人就業者数について、より詳細な性×就業形態×産業別の数値も公表している。

2020年時点の性×就業形態×産業別の構成比をみると、製造業では、中国地方・広島県・広島市ともに、男女の正規職員・従業員に次いで、男女（特に女性）のパート・アルバイト等や、男女の派遣社員が多く、他産業に比べて派遣社員が多い点が特徴といえる。他産業では、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、正規職員・従業員やパート・アルバイト等が主体となる中、建設業および運輸、業情報通信業は男性正規職員・従業員、サービス業は男女の正規職員・従業員に次いで女性パート・アルバイト等、卸売・小売業、宿泊・飲食業は女性パート・アルバイト等、農林漁業は男女のパート・アルバイト等が多い点を特徴とする。

全国との比較でみると、中国地方・広島県に多い製造業では、男女の正規職員・従業員が多く、男女のパート・アルバイト等も多いが、男女の派遣社員は、中国地方では多いものの広島県では少ない。中国地方・広島県に少ない卸売・小売業、宿泊・飲食業およびサービス業では、男女の正規職員・従業員およびパート・アルバイト等がいずれも少ない状況にある。また、広島市では、全国に比べ少ない製造業は、男性正規職員・従業員と男女の派遣社員が少ないのに対し、全国に比べ多い卸売・小売業、宿泊・飲食業は、女性パート・アルバイト等、またサービス業は、男女の正規職員・従業員や女性パート・アルバイト等が全国を上回るのが特徴である。このほか、中国地方・広島県・広島市ともに、産業構成の差異を反映して、建設業の男性正規職員・従業員が全国を上回るのに対し、運輸、業情報通信業の男性正規職員・従業員は少ない。

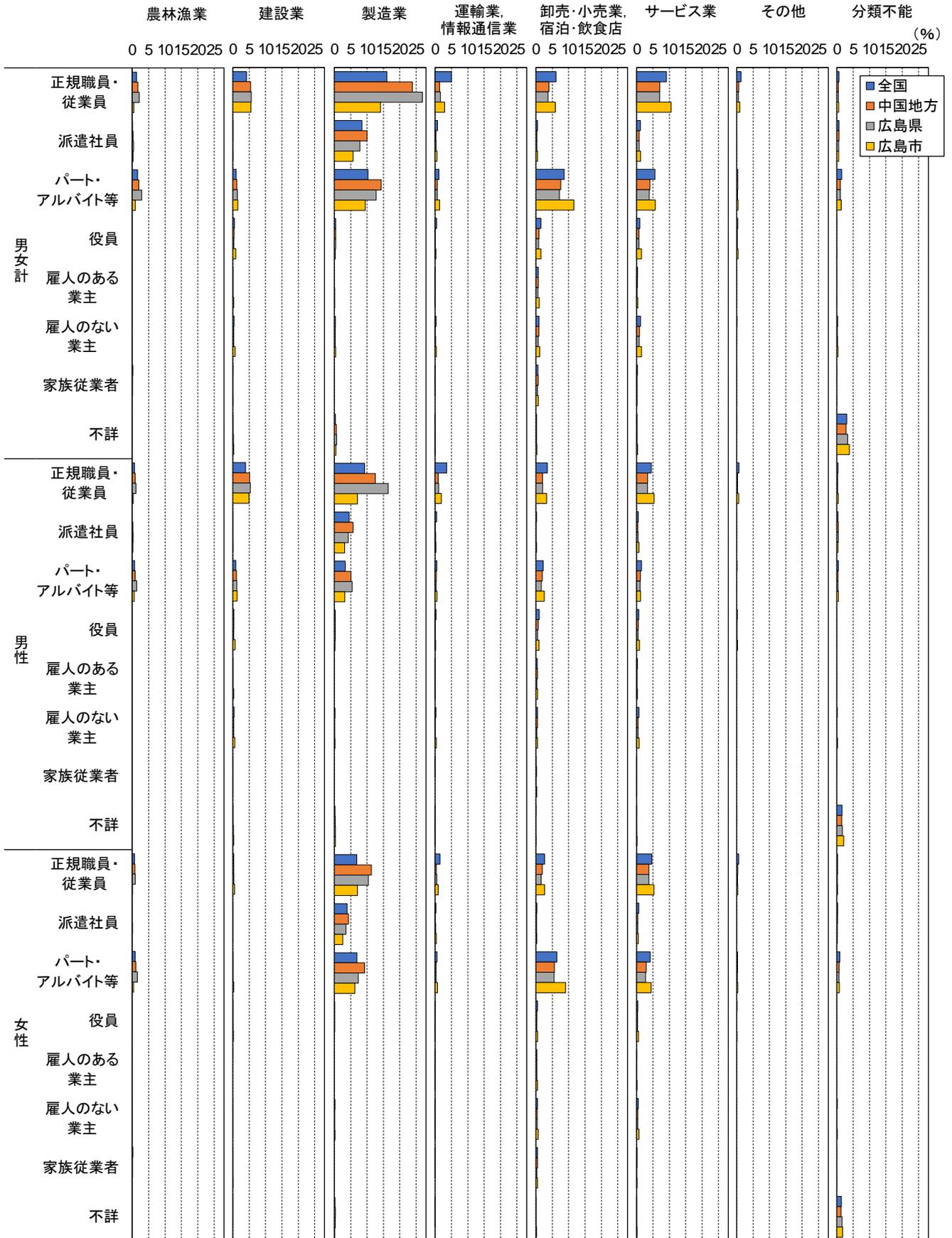
7)外国人就業者の性×就業形態×職業（図表 1.2.26）

総務省「国勢調査」は、外国人就業者数について、より詳細な性×就業形態×職業別の数値も公表している。

2020年時点の性×就業形態×職業別の構成比をみると、生産工程では、中国地方・広島県・広島市ともに、男女の正規職員・従業員に次いで、男女（特に女性）のパート・アルバイト等や、男女の派遣社員が多く、他の職業に比べ派遣社員が多い。他の職業では、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、正規職員・従業員やパート・アルバイト等が主体となる中、高度外国人材に該当する管理的、専門的・技術的職業は男女（特に男性）の正規職員・従業員、事務は男女（特に女性）の正規職員・従業員、労務、運輸等は男性正規職員・従業員に次いで男女（特に女性）のパート・アルバイト等、サービス、保安や販売は女性パート・アルバイト等が多い点を特徴とする。

全国との比較でみると、中国地方・広島県に多い生産工程では、男女の正規職員・従業員が多く、男女のパート・アルバイト等も多いが、男女の派遣社員は、中国地方では多いものの広島県では少ない。一方、広島市の生産工程では、男性正規職員・従業員と男女の派遣社員が少ない状況にある。労務、運輸等については、中国地方・広島県・広島市ともに男性正規職員・従業員が全国を上回り、男女（特に女性）のパート・アルバイト等は、広島市では全国を上回るものの中国地方・広島県では少ない。また、高度外国人材に該当する管理的、専門的・技術的職業および事務については、中国地方・広島県・広島市にほぼ共通して、男女（特に男性）の正規職員・従業員が少ない状況にある。このほか、サービス、保安や販売については、産業構成の差異を反映して、広島市では女性パート・アルバイト等が全国を上回るのに対し、中国地方・広島県では女性パート・アルバイト等とともに男女の正規職員・従業員も少ない。

図表 1.2.25 外国人就業者の性×就業形態×産業別の構成比（2020年）



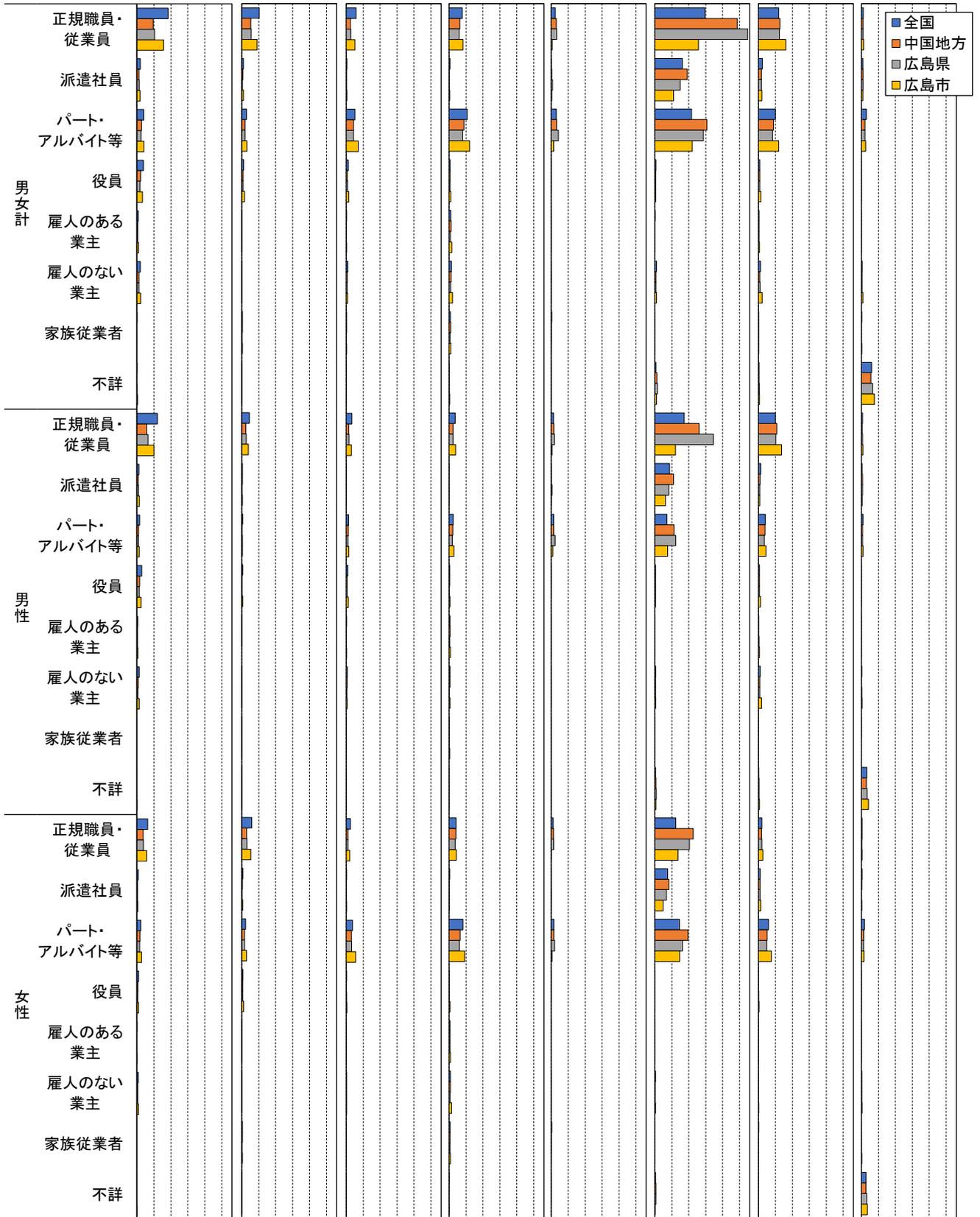
(注) 1. 図表 1.2.7 参照

2. 産業のその他は、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、不動産業、物品賃貸業、公務の合計

資料：総務省「国勢調査」

図表 1.2.26 外国人就業者の性×就業形態×職業別の構成比（2020年）

管理的、事務 販売 サービス、保安 農林漁業 生産工程 労務、運輸等 分類不能
 専門的・技術的
 (%)
 0 5 10 15 20 25



(注) 図表 1.2.7 参照
 資料：総務省「国勢調査」

(3) 外国人労働者（雇用者）数

厚生労働省および中国 5 県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめから把握できる中国地方の外国人労働者（雇用者）等の実態は以下の通りである。

①外国人雇用事業所数

1)外国人雇用事業所の種別（図表 1.2.27、図表 1.2.28）

外国人雇用事業所数は、1990 年代以降増加を続け、2010 年代後半から急増し 2022 年には中国地方で 1.3 万事業所、広島県で約 6 千事業所、ハローワーク広島管内（広島市中区・西区・安佐南区および佐伯区の一部、以下「広島」）で約 1500 事業所、同広島西条管内（東広島市、以下「広島西条」）で 500 事業所超に達している。

事業所種別にみると（図表 1.2.28）、いずれも一般雇用事業所が 9 割超を占めており、派遣・請負事業所の割合は 1 割に満たないが、全国に比べると広島で高く、広島県では全国並みで、中国地方および広島西条では低い。

外国人雇用事業所の増加を全国シェアの推移からみると（図表 1.2.27）、中国地方・広島県では、2015 年以降はほぼ全国並みで推移する中、派遣・請負事業所は全国をやや上回る勢いで増加している。また、広島の外国人雇用事業所は、全般に全国をやや上回る勢いで増加し、広島西条では、ほぼ全国並みで推移している。

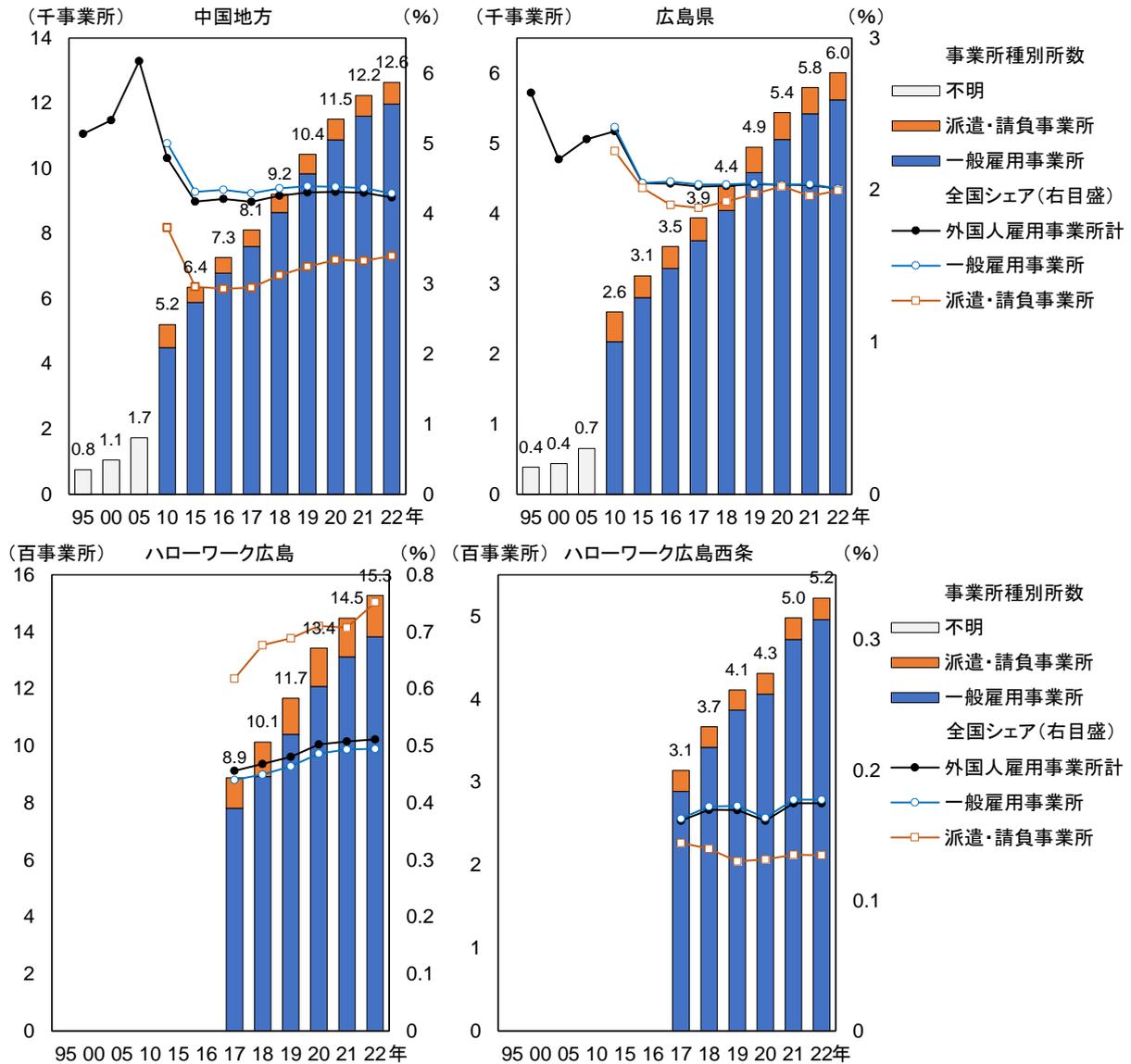
2)外国人雇用事業所の規模（図表 1.2.29、図表 1.2.30）

外国人雇用事業所を事業所規模別にみると、中国地方・広島県ともに、30 人未満が 6 割程度を占め、これに 30～99 人を加えた 100 人未満が 8 割弱、さらに 100～499 人を加えた 500 人未満が約 9 割で、事業所規模別構成比は全国と大差ない。

その推移をみると、中国地方・広島県ともに、各層がいずれも増加する中、全体の増加への寄与度や増加率は規模が小さい層ほど大きい。

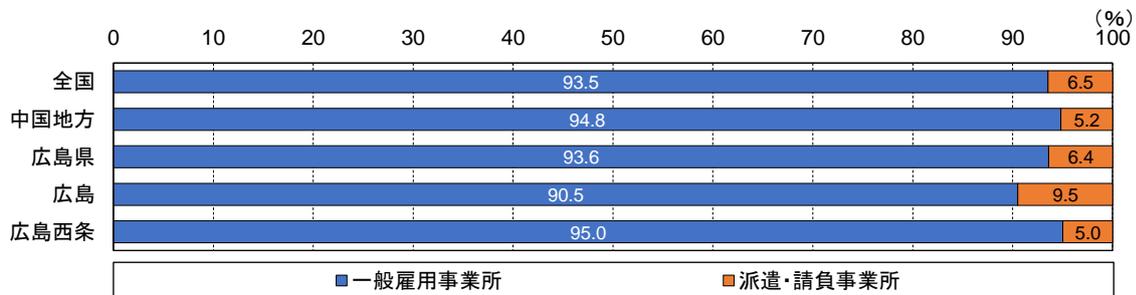
全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに、2015 年以降各層がいずれも全国並みの増加を続ける中、中国地方ではむしろ 100～499 人および 500 人以上の規模の大きい事業所が全国以上の増勢を示し、また、広島県でもこれら規模の大きい事業所の方が堅調である。

図表 1. 2. 27 外国人雇用事業所の事業所種別所数の推移



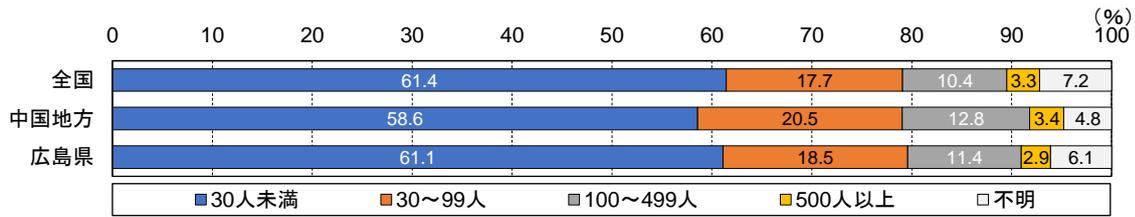
(注) 外交(外交官等)・公用(外国政府関係者)および特別永住者を除く10月末値(2005年以前は6月1日値)
資料: 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1. 2. 28 外国人雇用事業所の事業所種別構成比(2022年)



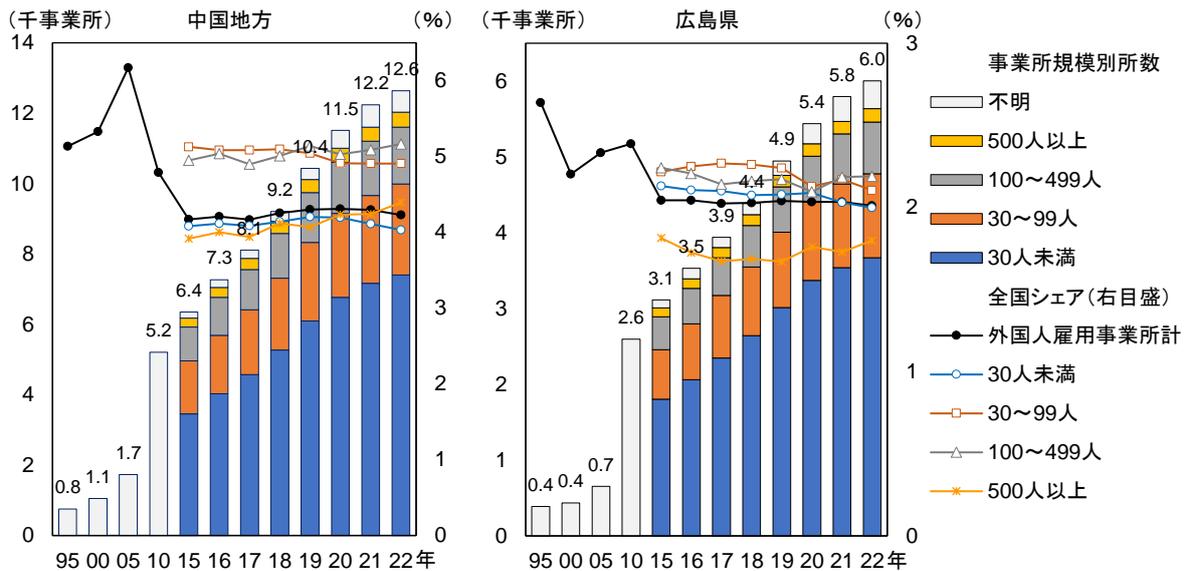
(注) 図表 1. 2. 27 参照
資料: 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1.2.29 外国人雇用事業所の事業所規模別構成比（2022 年）



（注）図表 1.2.27 参照
資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国 5 県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1.2.30 外国人雇用事業所の事業所規模別所数の推移



（注）図表 1.2.27 参照
資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国 5 県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

②外国人労働者（雇用者）数

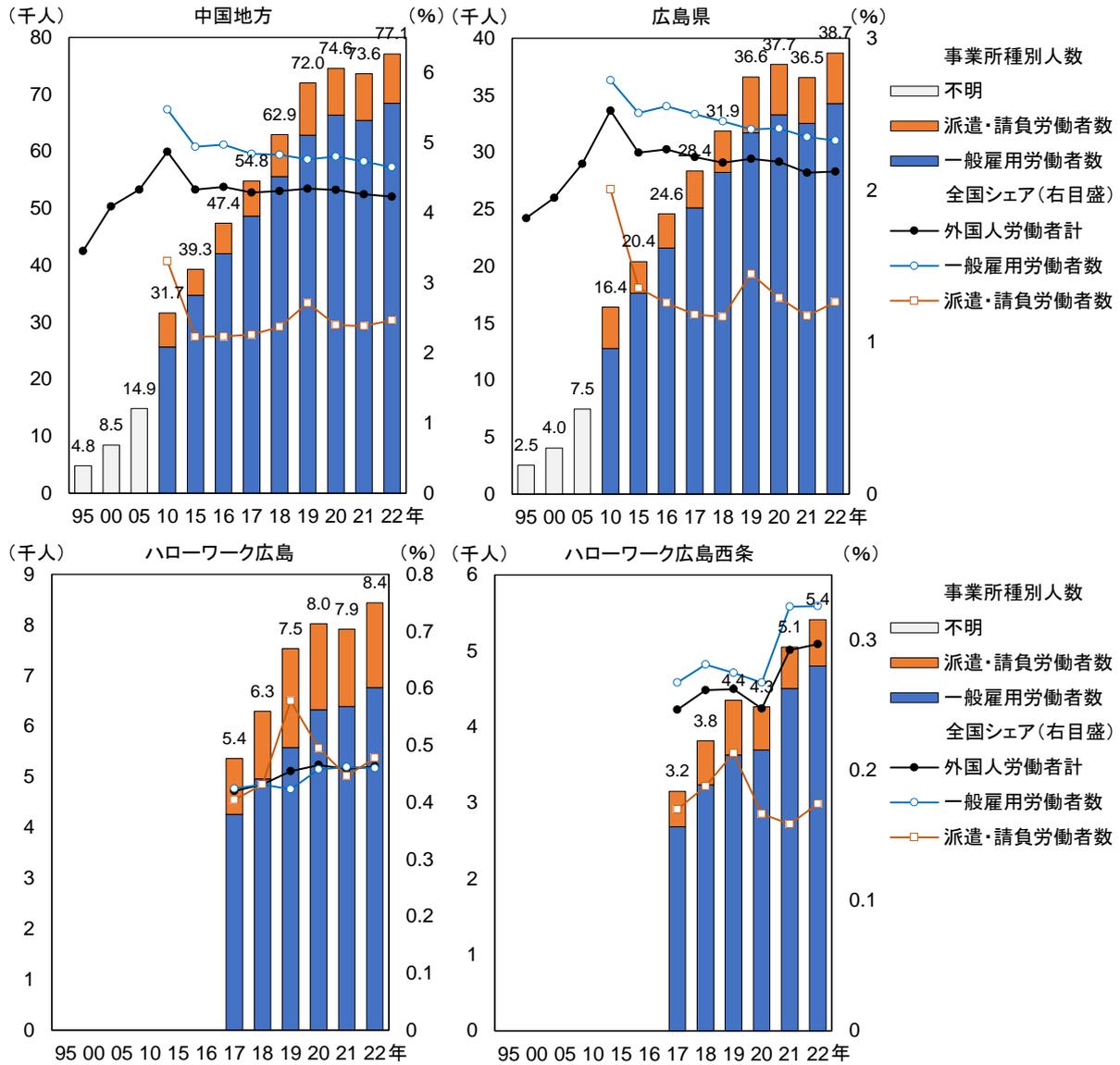
1)事業所種別の外国人労働者（雇用者）数（図表 1.2.31、図表 1.2.32）

外国人労働者（雇用者）数は、1990 年代以降増加を続け、2010 年代後半に急増した後にコロナ禍の中で増勢は鈍化したが、2022 年には中国地方で 7 万 7091 人、広島県で 3 万 8698 人、広島で 8439 人、広島西条で 5412 人と過去最高を記録した。

事業所種別にみると（図表 1.2.32）、いずれも外国人労働者（雇用者）の 1 割から 2 割が派遣・請負労働者で、一般雇用労働者が 8 割以上を占めており、派遣・請負労働者の割合は、広島で高く、中国地方・広島県および広島西条では低い。

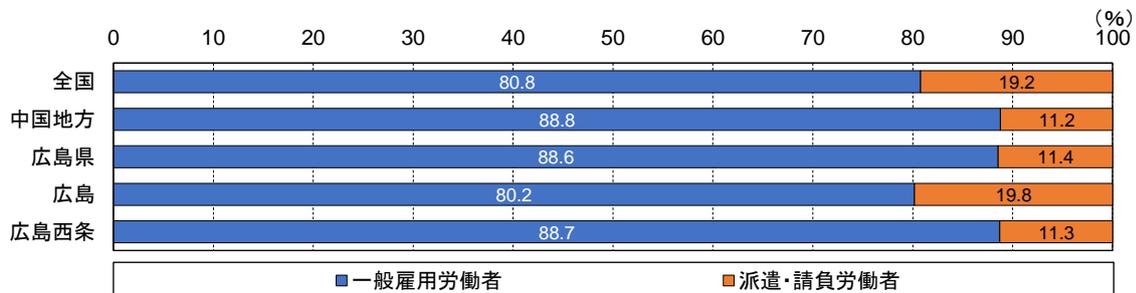
外国人労働者の増加を全国シェアの推移からみると（図表 1.2.31）、2015 年以降、中国地方は全国並み（一般雇用労働者はやや低調だが、派遣・請負労働者は全国を上回る伸び）、広島県は一般雇用と派遣・請負ともに総じて全国をやや下回る伸びで推移している。また、広島および広島西条の外国人労働者は、主に一般雇用労働者の増勢を反映して全国をやや上回る勢いで増加している。

図表 1.2.31 外国人労働者の事業所種別人数の推移



(注) 図表 1.2.27 参照
資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1.2.32 外国人労働者の事業所種別構成比 (2022年)



(注) 図表 1.2.27 参照
資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

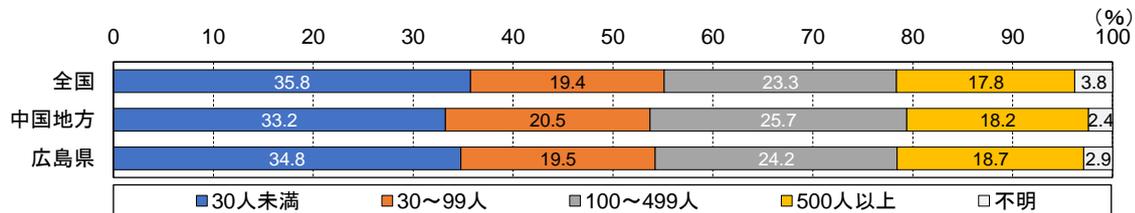
2)事業所規模別の外国人労働者（雇用者）数（図表 1.2.33、図表 1.2.34）

外国人労働者（雇用者）数を事業所規模別にみると、中国地方・広島県ともに、30人未満が3割強を占め、これに30～99人を加えた100人未満で5割強、さらに100～499人を加えた500人未満が8割弱で、事業所規模別構成比は全国と大差ない。

その推移をみると、中国地方・広島県ともに、各層がいずれも増加する中、全体の増加への寄与度や増加率は規模が小さい層ほど大きい傾向にある。

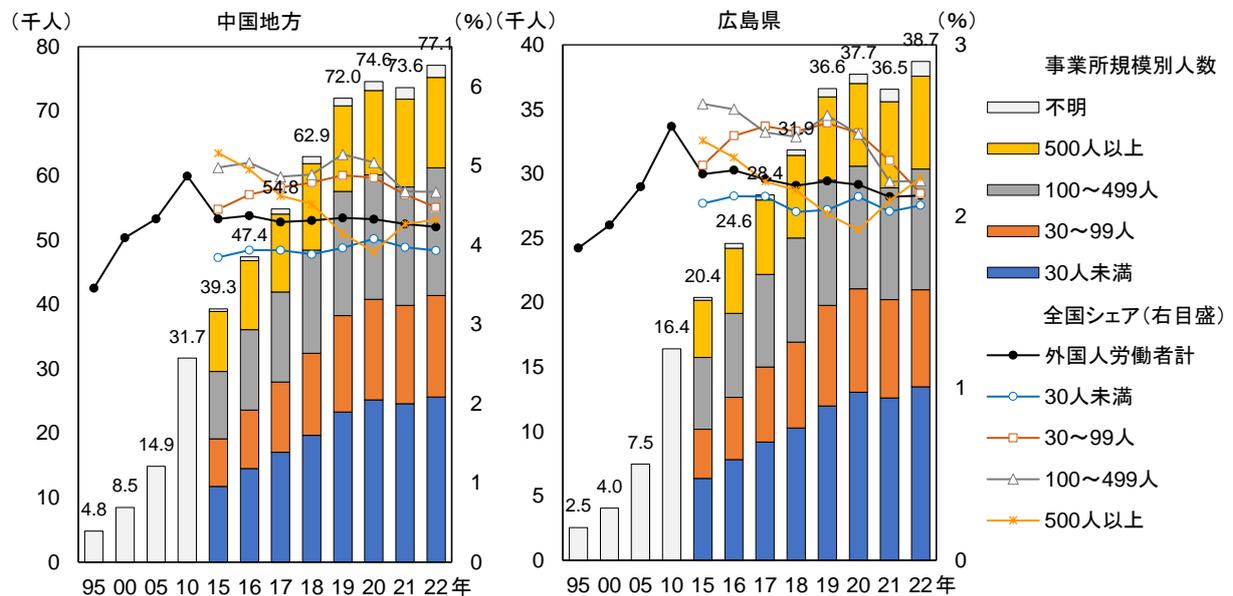
全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに、2015年以降、500人以上の規模の大きい事業所は、全国を下回る伸びにとどまっていたものがコロナ禍の中で全国以上の増加に転じているのに対し、30人以上500人未満の中間層は、全国並みもしくは全国を上回る伸びから全国を下回る伸びに転じており、30人未満の事業所では、全国並みもしくは全国をやや上回る伸びを続けている。

図表 1.2.33 外国人労働者の事業所規模別構成比（2022年）



(注) 図表 1.2.27 参照
資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1.2.34 外国人労働者の事業所規模別人数の推移



(注) 図表 1.2.27 参照
資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

③外国人労働者（雇用者）の在留資格、国籍、産業

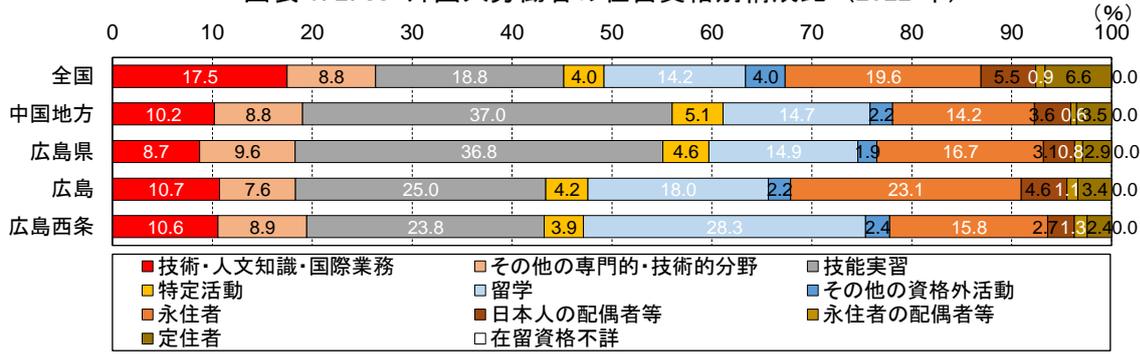
1)外国人労働者（雇用者）の在留資格（図表 1. 2. 35、図表 1. 2. 36）

外国人労働者（雇用者）の在留資格は、中国地方・広島県では技能実習が最も多く、以下、留学または永住者が続き、さらに技術・人文知識・国際業務またはその他の専門的・技術的分野が次いでいる。また、広島では、技能実習とともに永住者が多く、これに留学が続き、以下、技術・人文知識・国際業務、その他の専門的・技術的分野の順である。これに対し、広島西条では、留学が最も多く、以下、技能実習、永住者が続き、さらに技術・人文知識・国際業務、その他の専門的・技術的分野が次いでいる。全国と比べると、中国地方・広島県・広島・広島西条ともに、技能実習（主に中国地方・広島県）が多く、留学（主に広島西条や広島）も多いほか、広島では永住者も多いのに対し、技術・人文知識・国際業務を主因に専門的・技術的分野の在留資格は少ない。

その推移をみると、中国地方・広島県・広島・広島西条ともに、2020年まで増加を牽引してきた技能実習がコロナ禍の影響で減少に転じる中、他の在留資格の多くはコロナ禍前からの長期的な増加傾向を続けており、中でも、専門的・技術的分野の在留資格のほか留学や永住者、さらに特定活動の増加も目立つ。

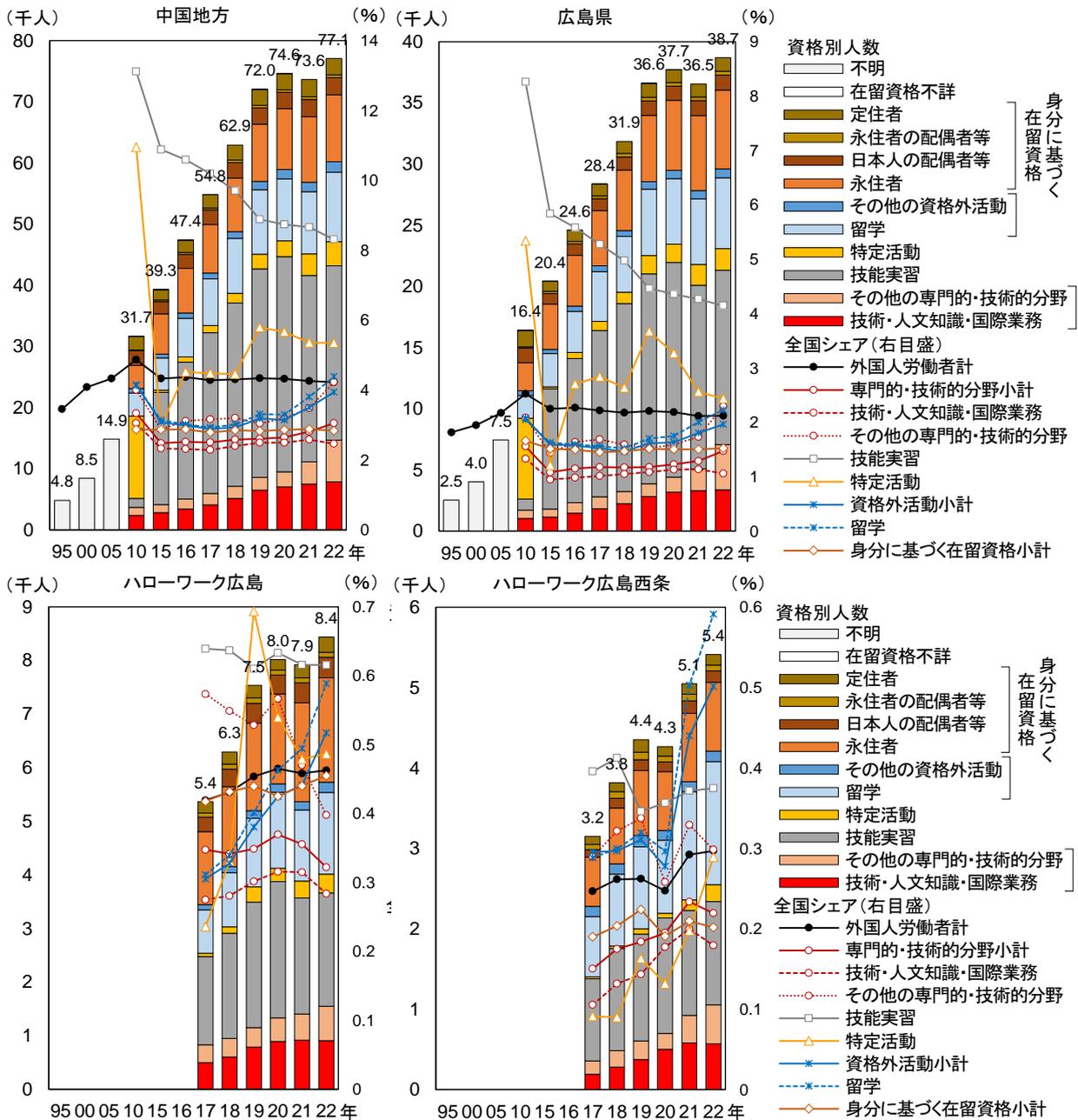
全国シェアをみると、中国地方・広島県では、技能実習が長期的に全国を下回る伸びにある中で、専門的・技術的分野の在留資格が緩やかながら全国を上回る伸びで推移するとともに、2010年代後半は特定活動、2010年代末以降は留学が全国以上の増勢を示している。広島・広島西条においても、技能実習の伸びは全国をやや下回るのに対し、留学の増加が全国以上に顕著であるほか、永住者を中心とする身分に基づく在留資格や、広島西条における専門的・技術的分野の在留資格も全国を上回る伸びを示している。

図表 1. 2. 35 外国人労働者の在留資格別構成比 (2022 年)



(注) 図表 1. 2. 27 参照
 資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国 5 県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1. 2. 36 外国人労働者の在留資格別人数の推移



(注) 1. 図表 1. 2. 27 参照
 2. 2010 年 7 月に技能実習の在留資格を新設(それ以前に技能実習生として雇用された労働者は特定活動に計上)
 資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国 5 県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

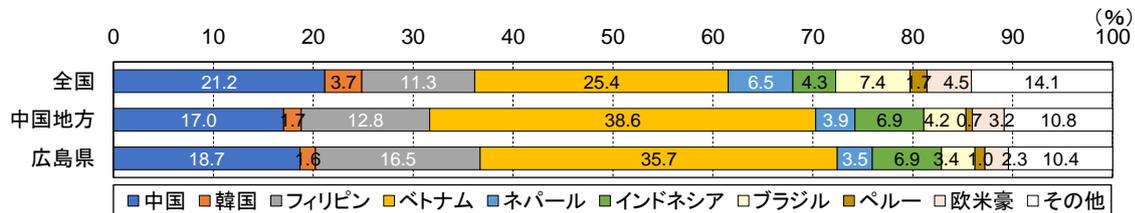
2)外国人労働者（雇用者）の国籍（図表 1.2.37、図表 1.2.38）

中国地方・広島県の外国人労働者（雇用者）の国籍は、ベトナムが最も多く、以下、中国、フィリピンが続き、インドネシア等を含めたアジア主要国が8割強を占めている。全国と比べると、中国地方・広島県ともにアジア主要国、中でもベトナムのほか、フィリピンやインドネシアが多いのに対し、中国や韓国等は少ない。

その推移をみると、中国地方・広島県ともに、中国が2010年代末に横ばいから減少へ転じ、コロナ禍以前は増加を牽引してきたベトナムも鈍化・減少に転じる中、フィリピンやインドネシアをはじめとする他のアジア諸国は増加傾向を続けている。

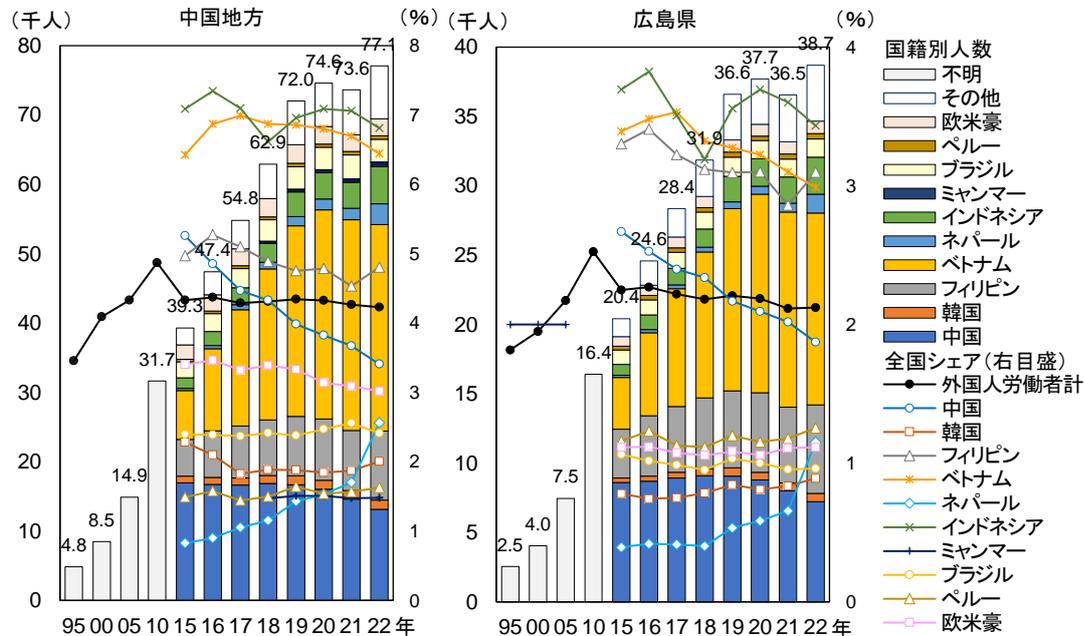
全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに、構成比が大きいベトナム・中国・フィリピンやインドネシアの伸びは総じて全国を下回る傾向にある中で、新興国ネパールの全国以上の増加が目立つ。

図表 1.2.37 外国人労働者の国籍別構成比（2022年）



(注) 1. 図表 1.2.27 参照
 2. 中国は香港・マカオを含む
 3. 欧米豪は英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの計
 資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1.2.38 外国人労働者の国籍別人数の推移



(注) 1. 図表 1.2.37 参照
 2. 中国地方で経年比較が可能な国籍は中国・韓国・フィリピン・ベトナム・ブラジル・欧米豪で、ネパールとペルーは全年の島根県が不明、インドネシアは2015年の鳥取県が不明、ミャンマーは2017年以前の全県・2018年以降の島根県・広島県・山口県が不明（中国地方のネパール・ペルー・インドネシア・ミャンマーの値は不明分を除く中国5県計）
 資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

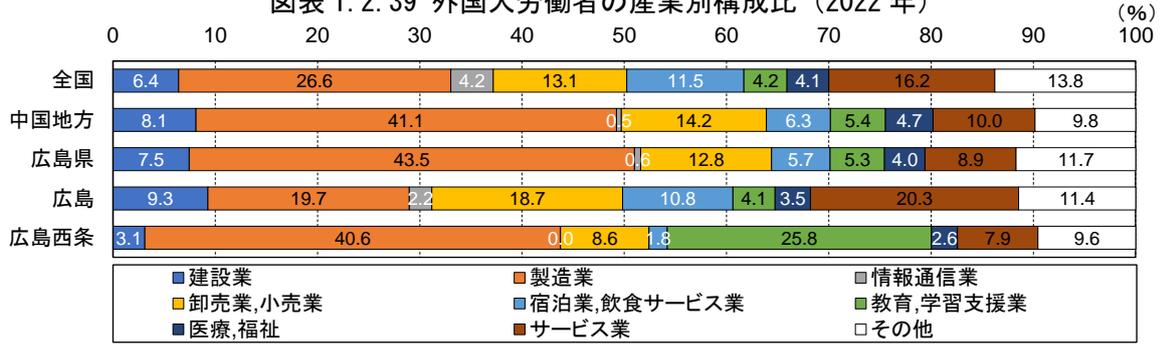
3)外国人労働者（雇用者）の産業（図表 1.2.39、図表 1.2.40）

外国人就業者の産業は、中国地方・広島県では、製造業が多く、次いで卸売業、小売業、サービス業や建設業が続き、以下、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉の順である。これらに対し、広島では、サービス業が最も多く、製造業、卸売業、小売業が続き、以下、宿泊業、飲食サービス業、建設業、教育、学習支援業、医療、福祉の順である。また、広島西条は、製造業が最も多く、教育、学習支援業が続き、以下、卸売業、小売業、サービス業の順である。全国と比べると、中国地方・広島県および広島西条では製造業が多いことが特徴であり、このほか、中国地方・広島県では建設業や教育、学習支援業、さらに中国地方では卸売業、小売業や医療、福祉もやや多いこと、広島西条では製造業とともに教育、学習支援業が多いことに特徴がある。これらに対し広島は、全国に比べサービス業や卸売業、小売業のほか建設業も多い点を特徴とする。

その推移をみると、中国地方・広島県では、コロナ禍以前は増加を牽引してきた製造業のほか、これに次ぐ規模・伸びを示してきた卸売業、小売業や建設業が、コロナ禍の影響で鈍化している。これらと産業構造が異なる広島・広島西条では、コロナ禍までは増加を牽引してきた製造業および建設業の第二次産業分野が鈍化していることは同様であるが、コロナ禍の中でも卸売業、小売業の増加傾向が強い点がやや異なり、さらに、広島のサービス業や広島西条の教育、学習支援業をはじめ、第三次産業の堅調な増加がみられる。

全国シェアをみると、中国地方・広島県では、コロナ禍以前の製造業の増加は全国以上から全国並みで、コロナ禍の中での製造業の停滞は全国よりも顕著であること、また、第三次産業の中で、卸売業、小売業やサービス業の増加は、長期的には全国を下回る状況にある一方、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉やコロナ禍の中での教育、学習支援業の増勢は全国以上であることなどが指摘できる。また、広島では、製造業や建設業の伸びは全国に比べ低調であるのに対し、卸売業、小売業をはじめ第三次産業の増勢は総じて全国以上であること、広島西条では教育、学習支援業の増加が顕著である。

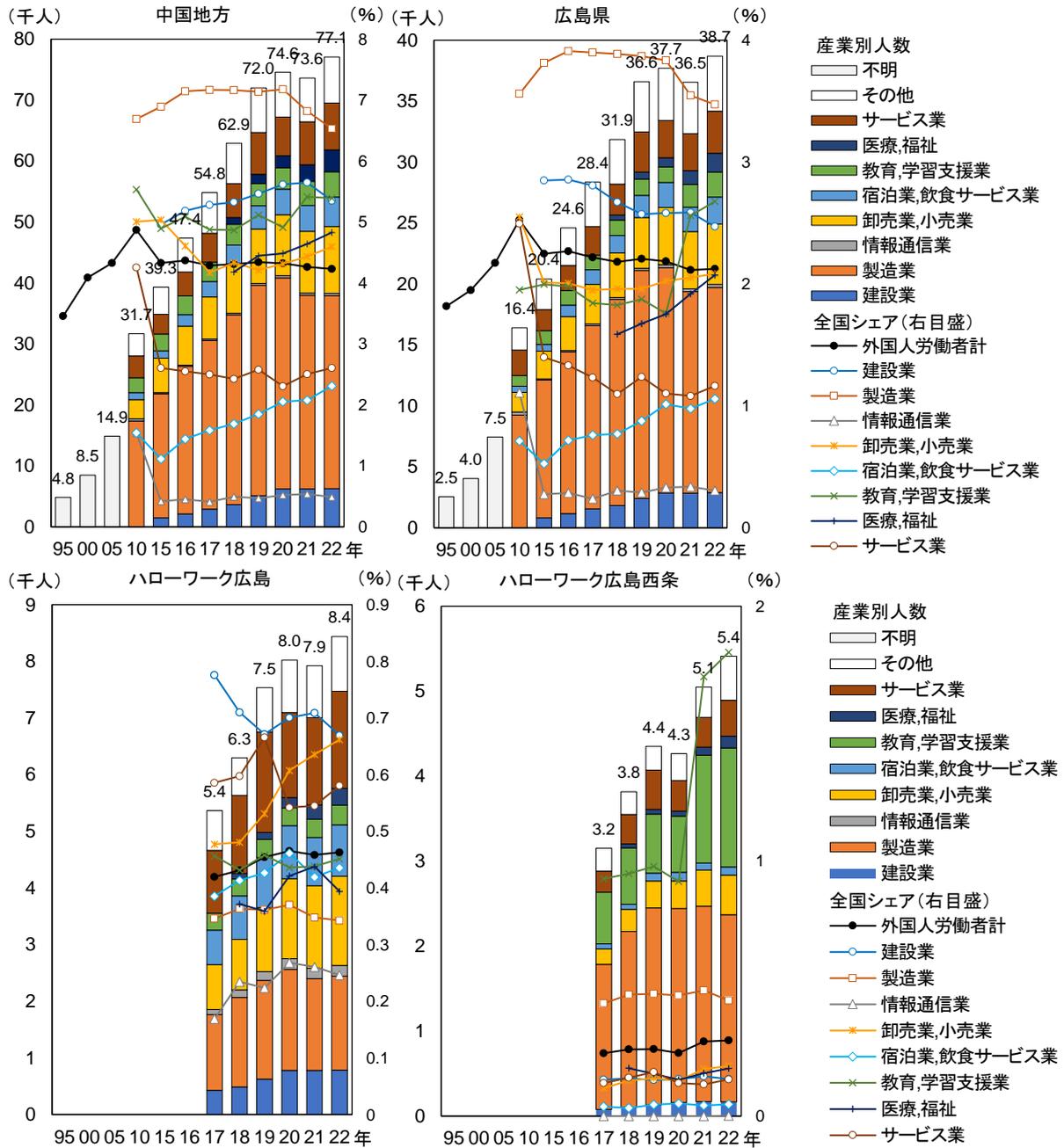
図表 1.2.39 外国人労働者の産業別構成比 (2022年)



(注) 図表 1.2.27 参照

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

図表 1.2.40 外国人労働者の産業別人数の推移



(注) 1. 図表 1.2.27 参照

2. 2017年以前のサービス業には医療,福祉を含む

3. 2010年のその他には建設業を含む

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

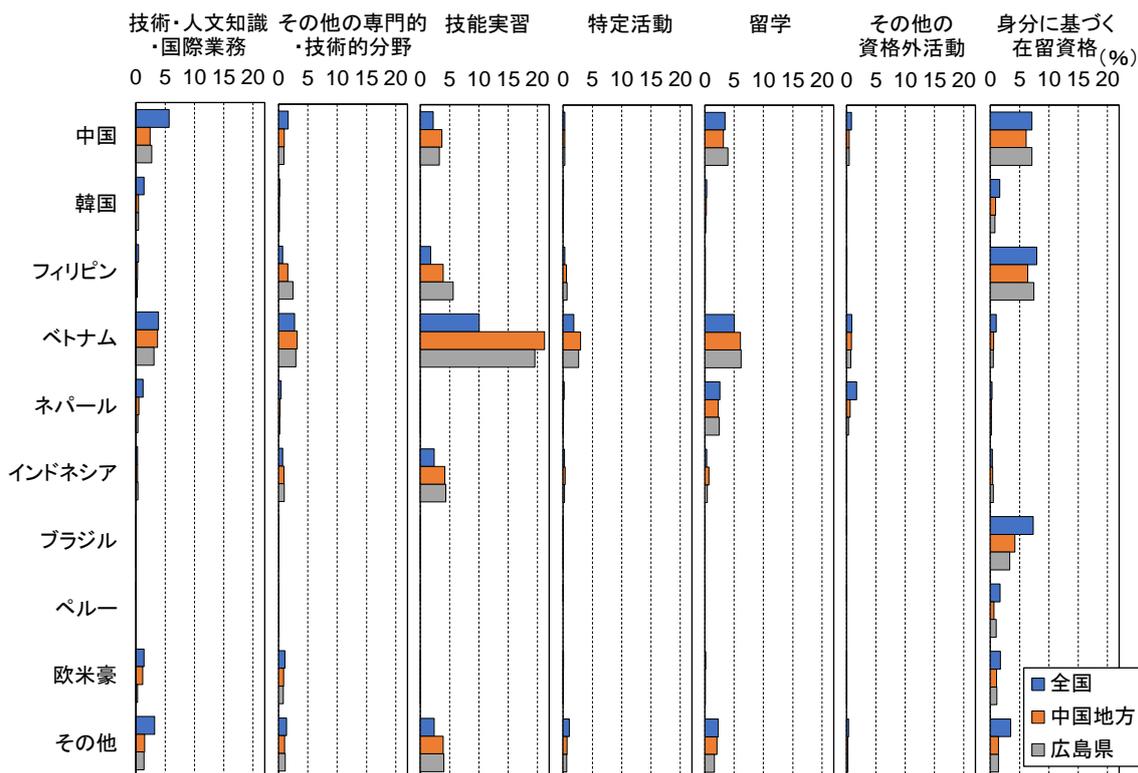
4)外国人労働者（雇用者）の国籍×在留資格（図表 1.2.41）

厚生労働省および中国 5 県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」は、外国人労働者（雇用者）数について、より詳細な国籍×在留資格別の数値も公表している。

2022 年時点の中国地方・広島県における国籍×在留資格別の構成比をみると、中国地方・広島県に多い技能実習では、ベトナムが多く、フィリピン・インドネシア・中国等もみられる。このほか、技術・人文知識・国際業務からその他の資格外活動までの在留資格においても、ベトナムが最も多く、これに次いで、技術・人文知識・国際業務では中国等、その他の専門的・技術的分野ではフィリピン等、留学やその他の資格外活動では中国やネパールも多い。これらに対し、身分に基づく在留資格では、フィリピンと中国が多く、ブラジル等もみられる。

全国との比較でみると、中国地方・広島県に多い技能実習では、ベトナムのほか、フィリピン、中国やインドネシア等も多い。このほか、その他の専門的・技術的分野、特定活動、留学では、ベトナムが全国を上回り、その他の専門的・技術的分野、特定活動ではフィリピンも多い。これに対し、技術・人文知識・国際業務では、全国に比べ中国のほかベトナム等も少なく、その他の資格外活動ではベトナムは全国並みだがネパールのほか中国等は少ない。また、身分に基づく在留資格では、フィリピンや中国は全国と大差ないが、ブラジル等が全国を下回っている。

図表 1.2.41 外国人労働者の国籍×在留資格別の構成比（2022 年）



(注) 1. 図表 1.2.37 参照

2. 国籍のミャンマーはその他に含む

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国 5 県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

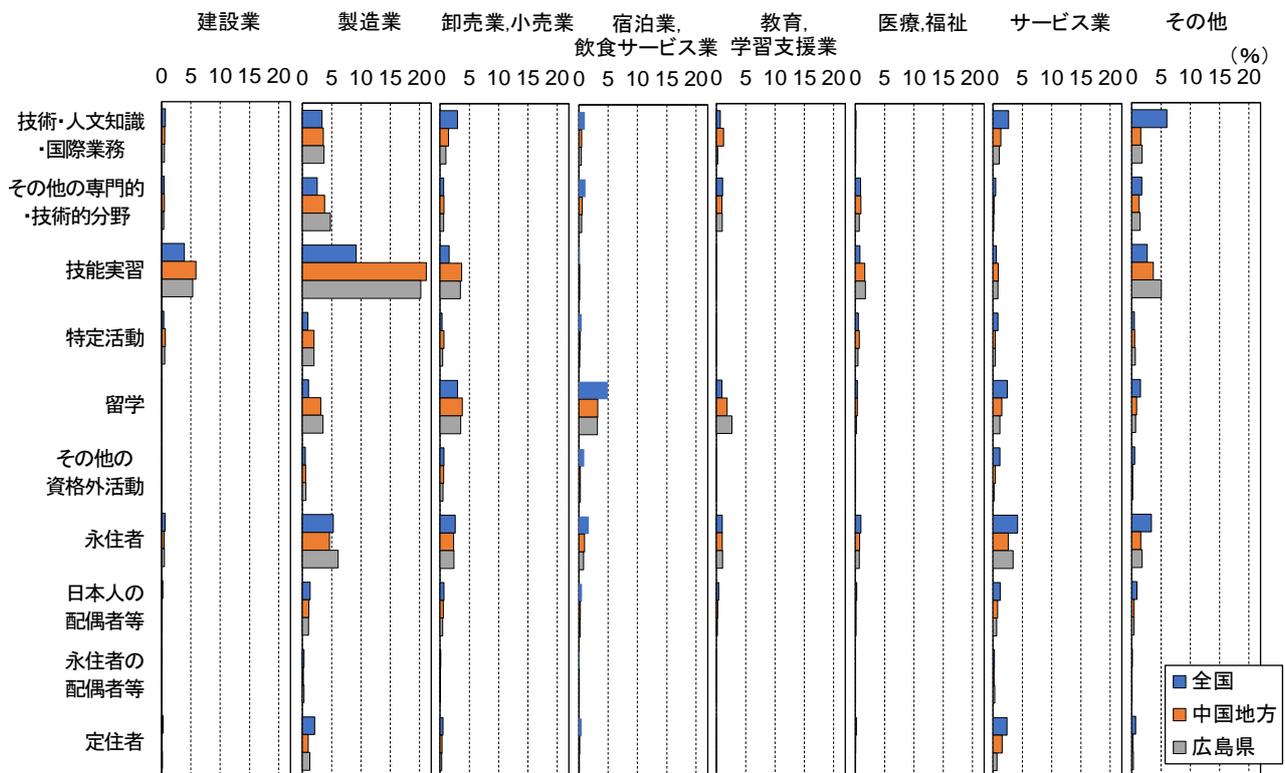
5)外国人労働者（雇用者）の在留資格×産業（図表 1.2.42）

厚生労働省および中国5県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめは、外国人労働者（雇用者）数について、より詳細な在留資格×産業別の数値も公表している。

2022年時点の中国地方・広島県における在留資格×産業別の構成比をみると、中国地方・広島県に多い製造業では、技能実習が多く、このほか専門的・技術的分野の在留資格や永住者、さらに留学等もみられる。他の主要産業のうち、建設業や医療、福祉でも技能実習が多いことは同様であり、医療、福祉では専門的・技術的分野の在留資格や永住者のほか特定活動等もみられる。このほか、卸売業、小売業でも技能実習は多いが他資格との差は小さく、技能実習とともに留学のほか永住者も多い。他産業では、技能実習は少なく、サービス業では永住者、宿泊業、飲食サービス業や教育、学習支援業では留学が多いのが特徴である。

全国との比較でみると、中国地方・広島県に多い製造業では、技能実習が多いほか、その他の専門的・技術的分野の在留資格や留学等も多い。また、建設業や医療、福祉でも全国に比べ技能実習が多く、中国地方の医療、福祉では特定活動やその他の専門的・技術的分野の在留資格も多い。このほか、卸売業、小売業でも技能実習は全国を上回り、留学も多いものの永住者等の他資格は総じて少ない。他産業のうち、教育、学習支援業は、留学が全国を上回ることに特徴があるが、全国に比べ少ないサービス業や宿泊業、飲食サービス業は、永住者や留学をはじめ総じて少ない状況にある。

図表 1.2.42 外国人労働者の在留資格×産業別の構成比（2022年）



(注) 1. 図表 1.2.27 参照

2. 産業の情報通信業はその他に含む

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国5県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

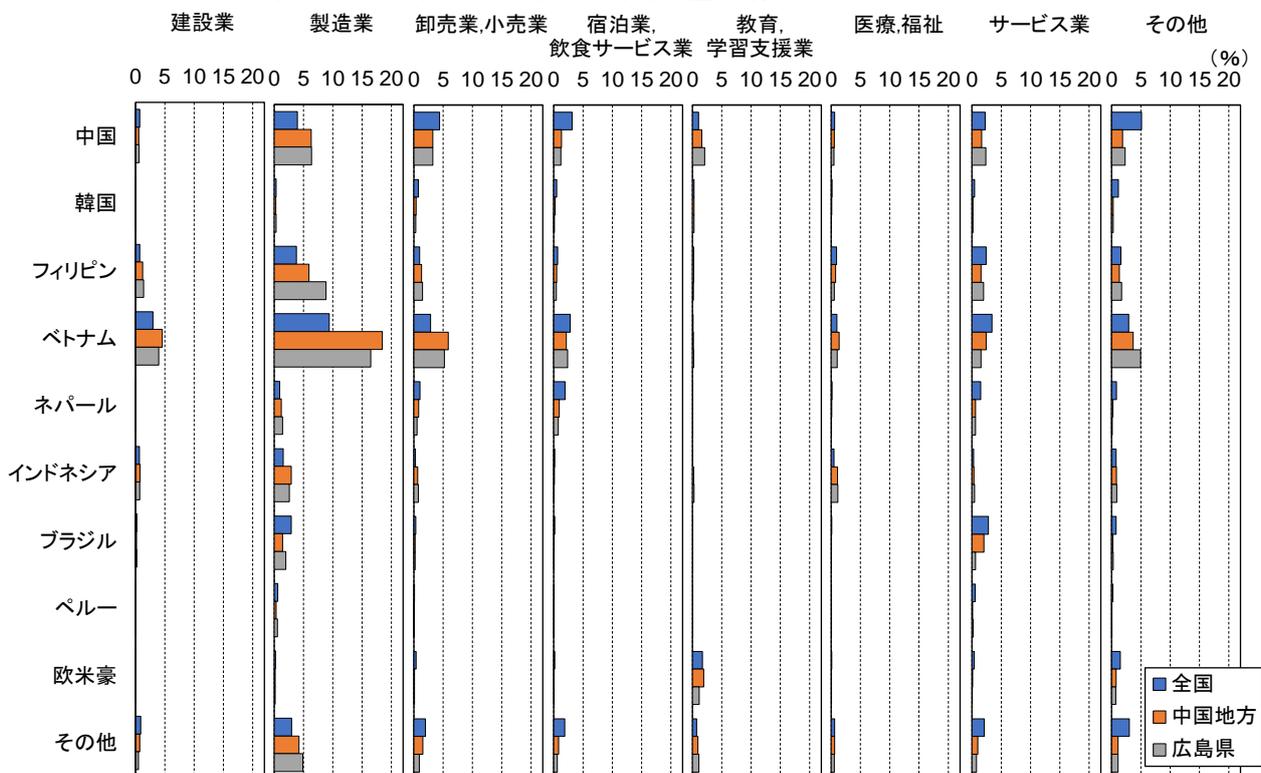
6)外国人労働者（雇用者）の国籍×産業（図表 1. 2. 43）

厚生労働省および中国 5 県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめは、外国人労働者（雇用者）数について、より詳細な国籍×産業別の数値も公表している。

2022 年時点の中国地方・広島県における国籍×産業別の構成比をみると、中国地方・広島県に多い製造業では、ベトナムが多く、フィリピンや中国が続く、インドネシア、ネパールのほかブラジル等もみられる。他の主要産業のうち、建設業や卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業でもベトナムが多いことは同様であり、次いで、建設業ではフィリピン、卸売業、小売業や宿泊業、飲食サービス業では中国が多い。このほか、サービス業や医療、福祉でもベトナムは多いが他国との差は小さく、サービス業についてみると、中国地方ではベトナムに次いでブラジルのほか中国やフィリピン、広島県ではベトナムよりも中国やフィリピンが多い。医療、福祉についてみると、中国地方ではベトナムに次いでインドネシア・フィリピン・中国の順で、広島県ではベトナムよりインドネシアが多くフィリピンや中国もみられる。これらに対し、教育、学習支援業では、他産業と異なりベトナムは少なく中国や欧米豪が多い。

全国との比較でみると、中国地方・広島県に多い製造業では、ベトナムが多いほか、フィリピン、中国やインドネシア等も多い。また、建設業や卸売業、小売業でも、全国に比べてベトナムが多く、フィリピンも多いものの中国は少ない。これに対し、全国に比べ少ない宿泊業、飲食サービス業は、ベトナムのほか中国等も少ない状況にある。このほか、全国に比べ少ないサービス業は、ベトナムのほか中国・フィリピン・ブラジルも少ない傾向にあり、医療、福祉では、フィリピンや中国は少ないもののベトナムやインドネシアは全国を上回る。また、教育、学習支援業は、中国地方では中国と欧米豪、広島県では中国が全国を上回るのが特徴である。

図表 1. 2. 43 外国人労働者の国籍×産業別の構成比（2022 年）



(注) 1. 図表 1. 2. 37 参照

2. 国籍のミャンマーはその他に含む、産業の情報通信業はその他に含む

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、中国 5 県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

(4) 留学生の国内企業等就職状況

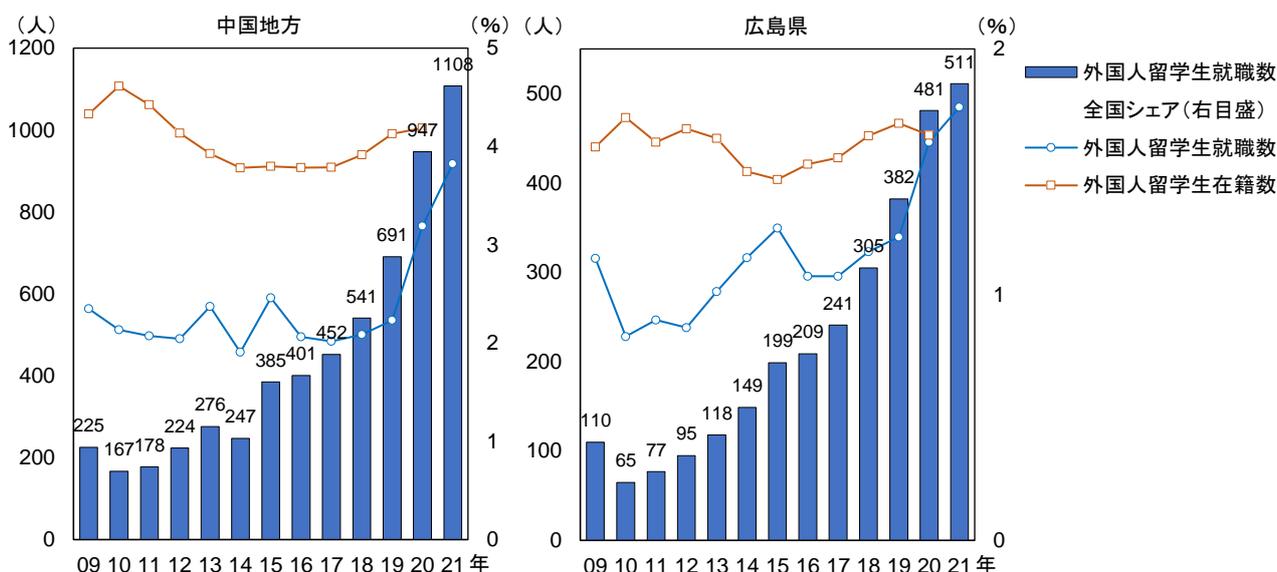
出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」、広島県留学生活躍支援センター「広島県内留学生進路状況」から把握できる中国地方や広島県の外国人留学生の就職状況等は以下の通りである。

①中国地方・広島県への就職者数（図表 1. 2. 44）

出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」によると、国内大学等を卒業・修了後に中国地方・広島県の企業等に就職した外国人留学生は、2010年代半ば以降に急増し、2021年には中国地方が1108人、広島県は511人に達している。

全国シェアをみると、中国地方・広島県ともに2010年代半ば以降、外国人留学生就職数は全国を上回る増勢を示しており、外国人留学生在籍数に比べても全国以上の増勢が顕著で、中国地方内・広島県内の外国人留学生の域内就職により定着率（または就職流入超過率）も高まっていることがうかがえる。

図表 1. 2. 44 外国人留学生の中国地方・広島県への就職者数の推移



(注) 1. 留学資格在留者（外国人留学生）がわが国の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請の許可件数（特定技能への在留資格変更許可申請を除く）

2. 2013年からは、留学に加え特定活動（継続就職活動中の者、就職内定者等）からの在留資格変更許可申請も対象とする
資料：出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」、日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」

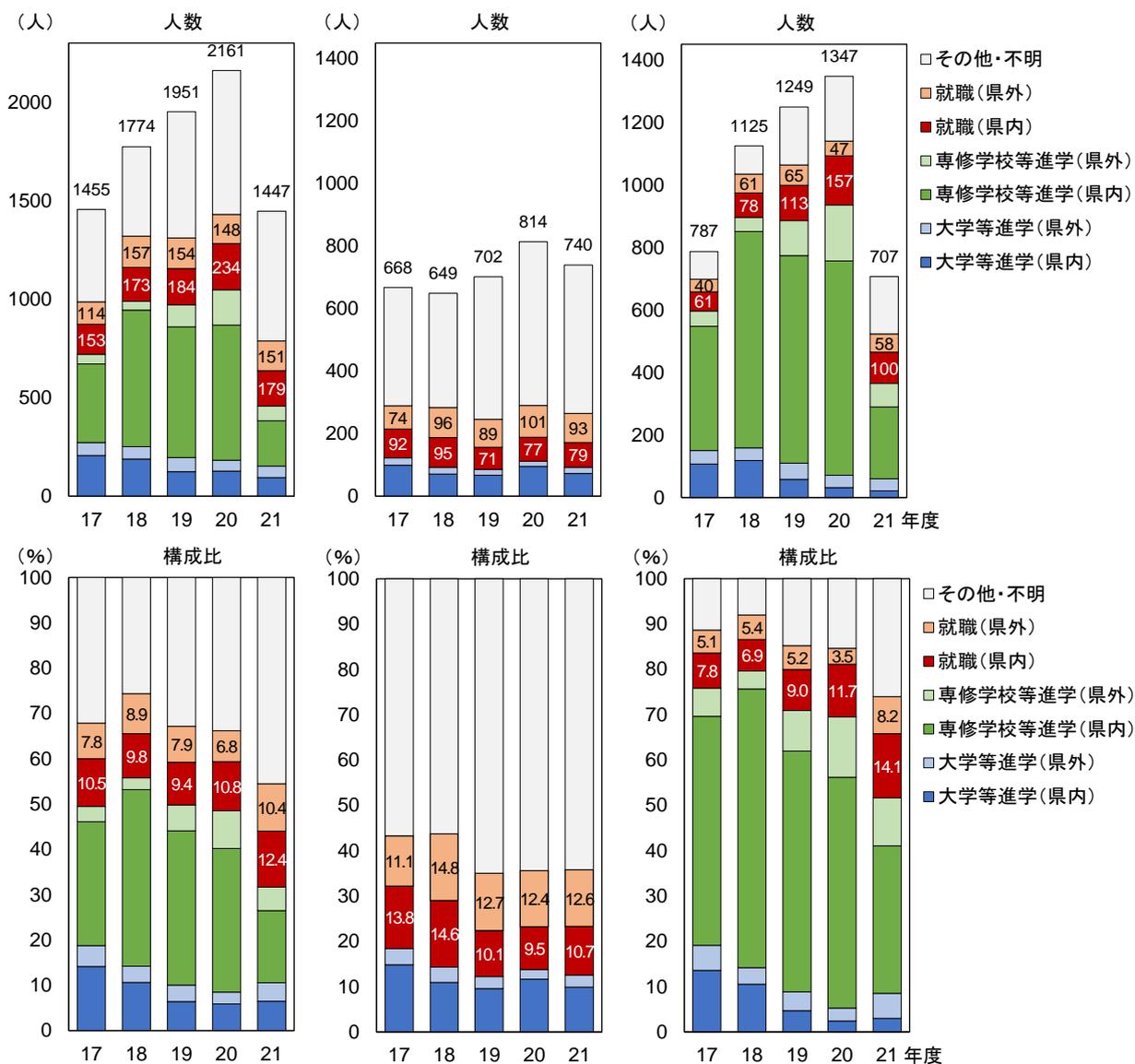
②広島県内外国人留学生の進路（図表 1. 2. 45）

広島県留学生活躍支援センター「広島県内留学生進路状況」によると、広島県内の外国人留学生は、2010年代末に増加し2020年度には2161人に達したが、コロナ禍の中で1年以内等の短期留学生が激減したためか2021年度は1447人に減少している。学校種別にみると、2010年代末の増加は、大学等の高等教育機関よりも日本語教育機関等が顕著であったこと、また、コロナ禍の中での減少も日本語教育機関等の方が大きかったことがわかる。

外国人留学生の進路の構成比をみると、2010年代末には、日本国内への就職率が18%程度（その他・不明を含めた構成比、以下同様）、広島県内への就職率が10%程度であったが、コロナ禍の影響を受けた2021年度には、国内外の移動が制限されたためか、それぞれ22.8%、12.4%に高ま

っている。これを学校種別にみると、就職率は高等教育機関の方が高いものの日本語教育機関等の就職率急増により 2021 年度には大差なくなっていること、高等教育機関では県内就職率が低下傾向にある中で県外就職率は堅調であること、一方、日本語教育機関等では総じて県内就職率の上昇が目立つこと、このため、県内就職率は 2020 年度に日本語教育機関等が高等教育機関を逆転したことなどがわかる。なお、就職以外については、高等教育機関ではその他・不明が過半を占めて多いこと、日本語教育機関等では県内の学校への進学が多いものの実数・構成比とも大きく低下し、反対に、県外の学校への進学率が高まっている。

図表 1.2.45 広島県内の学校種別外国人留学生卒業・修了者の進路別人数、構成比の推移
【学校種別計】 【高等教育機関】 【日本語教育機関等】



(注) その他・不明のその他は、進学・就職以外の者や帰国者等
資料：広島県留学生生活躍支援センター「広島県内留学生進路状況」

II. 専門的・技術的な高度外国人材へのアンケート調査の実施

1. 実態調査のためのアンケートの設計

(1) 利用できる自治体等のデータ

高度外国人材をはじめとする外国人労働者等の実態把握のための主な調査対象・情報源としては、図表 2.1.1 に示すように、①住民基本台帳に基づき外国人住民（在留外国人）を対象とするもの、②外国人雇用状況届出制度等に基づき外国人労働者を雇用している事業所や雇用されている外国人労働者を対象とするもの、③大学等に在籍する外国人留学生を対象とするものが挙げられる。

このうち①は、外国人住民（在留外国人）すべてを把握することが可能であり、就労資格での在留外国人に限らず、資格外活動許可を受けて就労している留学生アルバイト等の実態把握も可能であるものの、住民基本台帳閲覧制度を活用して対象者を特定するためには一般的に多くの手間と費用を要する。②は、外国人労働者を幅広く把握できる可能性はあるものの、外国人労働者雇用事業所・雇用者を特定するためには厚生労働省（都道府県労働局やハローワーク）の協力・調整が必要となり、これによらず全事業所対象調査等により外国人労働者雇用事業所・雇用者を特定することは極めて非効率である上、自営業主・フリーランス等の非雇用者は対象にならないことにも留意する必要がある。③は、留学生の就労実態や意向を把握するには最適であるものの、高度外国人材をはじめとする外国人労働者の大多数の把握には繋がらない。

以上のような各データの特徴を踏まえ、本調査においては、住民基本台帳に基づき外国人住民（在留外国人）を対象とする調査を実施することとし、調査対象地域とした東広島市の役所担当課との意見交換・調整を行った。具体的には、広島大学と東広島市が連携してまちづくりに取り組む Town&Gown 構想推進のハブの役割を担う Town&GownOffice を仲介窓口として、東広島市の総務部政策推進監および生活環境部市民生活課・市民課、産業部産業振興課と意見交換・調整を行った。その結果を受け、東広島市の住民基本台帳閲覧制度を活用して対象者を特定することにより「東広島市の高度外国人材に関するアンケート」を実施することとした。

図表 2.1.1 外国人労働者等の実態把握の情報源

情報源	対象者	特徴評価
①住民基本台帳 (各自治体)	外国人住民 (在留外国人)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民（在留外国人）すべてを把握することが可能（就労資格での在留者に限らず、非就労資格で在留する留学生アルバイト等の実態把握も可能） 対象者の特定（住民基本台帳閲覧）に一般的に多くの手間と費用を要する
②外国人雇用事業所名簿等 (ハローワーク)	外国人労働者 (雇用者)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者を幅広く把握できる可能性はあるが、自営業主・フリーランス等の非雇用者は対象にならない 対象者の特定には厚生労働省の協力・調整が必要で、これ以外の方法（全事業所対象調査等）で対象者を特定することは極めて非効率
③外国人留学生名簿等 (各大学等)	外国人留学生	<ul style="list-style-type: none"> 留学生の就労実態や意向を把握するには最適 高度外国人材をはじめとする外国人労働者の大多数の把握には繋がらない

(注) 情報源欄の () 内は情報を保有する機関

(2) アンケート対象者

「東広島市の高度外国人材に関するアンケート」の実施に当たり、対象者については、東広島市の在留資格別外国人住民数を把握した上で、高度外国人材に該当する在留資格（高度専門職1号イ～ハ・2号、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務の8資格）を有する外国人住民（710人）とした。

調査項目は、①デモグラフィック（人口統計的属性）のほか、②留学・就職活動の経験、③就業の実態と意識、④暮らしの満足度とし、先行調査事例を参考としつつ日本語版・英語版の調査票（巻末の参考I．アンケート調査票を参照）を設計した。

住民基本台帳に基づき特定した東広島市に居住する高度外国人材（710人）を対象に、日本語版・英語版の調査票を用いて、ウェブ回答併用の郵送法によりアンケートを実施した（2022年12月2日（金）に発送）。郵送未達50人を除いた有効配布数は660人、回答者数は122人、回収率は18.5%であり、これにより把握された東広島市の高度外国人材の実態は以下に示す通りである。なお、出入国在留管理庁「在留外国人統計」に基づく2022年6月末現在の東広島市の高度外国人材は730人で、その在留資格別内訳は図表2.1.2に示す通りである。

図表 2.1.2 東広島市の高度外国人材の在留資格別内訳（2022年6月末）

	総数	高度専門職 1号イ (学術研究)	高度専門職 1号ロ (専門・技術)	高度専門職 1号ハ (経営・管理)	高度専門職 2号	経営・管理	法律・会計 業務	研究	技術・人文 知識・国際 業務
人数(人)	730	16	87	2	3	24	-	2	596
構成比(%)	100.0	2.2	11.9	0.3	0.4	3.3	-	0.3	81.6

資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

2. アンケート調査の結果

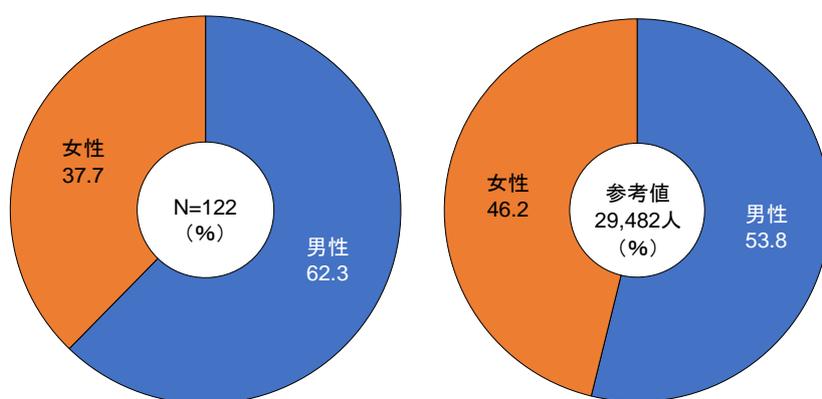
(1) 高度外国人材のデモグラフィック

①一般的な個人属性

1)性別 (図表 2.2.1)

性別は、男性が 62.3%に対して女性は 37.7%であり、2020 年国勢調査による広島県の外国人就業者の参考値と比べても男性が多い。

図表 2.2.1 性別



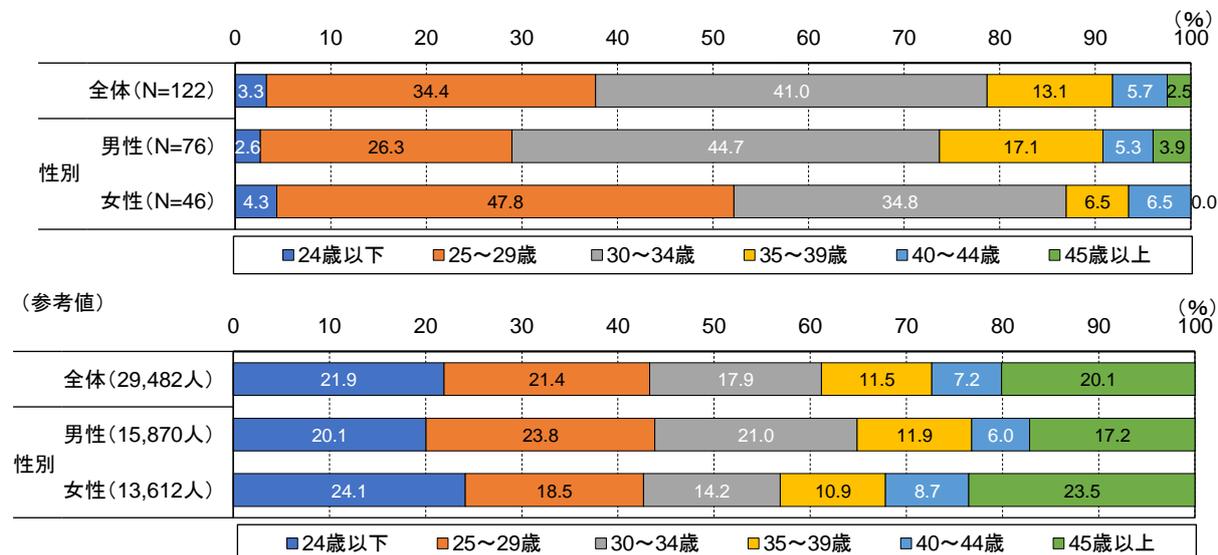
(注) 1. 図中の N は回答者 (サンプル) 数を示す (以下同様)
2. 四捨五入のため内訳の計が 100%にならないことがある (以下同様)

2)年齢 (図表 2.2.2)

年齢は、30 歳前後の 25~34 歳が 75.4%を占め、2020 年国勢調査による広島県の外国人就業者の参考値と比べても当該年齢層が多い。

性別では、男女ともに 30 歳前後の 25~34 歳が多く、2020 年国勢調査による広島県の外国人就業者の参考値と比べても、男性の 30~34 歳、女性の 25~29 歳および 30~34 歳が多い。

図表 2.2.2 年齢

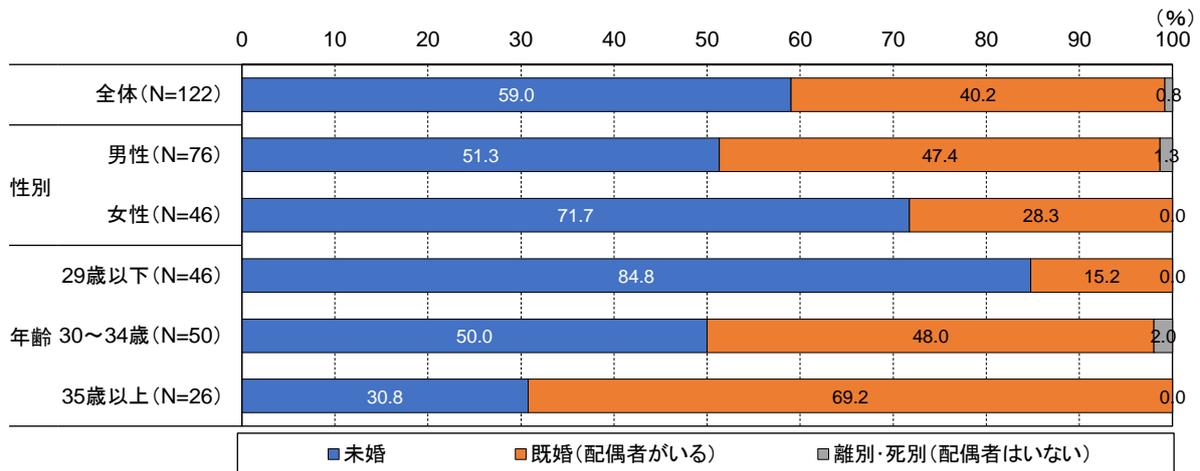


3)婚姻状況 (図表 2. 2. 3)

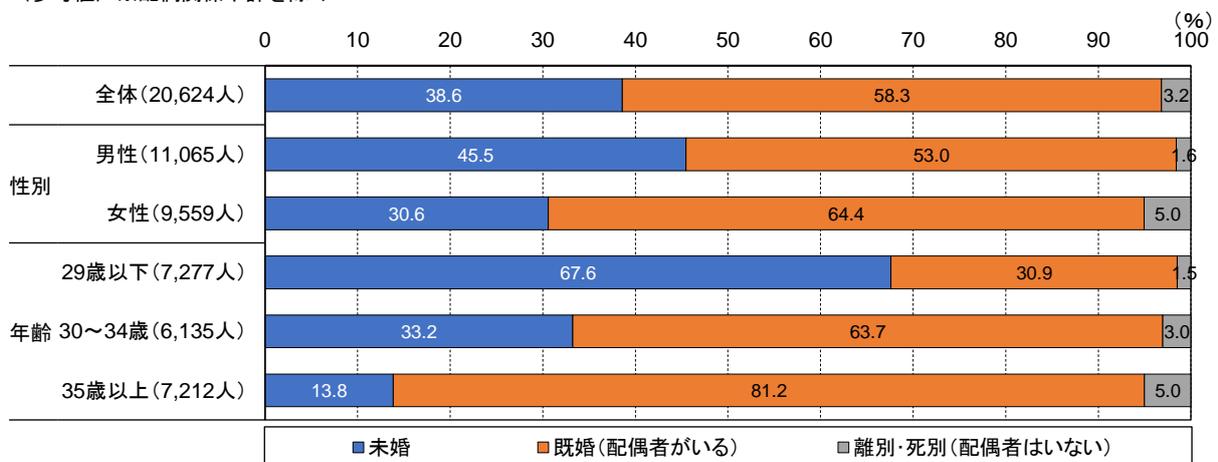
婚姻状況をみると、未婚が 59.0%に対して既婚（離別・死別を含む、以下同様）は 41.0%であり、2020 年国勢調査による広島県の外国人コア年齢層（25～44 歳、以下同様）の参考値と比べても未婚が多い。

属性別にみると、未婚者は、性別では女性、年齢別では若いほど多く、広島県の外国人コア年齢層の参考値と比べると、女性で未婚者の割合が高い。

図表 2. 2. 3 婚姻状況



(参考値) ※配偶関係不詳を除く



4)同居者 (図表 2. 2. 4、図表 2. 2. 5)

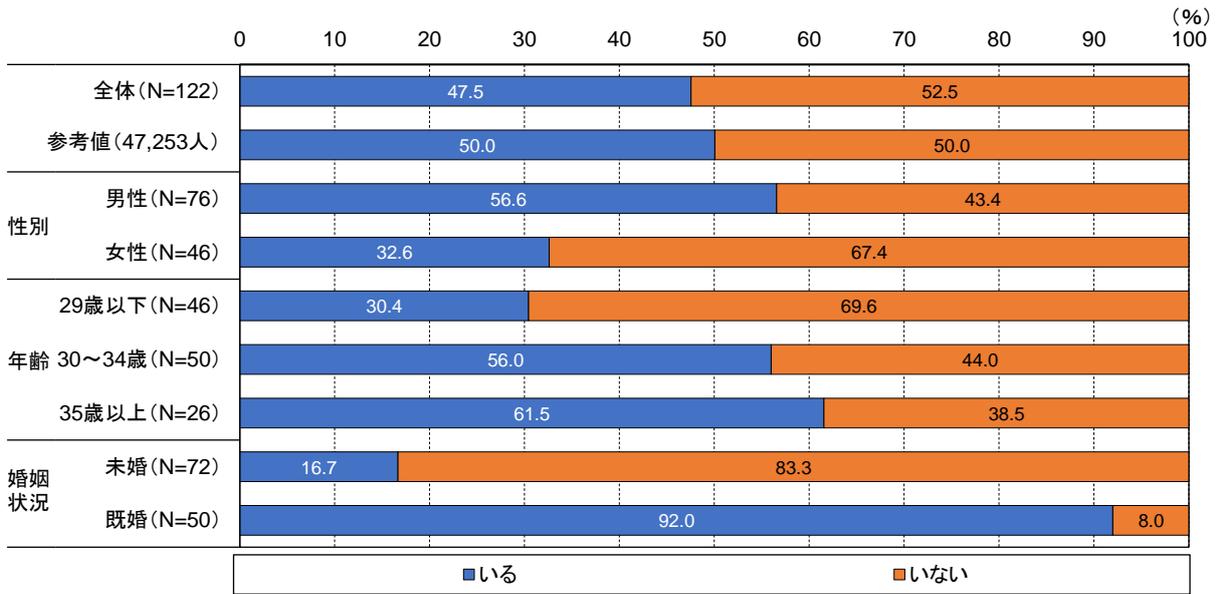
同居者の有無をみると、単身者（同居者はいない）が 52.5%と約半数を占め、2020 年国勢調査による広島県の外国人住民の参考値*と大差ない。

属性別にみると、単身者（同居者はいない）は、性別では女性、年齢別では若いほど多く、婚姻状況別にみると未婚者では単身者がほとんどを占め、既婚者では単身者は稀である。

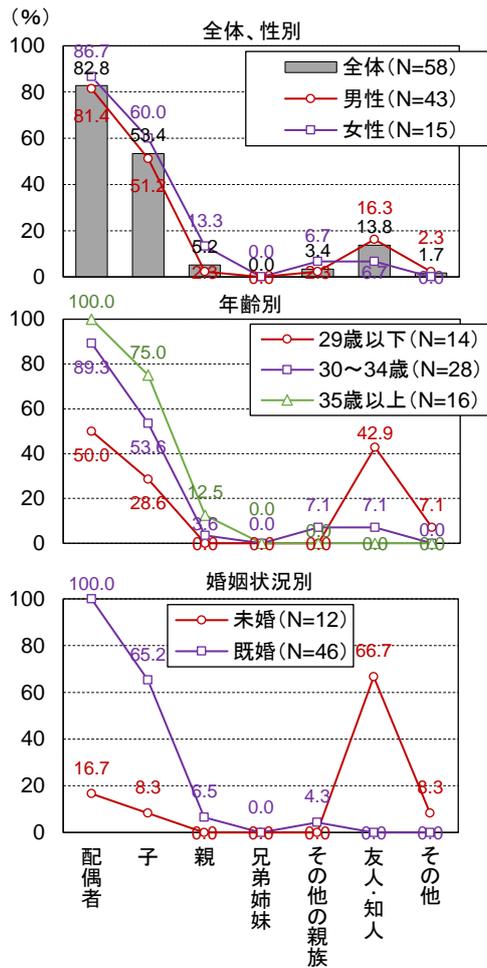
同居者がいる場合の続柄は、配偶者に次いで子が多い。また、親や兄弟姉妹を含め配偶者・子以外の親族との同居は少なく、これよりも友人・知人との同居の方が多い。特に、友人・知人との同居は、29 歳以下の若年層や未婚者では配偶者・子を上回るほど多い。

※広島県に居住する外国人の単身者比率（外国人のいる一般世帯の外国人人員 47,253 人に占める単独世帯人員の割合、家族類型不詳を除く）

図表 2.2.4 同居者有無



図表 2.2.5 同居者続柄



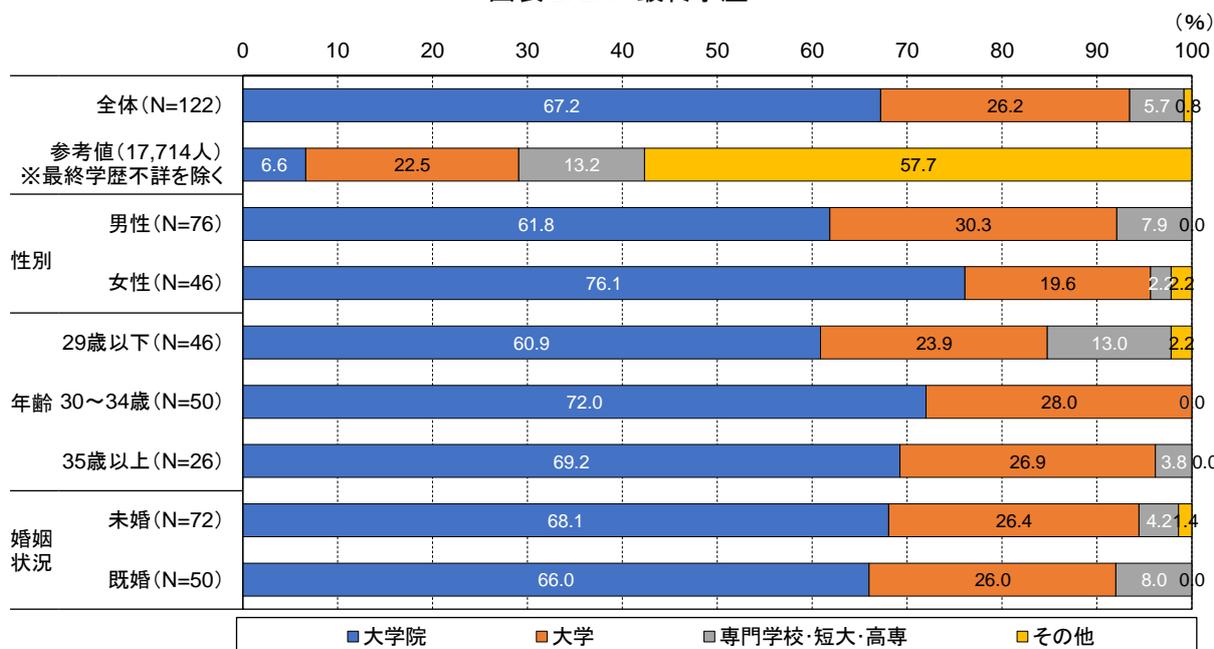
(注) 複数回答

5)最終学歴（図表 2.2.6、図表 2.2.7）

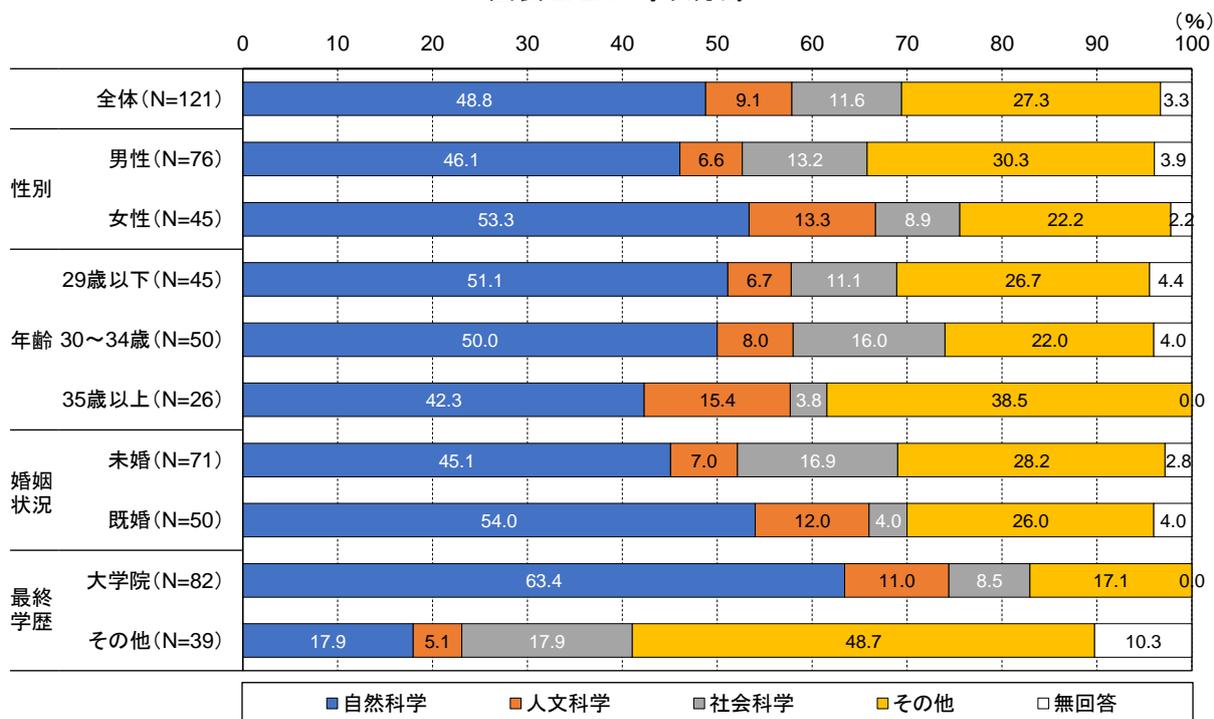
最終学歴は、大学院が67.2%と約3分の2を占め最も多く、2020年国勢調査による広島県の外国人就業者コア年齢層の参考値と比べても極めて多い。

属性別にみると、大学院卒は、性別、年齢別、婚姻状況別の各層に共通して過半を占め最も多く、性別では女性、年齢別では中・高齢層が多い。

図表 2.2.6 最終学歴



図表 2.2.7 専攻分野



また、高等教育機関卒業者の専攻分野は、自然科学が48.8%で約半数を占め、人文・社会科学(20.7%)を上回る。自然科学専攻者は、性別、年齢別、婚姻状況別の各層に共通して約半数を占め最も多い。最終学歴別にみると、大学院卒では自然科学専攻が63.4%と多く、大学等その他の学歴層との相違が大きい。

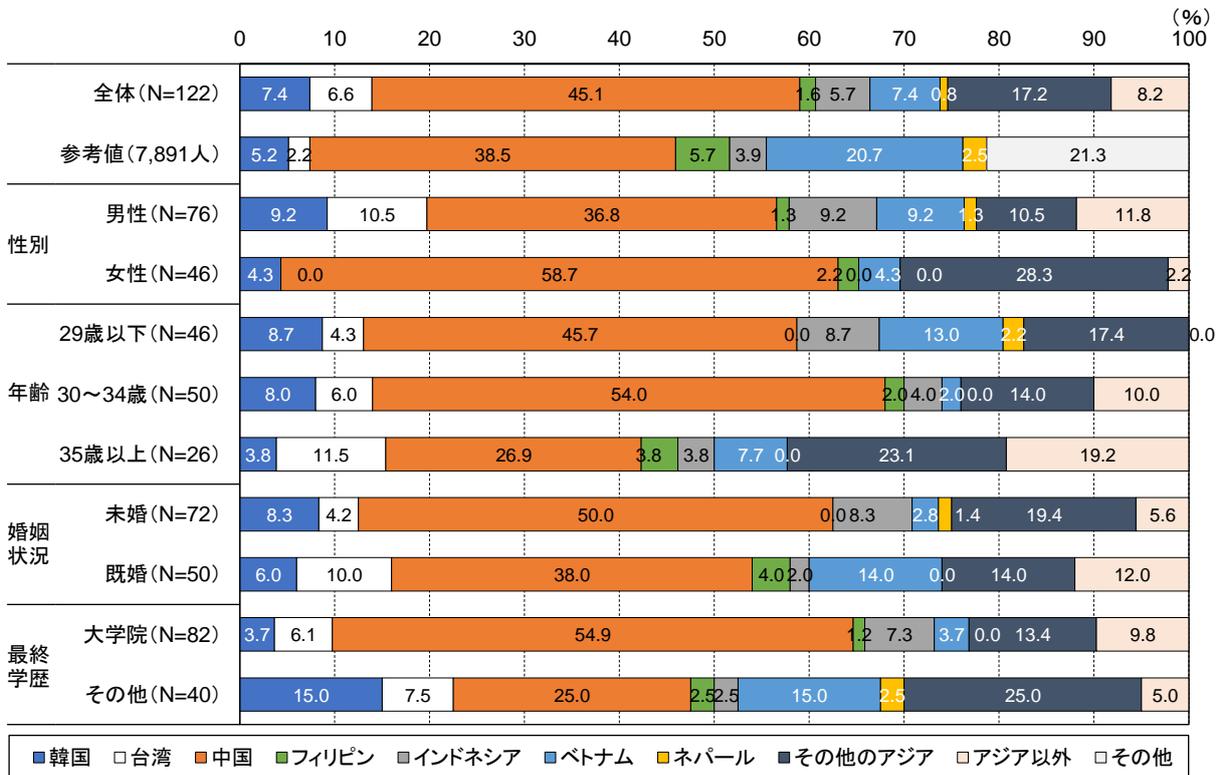
②在留外国人特有の属性

1)国籍 (図表 2.2.8)

国籍は、中国が45.1%と多く、韓国、台湾、ベトナム等を加えたアジアが91.8%を占めており、2022年6月末の在留外国人統計による東広島市の参考値と比べても中国が多い。

属性別にみると、中国は、性別、年齢別、婚姻状況別、最終学歴別の各層に共通して最も多く、性別では女性、年齢別では若・中年層、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒が多い。

図表 2.2.8 国籍



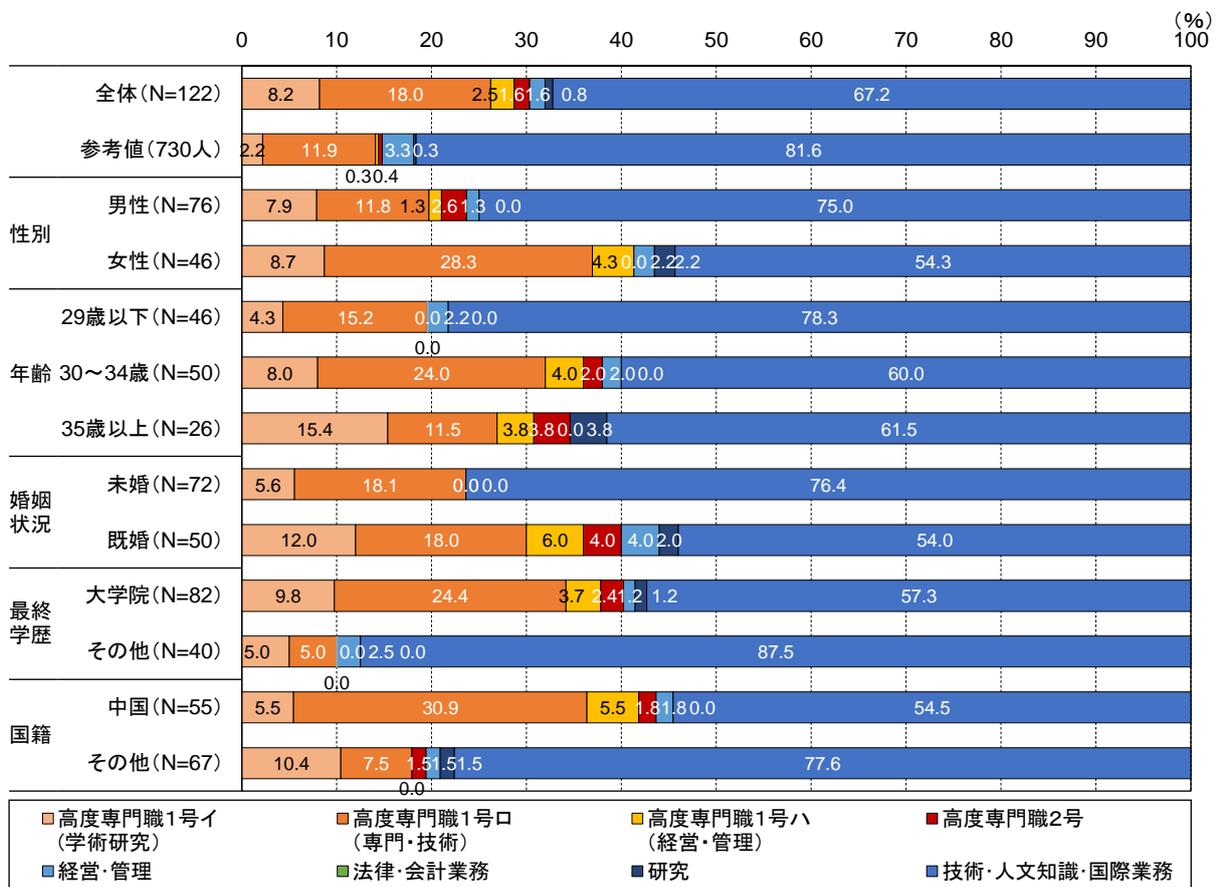
2)在留資格 (図表 2.2.9、図表 2.2.10)

在留資格をみると、高度専門職は 30.3% (うち学術研究の 1 号イが 8.2%、専門・技術の 1 号ロが 18.0%、経営・管理の 1 号ハは 2.5%) で、技術・人文知識・国際業務が 67.2%と最も多い。なお、2022 年 6 月末の在留外国人統計による東広島市の参考値に比べ、高度専門職が多く、技術・人文知識・国際業務は少ない。

属性別にみると、技術・人文知識・国際業務が、性別、年齢別、婚姻状況別、最終学歴別、国籍別の各層に共通して過半を占め最も多い中、高度専門職は、性別では女性、年齢別では中・高齢層、婚姻状況別では既婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国で比較的多い。

なお、最も多い技術・人文知識・国際業務の資格での在留者を対象とする、具体的な仕事内容・役職等の回答結果によると、半導体関連等の技術者がほとんどを占めている。

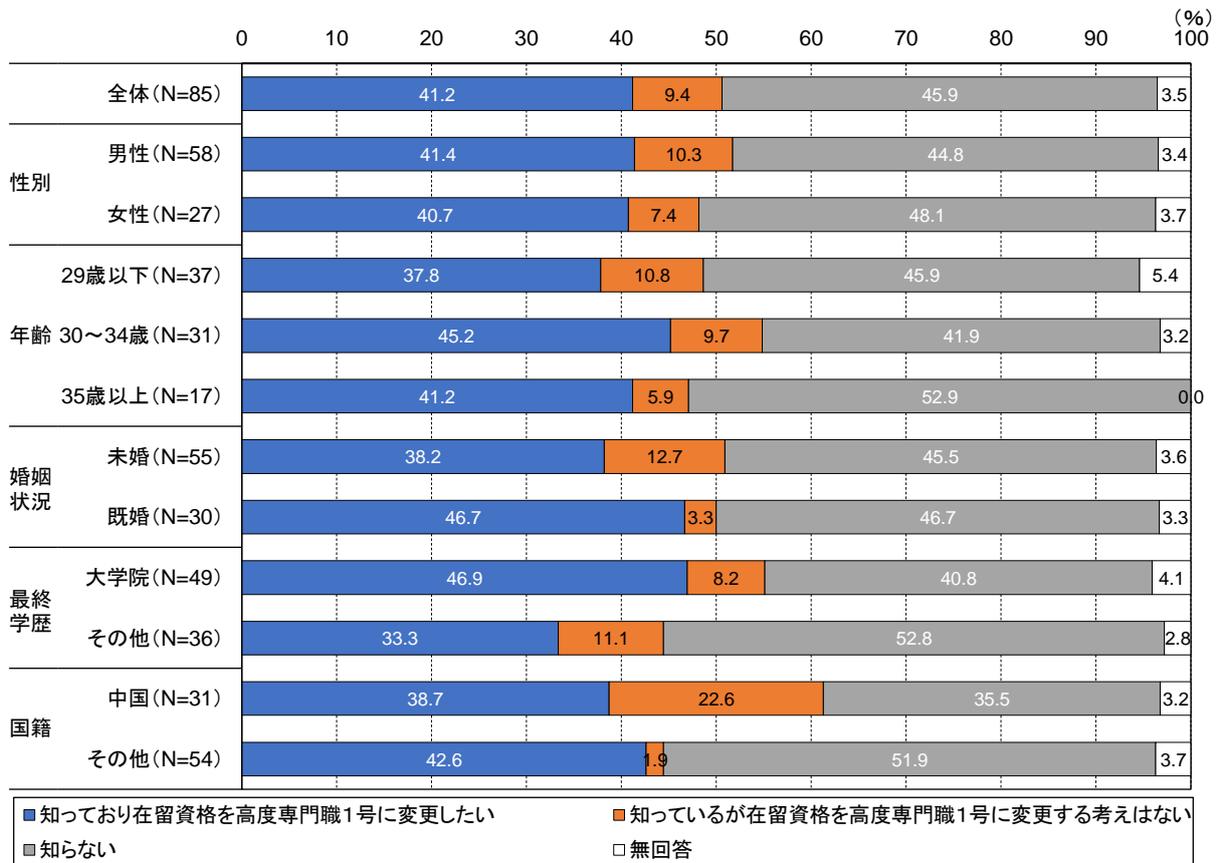
図表 2.2.9 在留資格



また、高度専門職資格以外の人材に当該資格の取得意向を質問したところ、41.2%が資格変更意向を有し、その考えがないのは9.4%にとどまり、残りの半数近くは高度専門職資格を取得するための制度（高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度）があることを知らないのが実情である。

属性別にみると、資格変更意向を有するのは、性別、年齢別、婚姻状況別、最終学歴別、国籍別の各層を通じて40%前後を占め、性別による差は小さいが、年齢別では中・高齢層、婚姻状況別では既婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国以外のその他で比較的多い。

図表 2.2.10 高度専門職資格の取得意向

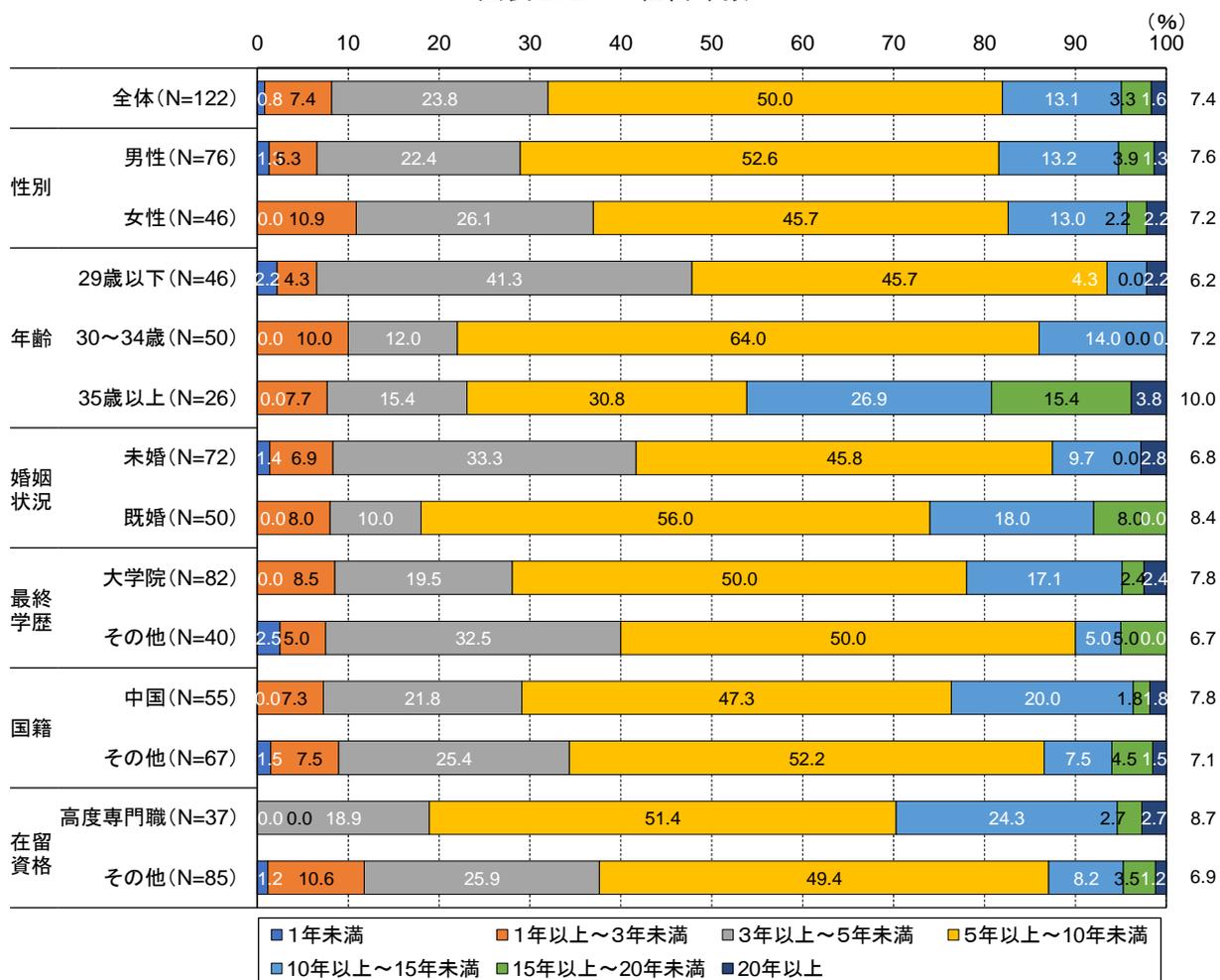


3)在留年数 (図表 2. 2. 11)

在留年数は、5年以上～10年未満が50.0%と半数を占め、5年未満が32.0%、10年以上が18.0%で、20年以上の長期在留者はほとんどいない（高度外国人材に長期在留者が少ないのは、長期在留を希望する場合は永住者等に資格変更が行われることも要因と考えられる）。

在留年数の長さを属性別にみると、性別では男性、年齢別では高いほど、婚姻状況別では既婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職で長い。

図表 2. 2. 11 在留年数



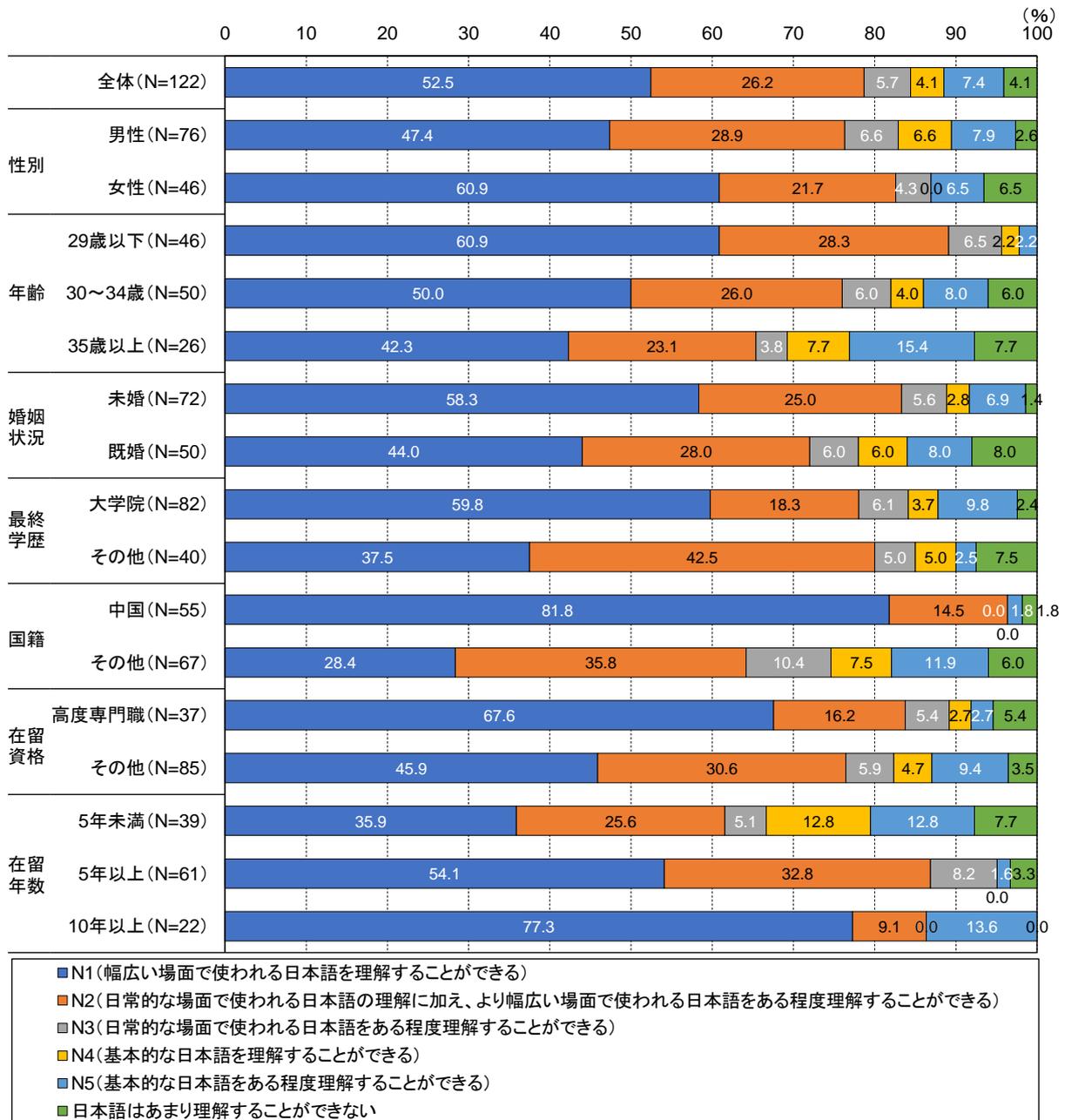
(注) 右端の数値は、1年未満を0.5年、1年以上～3年未満を2年、3年以上～5年未満を4年、5年以上～10年未満を7.5年、10年以上～15年未満を12.5年、15年以上～20年未満を17.5年、20年以上を22.5年として算出した平均年数

4)日本語能力 (図表 2.2.12)

国際交流基金と日本国際教育支援協会が共催する日本語能力試験のレベル設定を基準とする、日本語能力の自己評価結果をみると、最高位の N1 (幅広い場面で使われる日本語を理解することができる) が 52.5%と過半を占め最も多い。

属性別にみると、最高位の N1 に自己評価するのは、性別では女性、年齢別では若いほど、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職、在留年数別では長いほど多い。

図表 2.2.12 日本語能力レベル



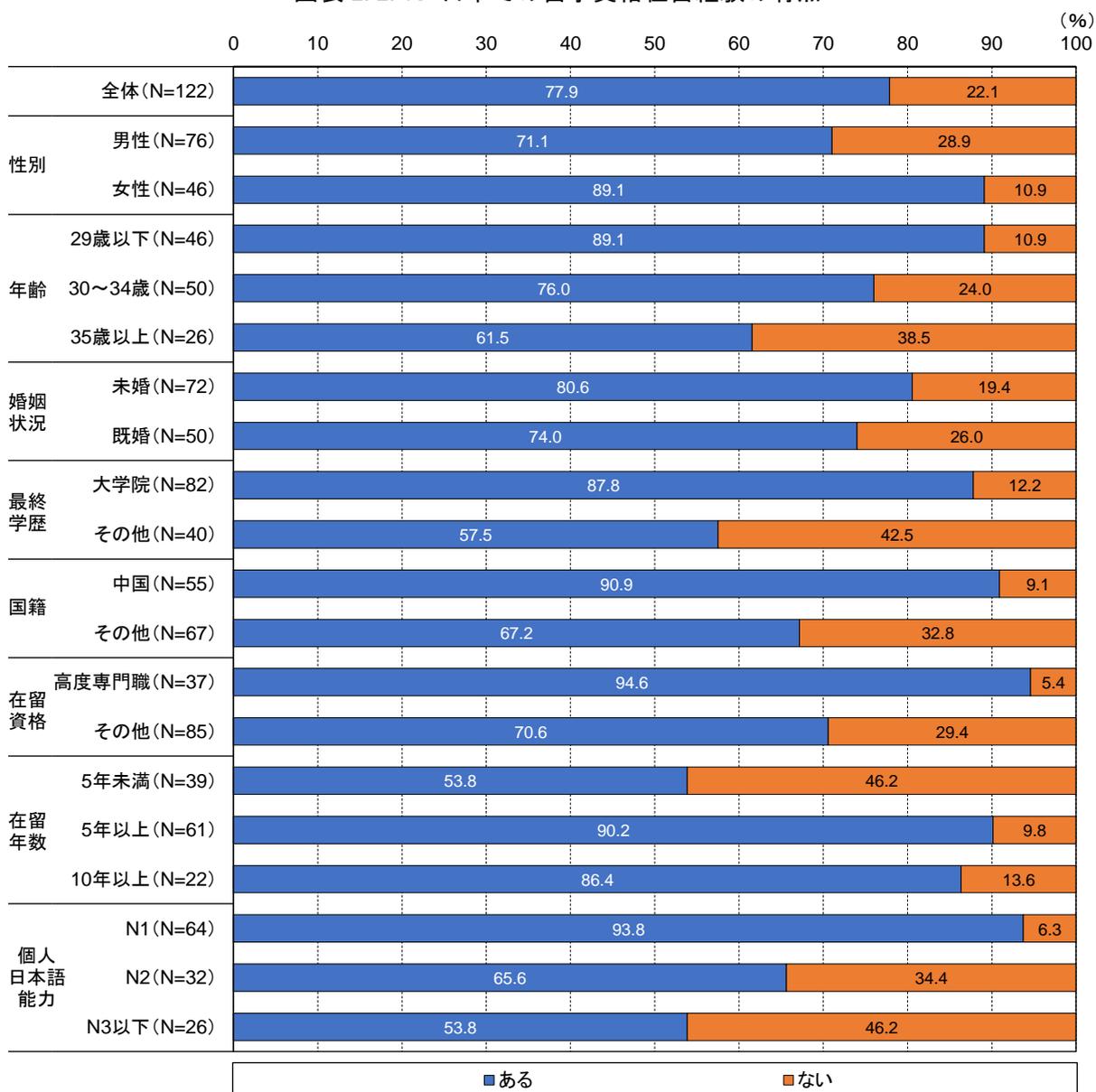
(2) 留学・就職活動の経験

① 留学経験の有無 (図表 2. 2. 13)

これまでに留学の資格で日本に在留した経験のある人材は 77.9%に達しており、日本への留学が高度外国人材としての在留（定着）の足掛かりになっていることがうかがえる。

属性別にみると、留学経験者は、性別では女性、年齢別では若いほど、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職、在留年数別では中・長期在留層、個人日本語能力別ではレベルが高いほど多い。

図表 2. 2. 13 日本での留学資格在留経験の有無



②留学時の困難点（図表 2.2.14）

留学経験のある人材に留学時の困りごとについての回答結果をみると、何もないは 12.6%であり 9 割近くが何らかの困難点を挙げている。具体的には、「奨学金やアルバイト収入の確保」37.9%、「日本人の学生や住民とのコミュニケーション」35.8%、「卒業後の進学・就職に関する情報の収集」34.7%、「日本語の習得」32.6%、「友人・仲間づくり」32.6%など、多くの事項が幅広く挙げられている。

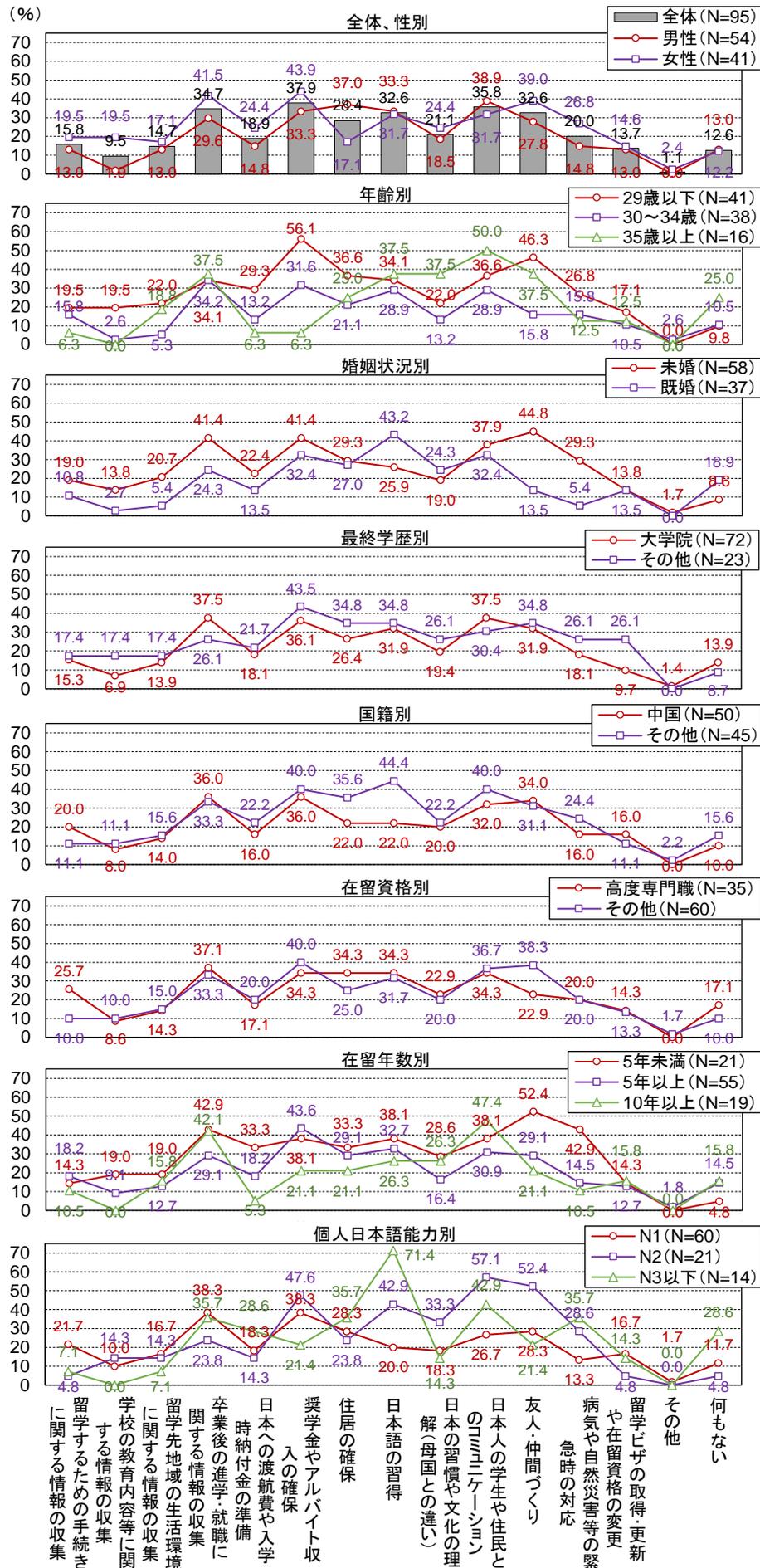
属性別にみると、年齢別、在留年数別や個人日本語能力別で差の大きい事項が多くみられる。具体的には、「奨学金やアルバイト収入の確保」や「日本への渡航費や入学時納付金の準備」といった金銭面は、年齢別では若いほど、在留年数別では短いほど困難点とされているほか、「病気や自然災害等の緊急時の対応」を困難点とする人材もこれらの層ほど多い。このほか、在留年数が短いほど「友人・仲間づくり」も多く挙げている。

また、個人日本語能力別ではレベルが低いほど、「日本語の習得」が困難点とされるほか、「病気や自然災害等の緊急時の対応」への懸念も強い。反対にレベルが高いほど「留学するための手続きに関する情報の収集」を多く挙げている。

このほか、性別では男性で「住居の確保」を、婚姻状況別では未婚者で「友人・仲間づくり」や「病気や自然災害等の緊急時の対応」を、国籍別では中国以外のその他で「日本語の習得」を困難点とする人材が多い。

なお、卒業後の日本への定着に関わる「卒業後の進学・就職に関する情報の収集」を困難点とするのは、性別では女性、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒、また、個人日本語能力別では最下位層とともに最上位層で多い。特に、個人日本語能力別の最上位層では、「卒業後の進学・就職に関する情報の収集」が困難点として最も多く挙げられており、日本語能力の高い留学生（高度外国人材予備軍）が、引き続き日本で進学・就職（定着）することを希望しながら、そのための情報収集において、本人の日本語能力面以外で苦勞している状況がうかがえる。

図表 2.2.14 日本留学時の困難点

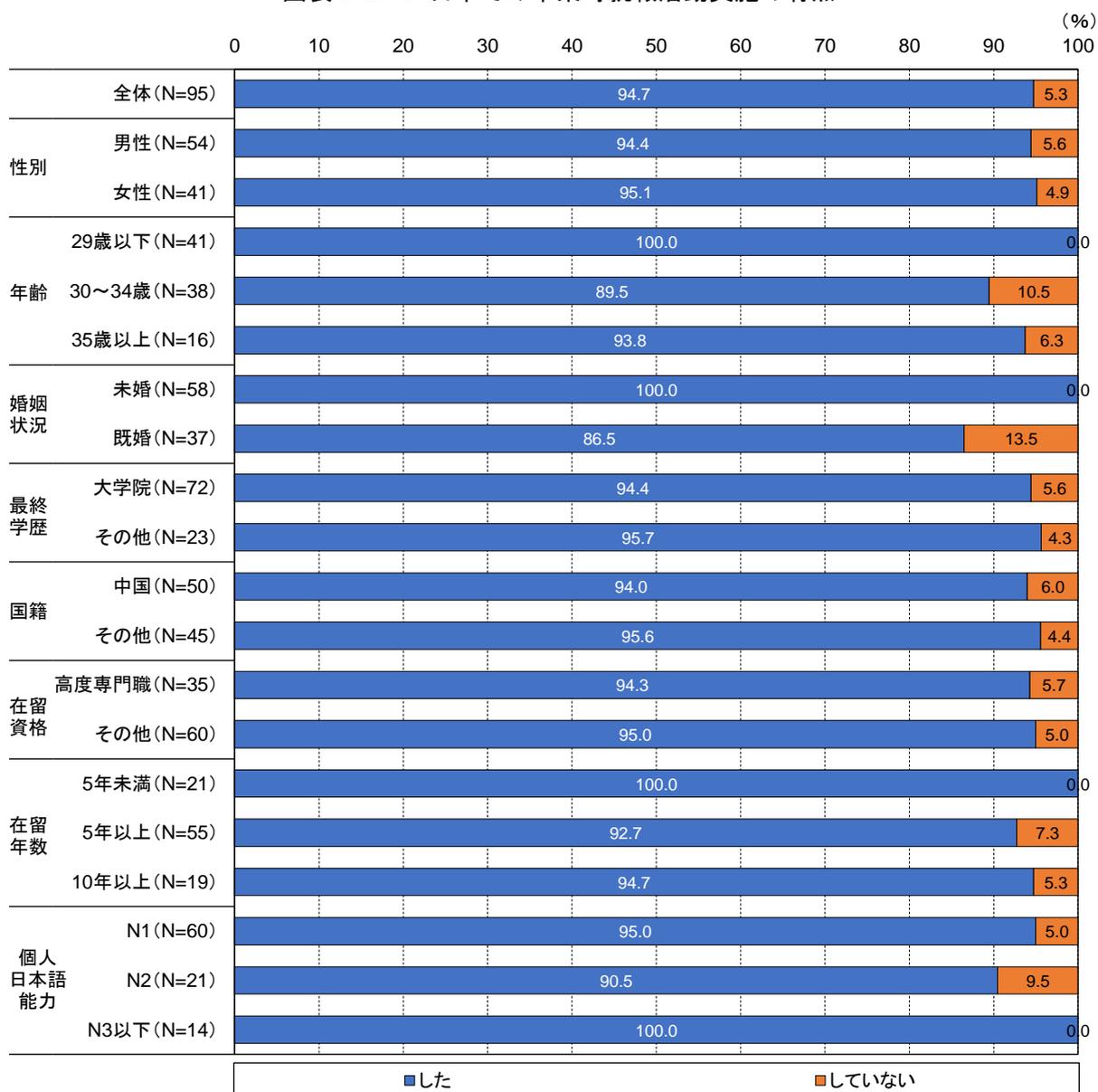


(注) 複数回答

③卒業時の就職活動（図表 2. 2. 15）

留学経験のある人材に卒業時に日本で就職活動を行ったか否かについての回答結果をみると、調査対象者が日本に留学し定着した高度外国人材であることから、94.7%（全体の73.8%）とほとんどが就職活動を行っている。また、属性別にみても、特筆すべき差があるとはいえない。

図表 2. 2. 15 日本での卒業時就職活動実施の有無



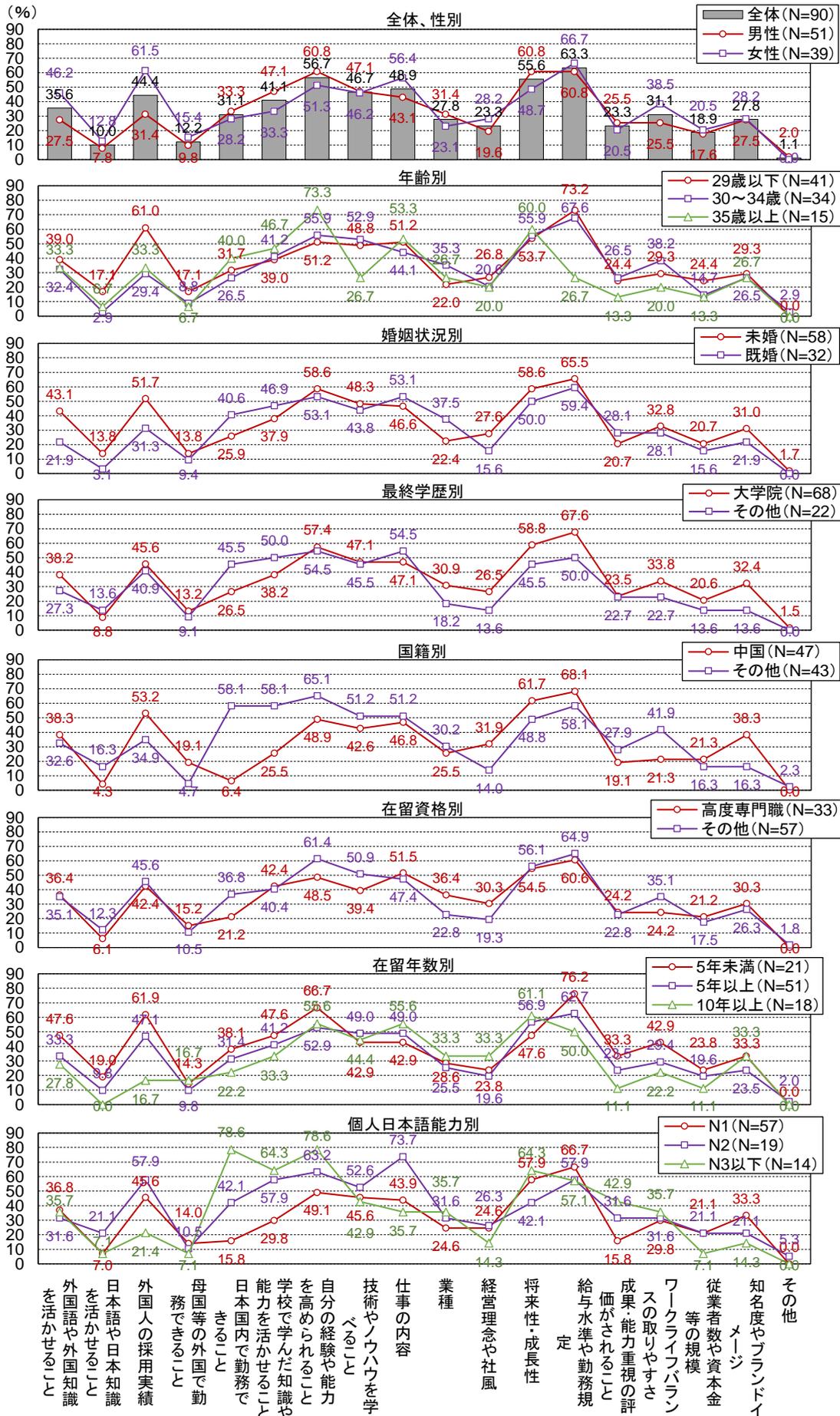
④就職活動時の応募企業選定の重視点（図表 2. 2. 16）

留学卒業時に就職活動の経験がある人材に、応募企業等選定に当たっての重視点についての回答結果をみると、日本人就活生にも共通すると考えられる事項のうち「給与水準や勤務規定」63.3%、「自分の経験や能力を高められること」56.7%、「将来性・成長性」55.6%の3事項を上位に、以下、「仕事の内容」48.9%、「技術やノウハウを学べること」46.7%、「学校で学んだ知識や能力を活かせること」41.1%など、多くの事項が幅広く挙げられている。これらのほか、外国人留学生に特有の事項といえる「外国人の採用実績」44.4%や「外国語や外国知識を活かせること」35.6%なども重視されている。

日本人就活生にも共通すると考えられる主要な事項について属性別にみると、年齢別、在留年数別や個人日本語能力別での差が大きい。具体的には、「給与水準や勤務規定」は、年齢別では若・中年層、在留年数別では短いほど、また、「将来性・成長性」は、在留年数別では長いほど、さらに、「自分の経験や能力を高められること」は、年齢別では高齢層、個人日本語能力別ではレベルが低いほど多く挙げられている。これらに続く「技術やノウハウを学べること」や「仕事の内容」については、属性別での差は小さいが、「学校で学んだ知識や能力を活かせること」は、個人日本語能力別ではレベルが低いほど重視しており、国籍別でも日本語能力への自己評価が低い中国以外のその他で多く挙げられている。このほか、「経営理念や社風」「知名度やブランドイメージ」は、国籍別では中国、また、「成果・能力重視の評価がされること」や「ワークライフバランスの取りやすさ」は、年齢別では若・中年層、在留年数別では短いほど、個人日本語能力別ではレベルが低いほど重視する傾向にある。

外国人留学生に特有といえる「外国語や外国知識を活かせること」「日本語や日本知識を活かせること」「外国人の採用実績」「母国等の外国で勤務できること」「日本国内で勤務できること」の5事項について属性別にみると、在留年数別では「外国人の採用実績」をはじめ総じて年数が短いほど重視する傾向が強い。また、「外国人の採用実績」については全般に属性別の差が大きく、性別では女性、年齢別では若年層、婚姻状況別では未婚者、国籍別では中国、個人日本語能力別では中・高位層で多く挙げられている。さらに、「外国語や外国知識を活かせること」は、性別では女性、婚姻状況別では未婚者で重視されている。このほか、「日本国内で勤務できること」は、個人日本語能力別ではレベルが低いほど、また、国籍別でも日本語能力への自己評価が低い中国以外のその他で重視する傾向が強い。

図表 2.2.16 就職活動実施時の応募企業等選定の重視点



⑤就職活動時の困難点（図表 2.2.17）

留学卒業時に就職活動の経験がある人材に、就職活動時の困りごとについての回答結果をみると、何もないは11.1%であり9割近くが何らかの困難点を挙げている。具体的には、日本式の就職活動に関わる「日本語でのエントリーや試験・面接が難しい」40.0%、「日本での就職活動のルールがわかりにくい」36.7%のほか、「採用後の職務内容が不明確」32.2%の3事項を上位に、以下、「外国語や外国知識を活かせる企業等が少ない」30.0%、「企業等の外国人の採用実績がわかりにくい」27.8%など、多くの事項が幅広く挙げられている。

日本式の就職活動に関わる事項を属性別にみると、「日本語でのエントリーや試験・面接が難しい」は、最終学歴別では大学院卒、在留資格別では高度専門職で多いのに対し、「日本での就職活動のルールがわかりにくい」は、個人日本語能力別では低位層、国籍別でも日本語能力への自己評価が低い中国以外のその他で多く挙げられている。

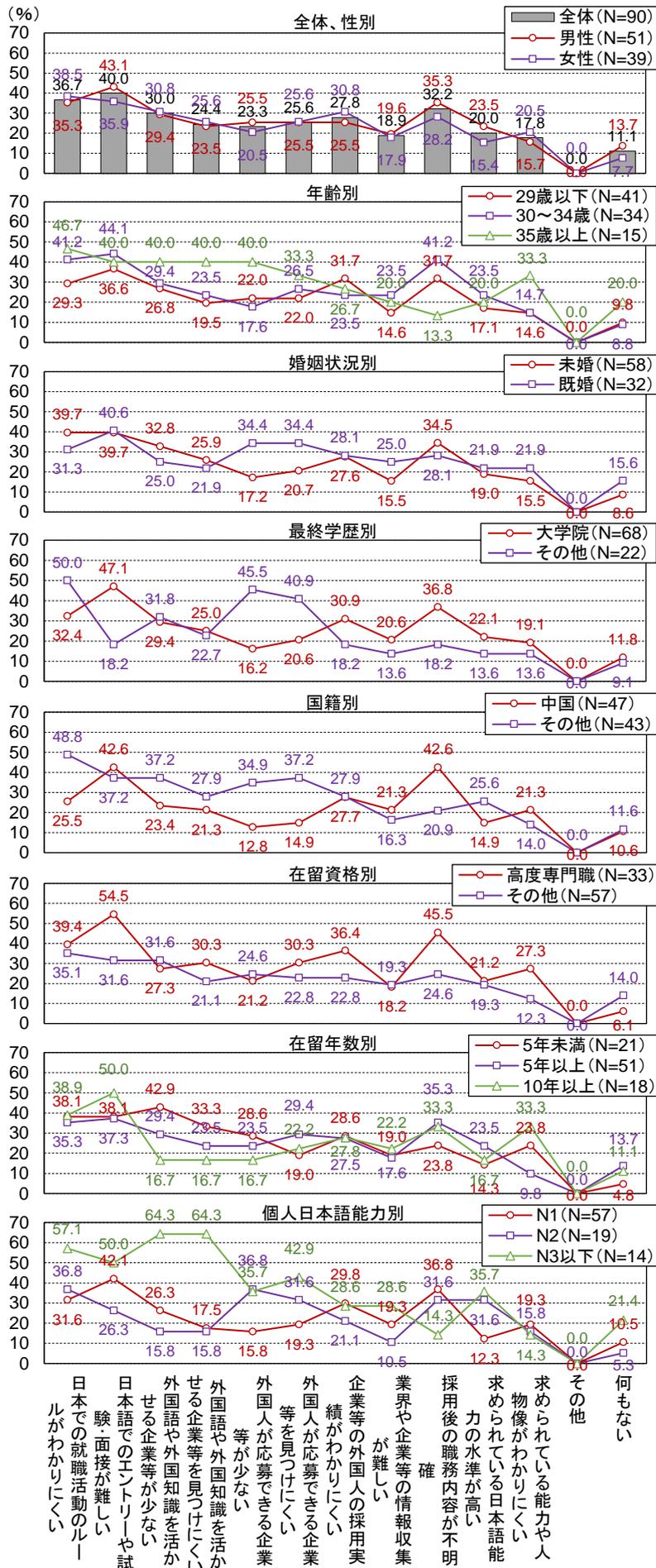
また、「採用後の職務内容が不明確」については、属性別での差が目立ち、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職、また、年齢別では若・中年層、個人日本語能力別ではレベルが高いほど困難点とする人材が多い。

さらに、「外国語や外国知識を活かせる企業等が少ない」「外国語や外国知識を活かせる企業等を見つけにくい」は、個人日本語能力別の低位層、また、「外国人が応募できる企業等が少ない」「外国人が応募できる企業等を見つけにくい」についても、個人日本語能力別の低・中位層が多い。このほか主に「外国人が応募できる企業等が少ない」については、在留年数別では短いほど、「外国人が応募できる企業等を見つけにくい」については、最終学歴別では大学院卒以外のその他、国籍別では中国以外のその他で多く挙げられている。

加えて、個人日本語能力別の低・中位層では、「求められている日本語能力の水準が高い」を困難点とする回答が多いことも指摘できる。

なお、就職活動実施時の困難点について、具体的内容の回答結果によると、日本語によるエントリーや適性検査（SPI）・面接が難しく、日本人と同じ基準・土俵で評価されることなど採用方法への不満が少なくないほか、外国人留学生が応募できる企業等の少なさや見つけにくさ、業界や企業等の情報収集の難しさなどが回答されている。

図表 2.2.17 就職活動実施時の困難点



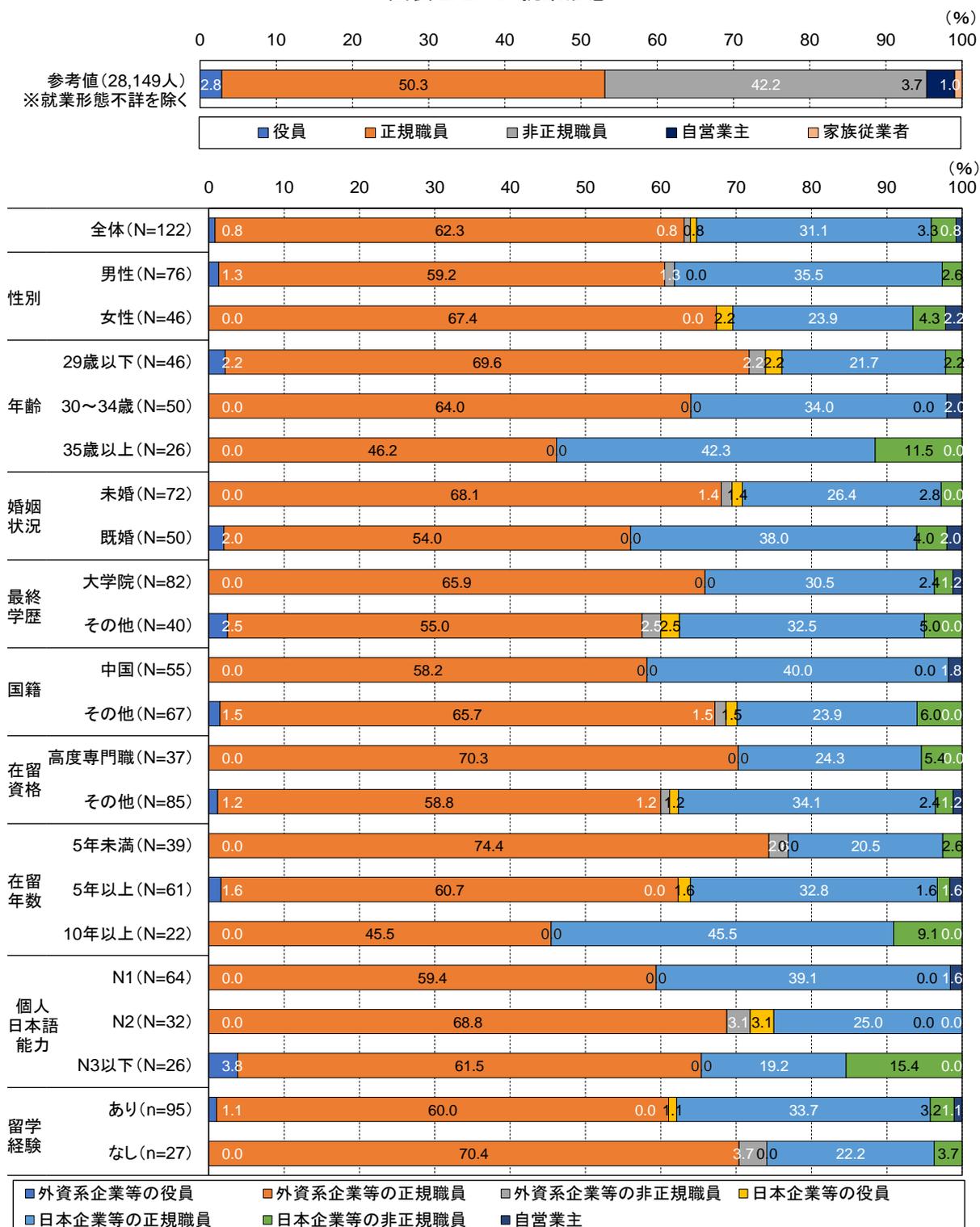
(注) 複数回答

(3) 就業の実態と意識

①就業形態 (図表 2. 2. 18)

就業形態は、外資系企業等の正規職員が 62.3%で最も多く、役員・非正規職員を含む外資企業等就業者が 63.9%、正規職員を中心に日本企業等就業者は 35.2%を占める。なお、2020 年国勢調査による広島県の外国人就業者の参考値と比べると、正規職員の割合が高い。

図表 2. 2. 18 就業形態



属性別にみると、外資企業等就業者は、性別では女性、年齢別では若いほど、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国以外のその他、在留資格別では高度専門職、在留年数別では短いほど、個人日本語能力別では中・低位層、留学経験別では未経験者が多い。

また、外資・日本企業等の非正規職員は、個人日本語能力別ではレベルが低いほど多く、年齢別では高齢層、在留年数別では長期在留層でやや多い。

②就業業種（図表 2.2.19）

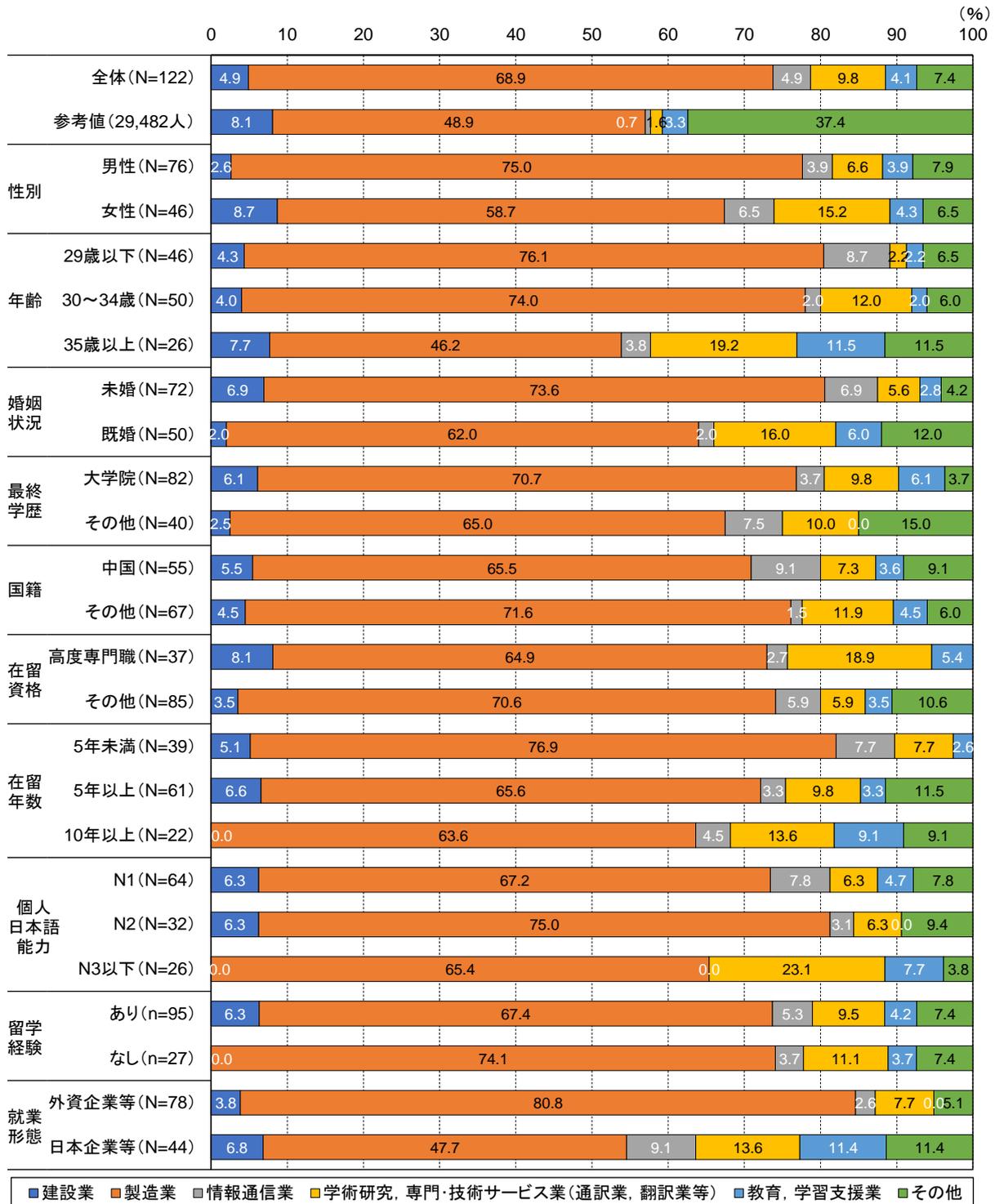
就業業種は、製造業が 68.9%と約 3 分の 2 を占め、2020 年国勢調査による広島県の外国人就業者の参考値と比べても製造業が多い。

属性別にみると、製造業は、性別では男性、年齢別では若・中年層、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国以外のその他、在留資格別では高度専門職以外のその他、在留年数別では短いほど、個人日本語能力別では中位層、留学経験別では未経験者、就業形態別では外資企業等が多い。

なお、就業形態×業種別の構成比を算出[※]すると、外資企業等の製造業が 51.6%（次いで日本企業等の製造業が 17.2%）と全体の約半数を占めるが、具体的な仕事内容・役職等の回答内容（p 57 参照）からも推察されるように、米国マイクロテクノロジー社の半導体生産拠点であるマイクロンメモリジャパン(株)広島工場・広島開発センターで就業する高度外国人材が多数を占めていると考えられる。

※図表 2.2.18 就業形態と図表 2.2.19 就業業種のカロス集計による

図表 2.2.19 就業業種

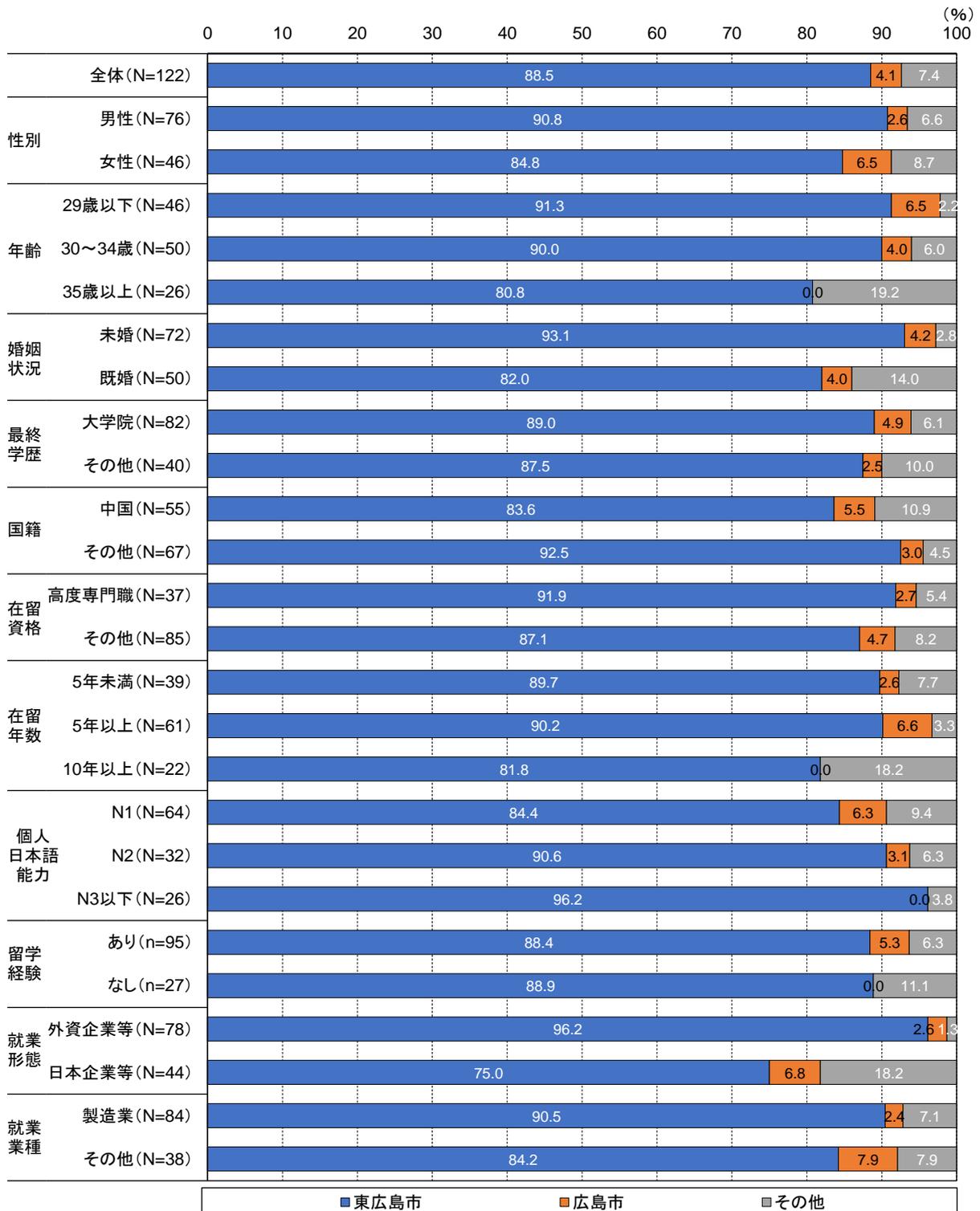


③勤務地（図表 2. 2. 20）

勤務地（勤め先・自営業の所在地）は、東広島市が 88.5%を占めるものの、広島市をはじめとして東広島市外を勤務地とする人材も 1 割強ほどみられる。

属性別にみると、東広島市外を勤務地とする人材は、就業形態別では日本企業等に多く、年齢別では高齢層、婚姻状況別では既婚者、国籍別では中国、在留年数別では長期在留層、個人日本語能力別ではレベルが高いほど多い傾向もみられる。

図表 2. 2. 20 勤め先・自営業の所在地



④業務に必要な日本語能力（図表 2.2.21）

日本漢字能力検定協会が主催するビジネス日本語能力テストのレベル設定を基準とする、業務上必要となる日本語能力の自己評価結果をみると、最高位の J1+（どのようなビジネス場面でも日本語による十分なコミュニケーション能力がある）は 15.6%、次の J1（幅広いビジネス場面で日本語による適切なコミュニケーション能力がある）が 26.2%で最も多く、以下、最下位の J5（日本語によるビジネスコミュニケーション能力はほとんどない）まで相当数が分布しており、個人の日本語能力（図表 2.2.12）に比べてレベル評価は幅広い。

J1+または J1 の上位層の割合を属性別にみると、性別では女性、年齢別では若・中年層、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職、在留年数別では短・中期在留層、個人日本語能力別ではレベルが高いほど、留学経験別では経験者、就業形態別では日本企業等就業者、就業業種別では製造業が多い。

⑤母国との関わり（図表 2.2.22）

業務上での母国との関わりについての回答結果をみると、「母国との関わりは少なく母国語を使う機会も少ない」との回答が 61.5%と過半を占めている。母国との関わりや母国語を使う機会が多いとの回答は 37.8%であり、うち「母国との関わりが多く母国語を使う機会も多い」は 10.7%で、これを含め、母国との関わりが多い層は 22.2%、母国語を使う機会が多い層は 26.3%となる。

母国との関わりが多い層の割合（全体では 22.2%）を属性別にみると、性別では女性、年齢別では若いほど、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職、在留年数別では短いほど、留学経験別では経験者、就業形態別では日本企業等就業者、就業業種別では製造業以外のその他、要業務日本語能力別ではレベルが高いほど多い。

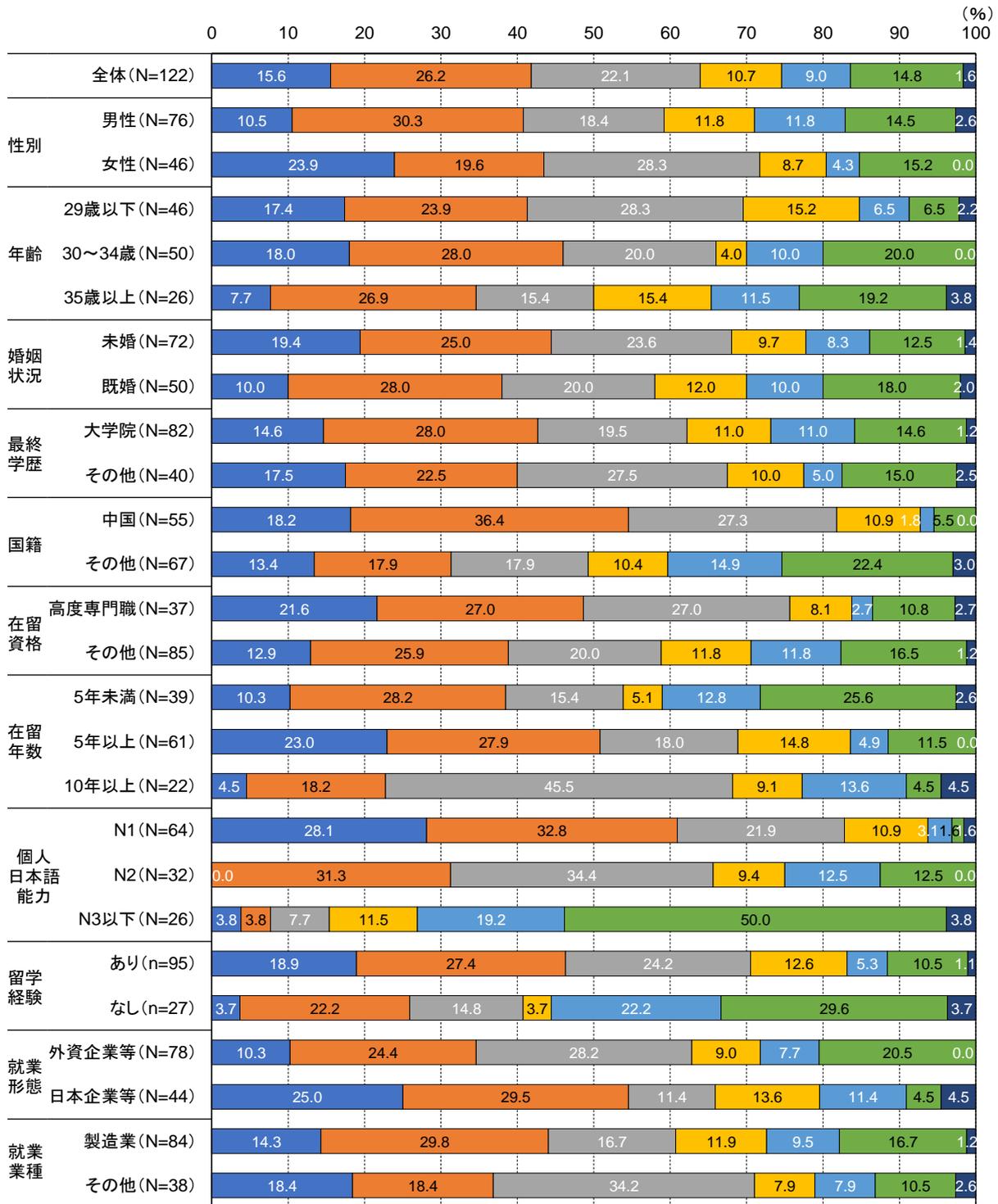
また、母国語を使う機会が多い層の割合（全体では 26.3%）は、年齢別では高齢層、婚姻状況別では既婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職、留学経験別では未経験者、就業形態別では外資企業等就業者、就業業種別では製造業以外のその他、要業務日本語能力別ではレベルが低いほど多い。

⑥日本での就業のきっかけ（図表 2.2.23）

日本で働き始めたきっかけは、「学校卒業時の就職」が 66.4%と約 3 分の 2 を占め、このほかでは「外国在住時に企業等の求人に応じて」が 18.0%と比較的多い。

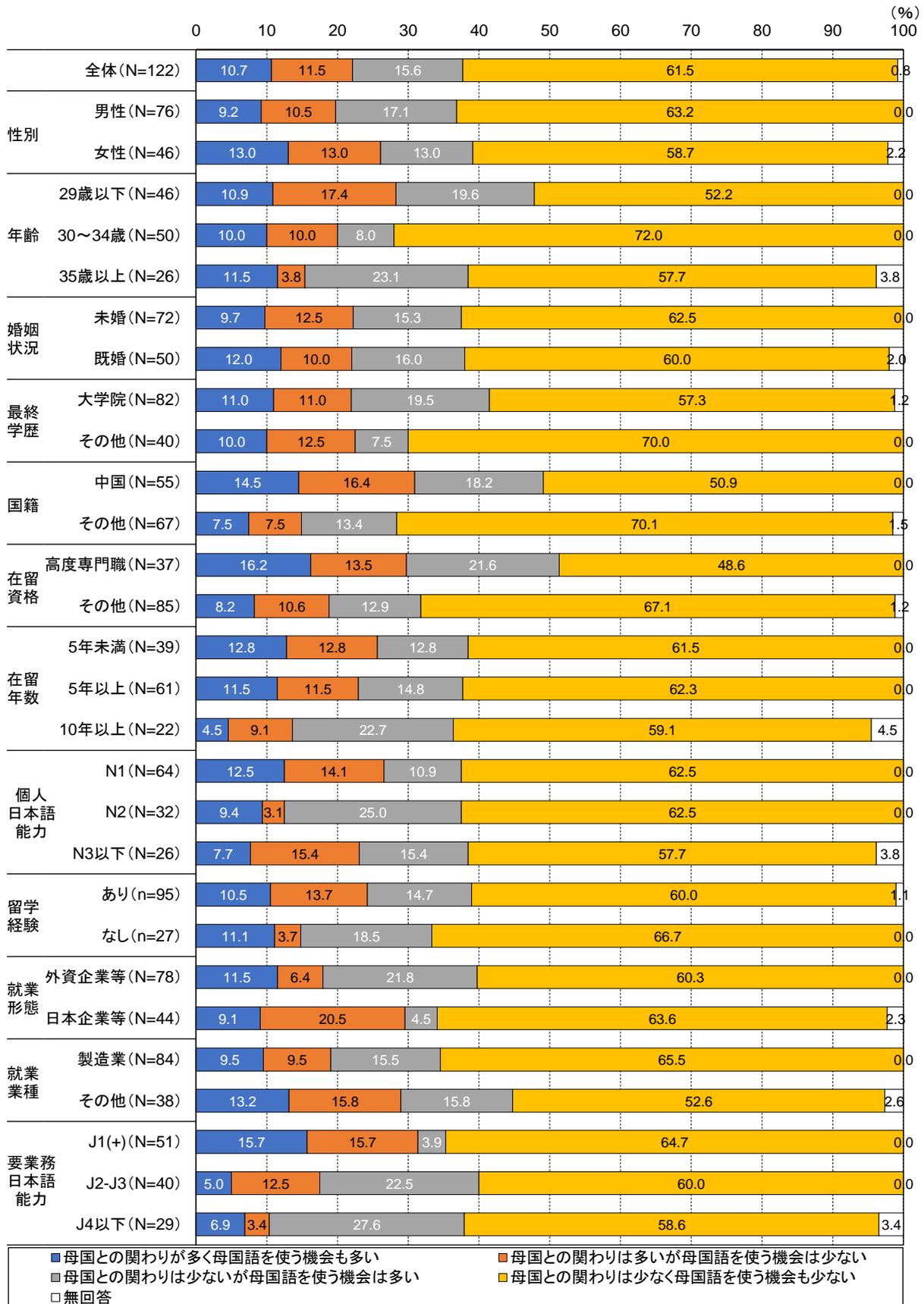
「学校卒業時の就職」をきっかけとする割合を属性別にみると、性別では女性、年齢別では若いほど、婚姻状況別では未婚者、最終学歴別では大学院卒、国籍別では中国、在留資格別では高度専門職、在留年数別では中・長期在留層、個人日本語能力別ではレベルが高いほど、留学経験別では経験者、就業形態別では日本企業等就業者、就業業種別では製造業以外のその他、要業務日本語能力別では中・高位層が多い。

図表 2. 2. 21 業務に必要な日本語能力レベル

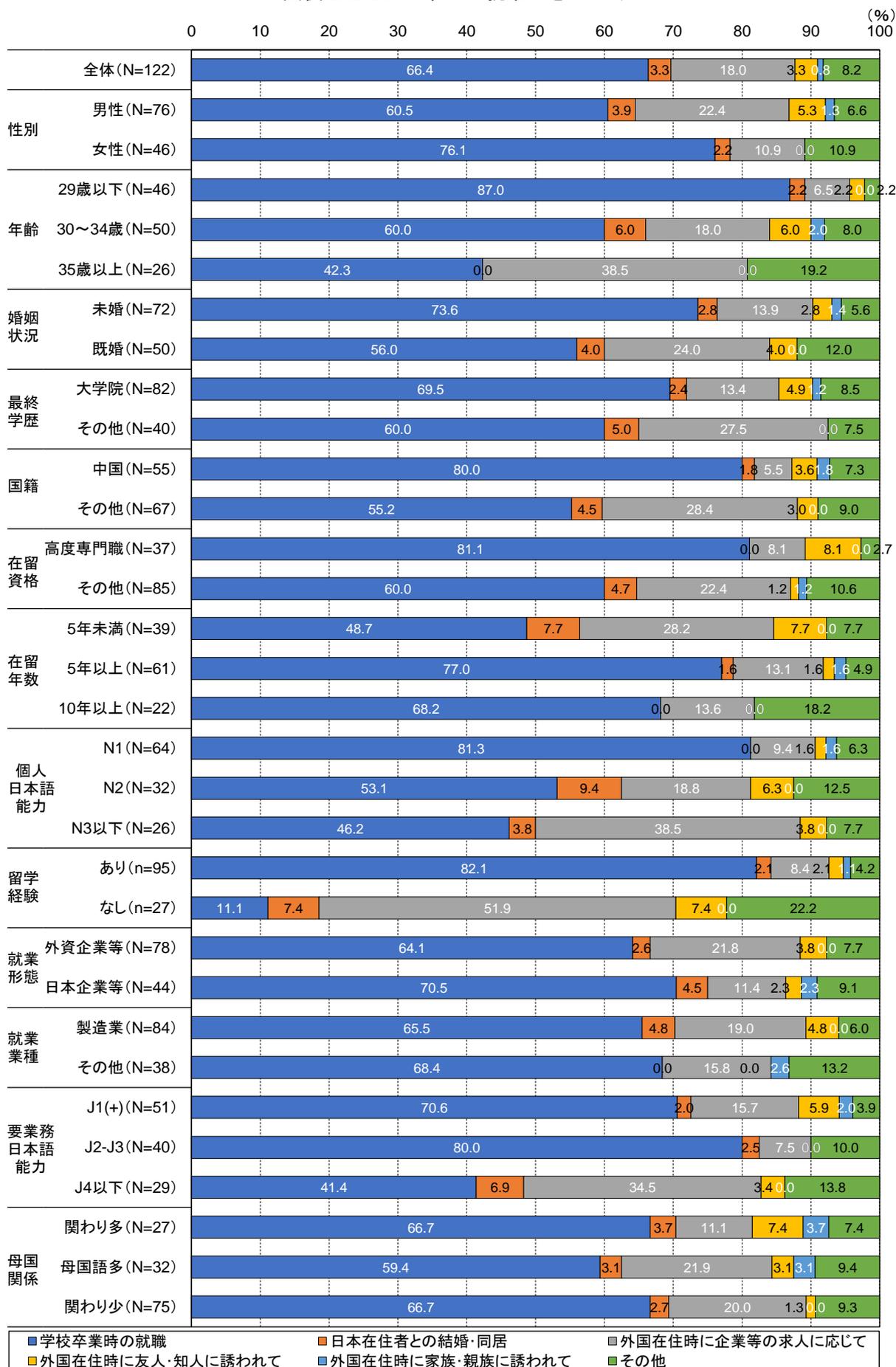


- J1+(どのようなビジネス場面でも日本語による十分なコミュニケーション能力がある)
- J1(幅広いビジネス場面で日本語による適切なコミュニケーション能力がある)
- J2(限られたビジネス場面で日本語による適切なコミュニケーション能力がある)
- J3(限られたビジネス場面で日本語によるある程度のコミュニケーション能力がある)
- J4(限られたビジネス場面で日本語による最低限のコミュニケーション能力がある)
- J5(日本語によるビジネスコミュニケーション能力はほとんどない)
- 無回答

図表 2.2.22 母国との関わり



図表 2.2.23 日本での就業のきっかけ



とりわけ、高度外国人材の63.9%※は、日本へ留学した上で学校卒業時の就職をきっかけに日本で働き始めていることから、大学院等への外国人留学生の受け入れと卒業時の就職が高度外国人材の定着に大きく寄与していることが明らかである。

※図表2.2.23で留学経験がある層(95人)のうち、日本での就業のきっかけが学校卒業時の就職であるのは、82.1%に当たる78人。その高度外国人材全体(122人)に占める割合は、78人÷122人≒63.9%。

⑦今後の就業意向(図表2.2.24)

今後の就業意向をみると、「今の仕事を続けたい」と変化を望んでいない人材が49.2%で約半数を占め、「今の仕事に加えて兼業・副業をしたい」21.3%や「新たな勤め先を見つけて日本で働き続けたい」13.9%など、仕事に変化を望みつつ日本で働き続けたい人材が40.1%で、日本を離れることを希望する人材は7.4%にとどまる。

今の仕事を続けたい(変化を望んでいない)人材の割合を属性別にみると、年齢別では高いほど、婚姻状況別では既婚者、個人日本語能力別ではレベルが低いほど、就業形態別では外資企業等就業者、要業務日本語能力別ではレベルが低いほど、母国関係別では母国語を使う機会が多い層や母国との関わりが少ない層が多い。

また、仕事に変化を望みつつ日本で働き続けたい人材は、性別では男性、在留年数別では長いほど、個人日本語能力別では高位層、就業形態別では日本企業等就業者、要業務日本語能力別ではレベルが高いほど、母国関係別では母国との関わりが多い層が多い。

一方、日本を離れることを希望する人材は、年齢別では若年層、在留年数別では短いほど多い。

⑧高度外国人材の定着を難しくしている日本の問題点(図表2.2.25)

高度外国人材の定着を難しくしている日本の問題点については、何もないや無回答は合計で8.2%であり、9割超が何らかの問題点を挙げている。具体的には、「昇進・昇給や人事・配属の基準が不明確」36.9%が最も多く、以下、「日本に特有の仕事の慣習」36.1%、「仕事以外の付き合いが希薄」32.0%、「税金や従業員の社会保険料負担が重い」28.7%、「キャリアパスが不明確」27.9%、「在留資格制度の手続きの手間や在留への制約」25.4%、「労働時間の管理や適正化が不十分」23.0%が続いている。

属性別にみると、「昇進・昇給や人事・配属の基準が不明確」は、在留年数別では長いほど、就業形態別では日本企業等就業者で多いが、「キャリアパスが不明確」は、属性別での差は小さい。

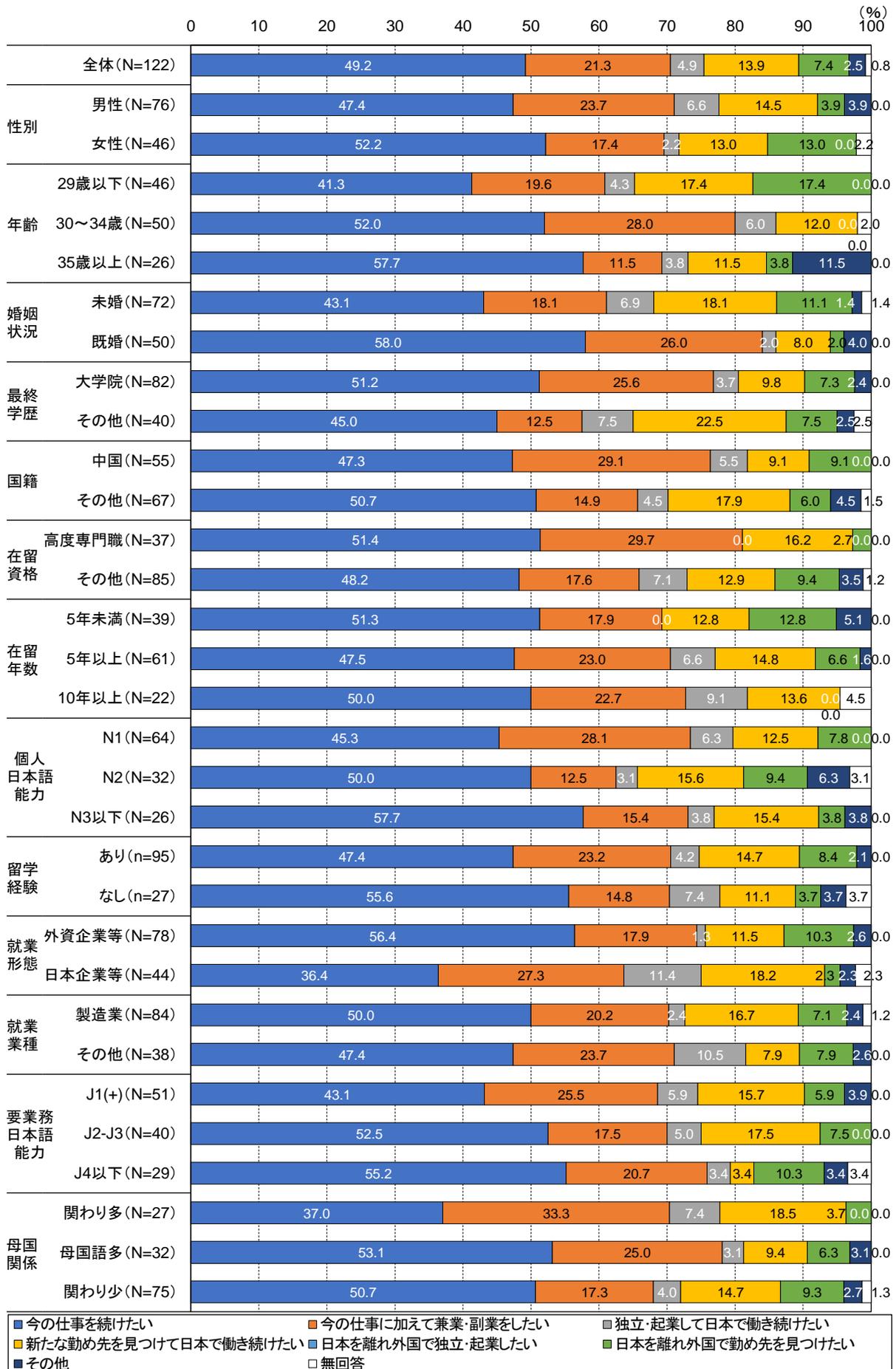
また、「日本に特有の仕事の慣習」は、在留年数別では短いほど、個人日本語能力別ではレベルが高いほど、就業形態別では外資系企業等就業者、就業業種別では製造業で多く、「仕事以外の付き合いが希薄」については、婚姻状況別では未婚者、留学経験別では経験者が多い。

さらに、「税金や従業員の社会保険料負担が重い」は、年齢別では若いほど、在留年数別では短いほど多く、「在留資格制度の手続きの手間や在留への制約」は、年齢別では高いほど多い。

このほか、「労働時間の管理や適正化が不十分」については、個人日本語能力別で中・高位層、「日本語習得へのサポートが不十分」は、逆に個人日本語能力別でレベルが低いほど多い。

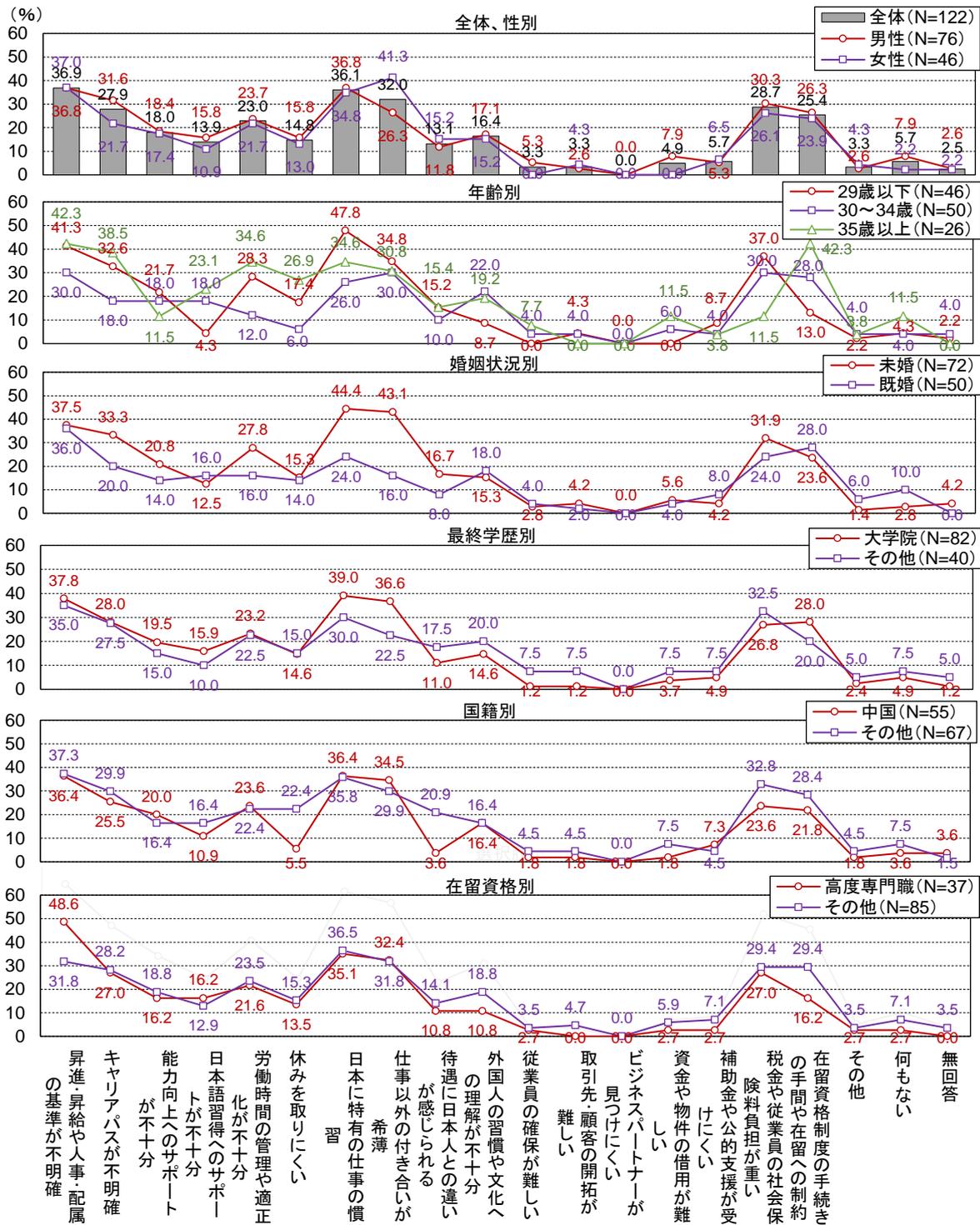
なお、高度外国人材の日本定着に必要な条件・要因等について、具体的内容の回答結果によると、能力向上や日本語習得へのサポート、企業等の受入・就業環境の改善といった企業等の対応が必要になる事柄よりも、多文化共生のほか税金・社会保険や在留資格および公的サポートなど国・自治体(地域社会)の対応に関わる要望等が多く挙げられている。このうち税金・社会保険

図表 2.2.24 今後の就業意向



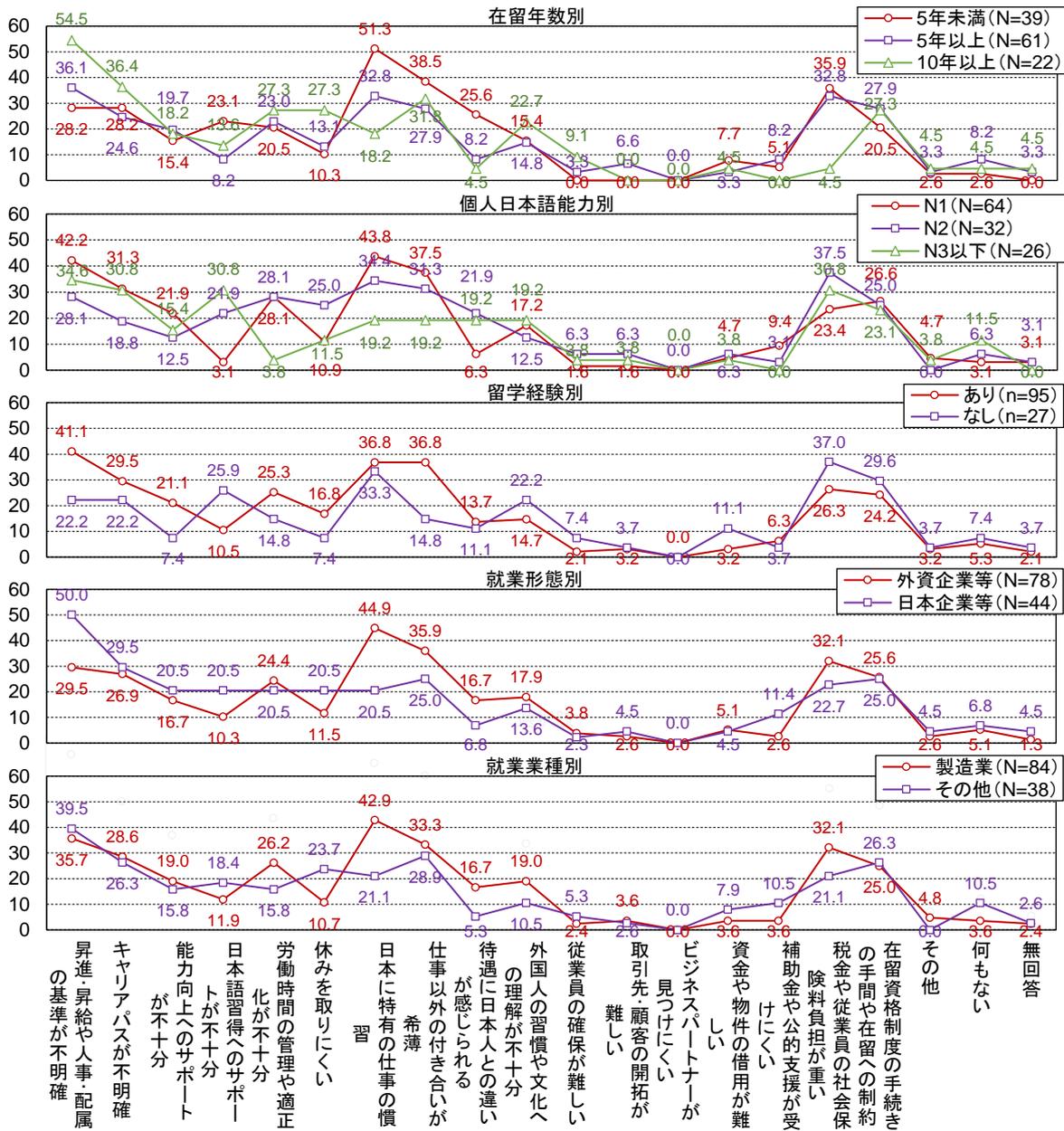
については負担軽減や制度周知など、在留資格については手続きの簡素化、在留期間の長期化、家族を含めた在留・滞在条件や永住許可要件の緩和、高度人材ポイント制の周知や見直しなどへの要望が寄せられている。

図表 2.2.25 高度外国人材の定着を難しくしている日本の問題点



(注) 複数回答

図表 2. 25 高度外国人材の定着を難しくしている日本の問題点～つづき～



(注) 複数回答

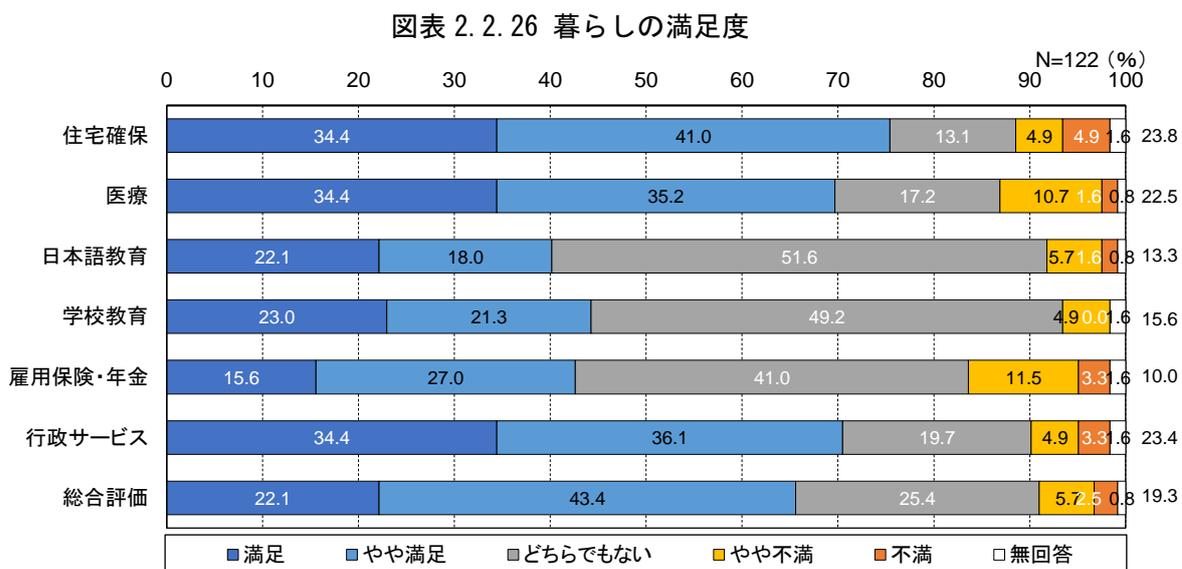
(4) 暮らしの満足度 (図表 2.2.26～図表 2.2.28)

暮らしの満足度については、総合評価のほか項目別評価のいずれについても、「満足」「やや満足」が「不満」「やや不満」を大きく上回り、項目別にみると、住宅確保や医療、行政サービスの満足度が高いのに対し、学校教育、日本語教育や雇用保険・年金の満足度はやや低い。

総合評価（平均得点）を属性別にみると、年齢別では若・中年層、個人日本語能力別では中・低位層の満足度が高く、項目別にみると、年齢別では行政サービスや住宅確保の満足度、個人日本語能力別では住宅確保や医療および雇用保険・年金の満足度が総合評価に影響していると考えられる。このほか、属性別にみて満足度が総じて高いのは、性別では男性、婚姻状況別では既婚者、最終学歴別では大学院卒以外のその他、国籍別では中国以外のその他、在留資格別では高度専門職であり、在留年数別では住宅確保をはじめとして年数が短いほど満足度が高い。

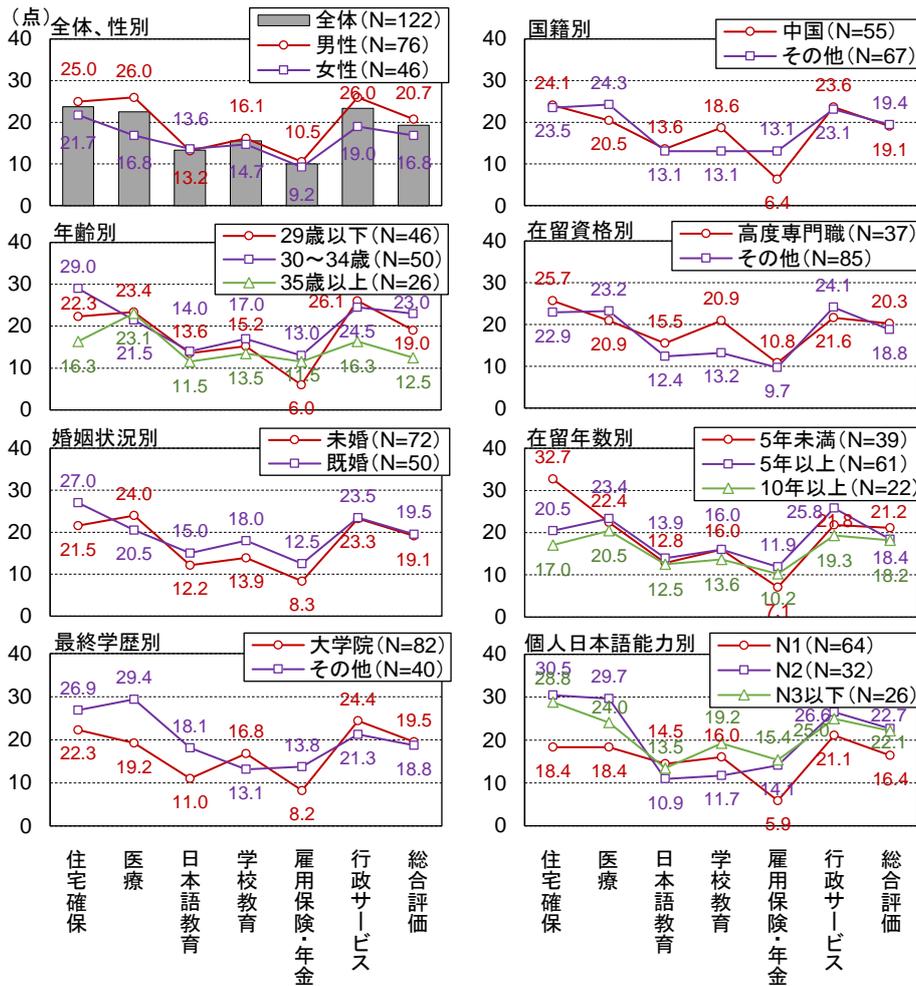
また、暮らしの満足度の総合評価と今後の就業意向の関連性をみると、満足度が高いほど、今の仕事を続けたい（変化を望んでいない）人材が多いのに対して、仕事に変化を望みつつ日本で働き続けたい人材は少ないことから、暮らしの満足度が、仕事の継続（変化を望まない意識）に繋がり、地域への定着を促す傾向にあることがうかがえる。

なお、暮らしの困難点・問題点について、具体的内容の回答結果によると、住宅確保、医療、学校教育、行政サービスに関する事柄のほか、交通、買物環境・物価や多文化共生に関する意見が多く挙げられている。

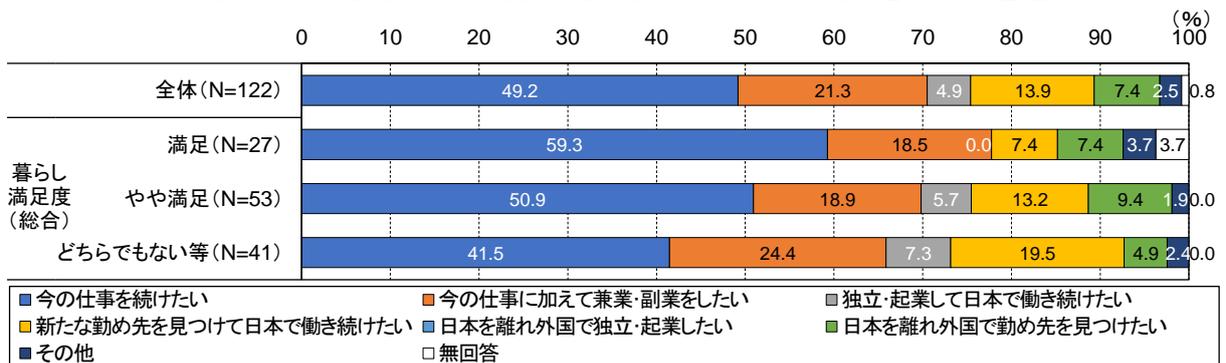


(注) 各項目右端の数値は、満足を 50 点、やや満足を 25 点、やや不満を -25 点、不満を -50 点、どちらでもない・無回答を 0 点として算出した平均得点

図表 2. 2. 27 属性別に見た暮らしの満足度（平均得点）



図表 2. 2. 28 暮らしの満足度（総合評価）と今後の就業意向の関連性



(5) 高度外国人材定着の要因（重回帰分析）

アンケートの結果を基に高度外国人材定着の要因（相関関係）を探るため、在留年数や今後の就業意向を目的変数※とし、主な属性指標や日本定着の問題点を説明変数※とする重回帰分析などを行った（目的変数や説明変数のいずれかが無回答の回答者（サンプル）を除く）。

※重回帰分析を行うに当たり、目的変数や説明変数とした質問項目・事項を次の通り変数化（数量化）した。

区分	質問項目・事項	変数化（数量化）※無回答を除く
目的変数	在留年数 [図表 2.2.11]	在留年数が1年未満を0.5年、1年以上～3年未満を2年、3年以上～5年未満を4年、5年以上～10年未満を7.5年、10年以上～15年未満を12.5年、15年以上～20年未満を17.5年、20年以上を22.5年に比例尺度化
	今後の就業意向－今の仕事を続けたい [図表 2.2.24]	今後の就業意向が「今の仕事を続けたい」を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	今後の就業意向－日本で別の仕事をしたい [図表 2.2.24]	今後の就業意向が「今の仕事に加えて兼業・副業をしたい」「独立・起業して日本で働き続けたい」「新たな勤め先を見つけて日本で働き続けたい」を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
主な属性指標	性別－男性 [図表 2.2.1]	性別が男性を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	年齢 [図表 2.2.2]	年齢が24歳以下を22歳、25～29歳を27歳、30～34歳を32歳、35～39歳を37歳、40～44歳を42歳、45～49歳を47歳、50～54歳を52歳、55～59歳を57歳、60歳以上を62歳に比例尺度化
	婚姻状況－未婚 [図表 2.2.3]	婚姻状況が未婚を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	最終学歴－大学院 [図表 2.2.6]	最終学歴が大学院を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	国籍－中国 [図表 2.2.8]	国籍が中国を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	在留資格－高度専門職 [図表 2.2.9]	在留資格が高度専門職を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	在留年数[図表 2.2.11] ※今後の就業意向を目的変数とする分析で採用	在留年数が1年未満を0.5年、1年以上～3年未満を2年、3年以上～5年未満を4年、5年以上～10年未満を7.5年、10年以上～15年未満を12.5年、15年以上～20年未満を17.5年、20年以上を22.5年に比例尺度化〔再掲〕
	個人日本語能力 [図表 2.2.12]	個人日本語能力がN1を6、N2を5、N3を4、N4を3、N5を2、「日本語をあまり理解することができない」を1に順序尺度化
	留学経験－あり [図表 2.2.13]	留学経験がありを1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	就業形態－外資企業等 [図表 2.2.18]	就業形態が「外資系企業等の役員」「外資系企業等の正規職員」「外資系企業等の非正規職員」を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	就業業種－製造業 [図表 2.2.19]	就業業種が製造業を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	要業務日本語能力 [図表 2.2.21]	要業務日本語能力がJ1+を6、J1を5、J2を4、J3を3、J4を2、J5を1に順序尺度化
	母国関係－関わり多 [図表 2.2.22]	母国との関わりが「母国との関わりが多く母国語を使う機会も多い」「母国との関わりは多いが母国語を使う機会が少ない」を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	母国関係－母国語多 [図表 2.2.22]	母国との関わりが「母国との関わりが多く母国語を使う機会も多い」「母国との関わりは少ないが母国語を使う機会が多い」を1、そうでない場合を0とするダミー変数化
	暮らし満足度(総合評価) [図表 2.2.26]	暮らしの満足度の総合評価が満足を5、やや満足を4、どちらでもないを3、やや不満を2、不満を1に順序尺度化
日本定着の問題点	昇進・昇給や人事・配属の基準が不明確 [図表 2.2.25]	高度外国人材の定着を難しくしている日本の問題点で、当該事項を選択している場合を1、選択していない場合を0とするダミー変数化
回答率が10%超の(12事項)	⋮	⋮
	在留資格制度の手続きの 手間や在留への制約 [図表 2.2.25]	同上

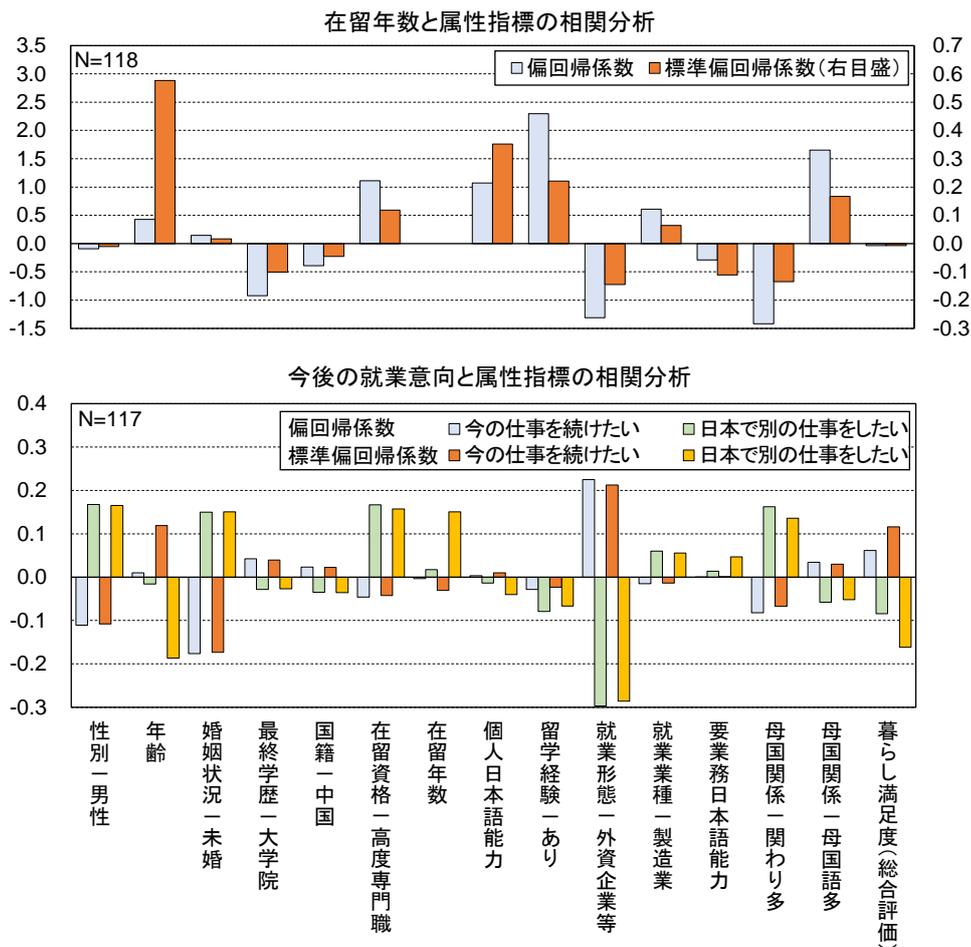
①在留年数および今後の就業意向と属性指標の相関分析（図表 2. 2. 29）

在留年数を目的変数、主な属性指標を説明変数とする分析結果によると、統計上の標準的な基準で在留年数に影響しているといえる項目・事項^{※1}は、影響力（標準偏回帰係数）が大きい順に、年齢の高さ、個人日本語能力の高さ、留学経験があること、母国との関わりで母国語を利用する機会が多いことの4点^{※2}である。このうち、年齢の高さ、個人日本語能力の高さは、在留年数を長期化する要因である一方で、在留年数が長期化した結果であるとも考えられる。

また、今後の就業意向（二律背反的な「今の仕事を続けたい（変化を望まない）」「（仕事に変化を望み）日本で別の仕事をしたい」のそれぞれ）を目的変数、主な属性指標を説明変数とする分析結果によると、統計上の標準的な基準で今後の就業意向に影響しているといえる項目・事項^{※1}で、「今の仕事を続けたい」へのプラス要因、反対に「日本で別の仕事をしたい」へのマイナス要因となるのは、影響力（標準偏回帰係数）が大きい順に、就業形態が外資企業等であること、暮らしの満足度（総合評価）が高いことの2点^{※3}である。

※1. 有意水準 90%（危険率 10%）で、影響力を示す標準偏回帰係数がゼロではないといえる説明変数。
 ※2. 影響力（標準偏回帰係数）の大きさの確からしさを示すp値（小さいほど確かで 0.1 以下＝危険率 10%以下・有意水準 90%以上が標準的な基準の一つ）は、影響力（標準偏回帰係数）が大きい項目・事項順に、0.001、0.003、0.023、0.048。
 ※3. p値（今の仕事を続けたい／日本で別の仕事をしたい）は、影響力（標準偏回帰係数）が大きい項目・事項順に、0.074/0.012、0.238/0.084。

図表 2. 2. 29 在留年数および今後の就業意向と属性指標の相関分析（重回帰分析）結果



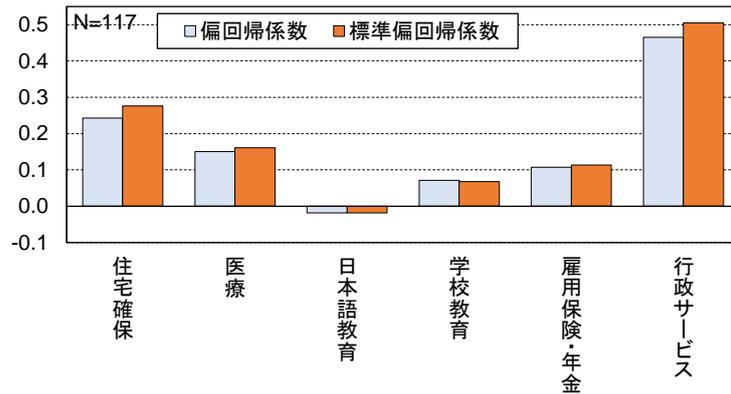
③暮らしの満足度（総合評価）の要因分析（図表 2. 2. 31、図表 2. 2. 32）

今後の就業意向に影響を与えている暮らしの満足度の総合評価を目的変数、分野別評価（6分野）を説明変数^{※1}とする重回帰分析を行った結果、総合評価には行政サービスの満足度が強く影響しており、このほか、統計上の標準的な基準で総合評価に影響しているといえるものとして、住宅確保と医療および雇用保険・年金が挙げられる^{※2}。

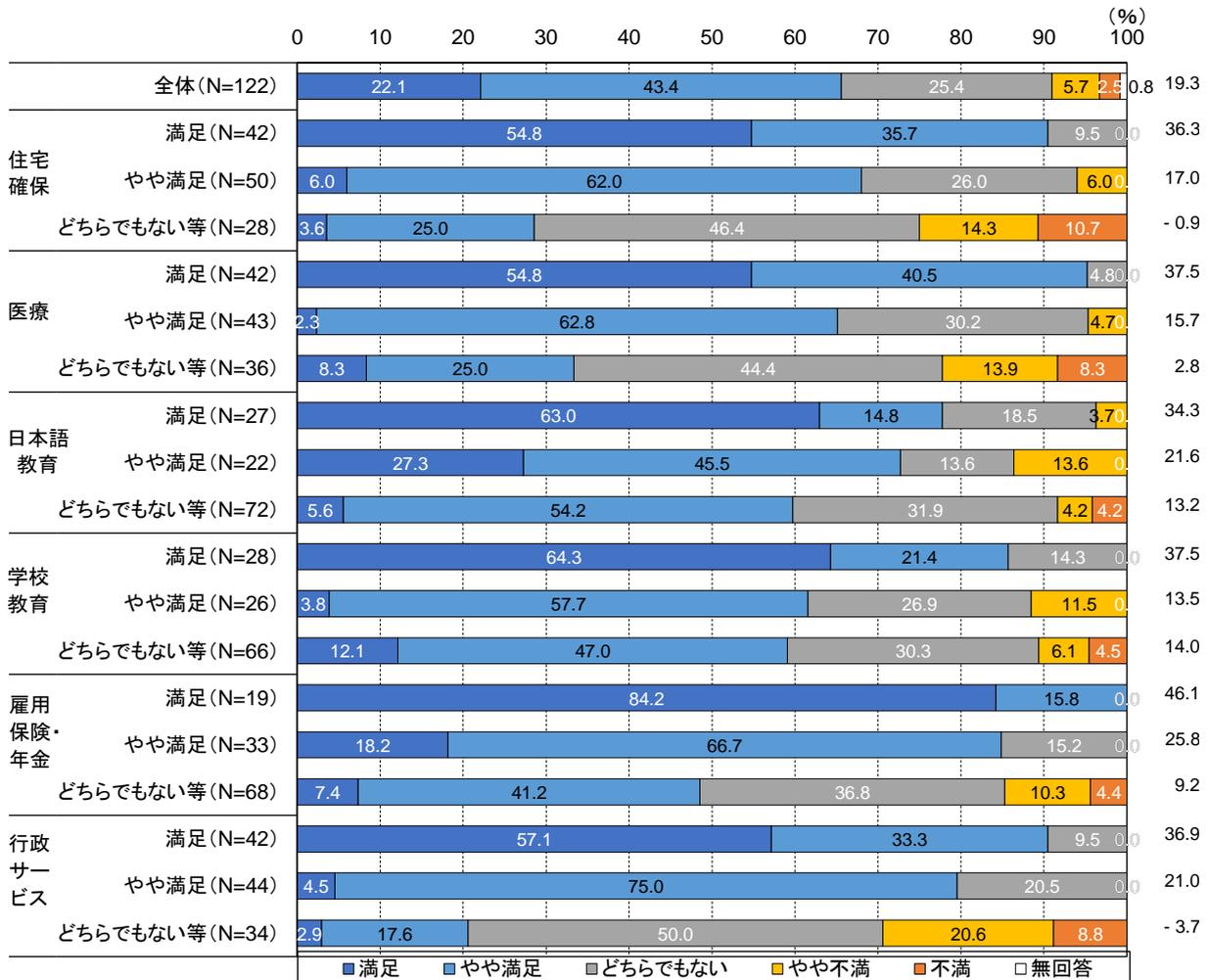
※1. いずれも総合評価と同様に、満足を5、やや満足を4、どちらでもないを3、やや不満を2、不満を1に順序尺度化。

※2. p値は、影響力（標準偏回帰係数）が大きい分野順に、0.001、0.001、0.011、0.071。

図表 2. 2. 31 暮らしの満足度の総合評価と分野別評価の相関分析（重回帰分析）結果



図表 2. 2. 32 暮らしの満足度の総合評価と分野別評価の関連性



(注) 各項目右端の数値は、満足を50点、やや満足を25点、やや不満を-25点、不満を-50点、どちらでもない・無回答を0点として算出した平均得点

(6) 高度外国人材の定着促進への示唆

アンケート結果にみる高度外国人材の実態を含め、以上の分析結果を総括すると、高度外国人材の定着を促進する上では、以下の点が有効であることが示唆される。

①留学生の受け入れと就職の促進・支援

在留年数と高度外国人材のデモグラフィック等の属性との相関関係を分析した結果に着目すると、定着（在留年数の長さ）には留学経験が影響していることから、大学院等への留学生を受け入れ、卒業時の就職を促進・支援することが有効といえる。

②日本語能力の向上サポートと就業の機会拡大

留学経験の有無による差も大きい個人日本語能力が定着に大きく影響していること、その一方で、個人日本語能力ならびにこれとの相関が強い業務上必要な日本語能力に関連して、業務上で母国語を使う機会が多いこと（日本語を使わなくても業務上の支障が比較的少ないこと）も定着に寄与していることを踏まえると、個人日本語能力の向上をサポートする一方で、個人日本語能力が不十分でも就業しやすい仕事（例えば、研究職・技術職や外資企業等※）の機会拡大を図ることも挙げられる。

さらに、在留年数と年齢の相関関係が強いことを勘案すると、大学院等卒業時の新卒者に限らず、高度外国人材の中途採用に門戸を広げることも有効と考えられる。就業の機会拡大に関連して、今後の就業意向を分析した結果からは、外資企業等の就業機会の有効性が裏付けられる。

※図表 2.2.21 業務に必要な日本語能力レベルについて、在留資格別および仕事内容・役職等の回答から詳細にみると、要業務日本語能力の中・下位層は、高度専門職1号イ（学術研究）や半導体・機械等技術者をはじめとする技術・人文知識・国際業務で多い。また、図表 2.2.22 母国との関わりについて、同様に詳細にみると、母国との関わりで母国語を使う機会が多いのは、高度専門職1号イ（学術研究）や高度専門職1号ロ（専門・技術）の人材である。

③企業、行政における外国人対応の改善

高度外国人材の定着を難しくしている日本の問題点を説明変数とし、在留年数や今後の就業意向を目的変数とする分析結果から、高度外国人材の定着に寄与する事項として、主に企業等での対応が重要となる「日本に特有の仕事の慣習」や「待遇に日本人との違いが感じられる」「昇進・昇給や人事・配属の基準が不明確」とされる状況の改善、さらに、行政による優遇制度などを通じた「在留資格制度の手続きの手間や在留への制約」や「税金や従業員の社会保険料負担が重い」とされる負担感の緩和が挙げられる。

④地域における生活環境の充実

暮らしの満足度（総合評価）が今後の就業意向に影響しているとの分析結果は、地域における生活環境の充実が高度外国人材の定着に有効であることを示唆している。

そして、暮らしの満足度（総合評価）の要因分析結果は、行政サービスの充実が暮らしの満足度（総合評価）を高め、ひいては高度外国人材の定着に繋がること、また、住宅確保、医療のほか雇用保険・年金への満足度を高めることにも一定の効果が期待できることを示している。

Ⅲ. 調査・分析結果を踏まえた今後の検討課題

1. 地域における実態把握上の課題

①国の統計の利用上の留意点

都道府県または市区町村等の地域において、専門的・技術的な高度外国人材等の実態を把握するためには、何よりも国の統計の利用が有効といえる。I章で示したように、外国人労働者の実態把握に利用できるわが国の統計として、①出入国在留管理庁「在留外国人統計」、②総務省「国勢調査」、③厚生労働省および都道府県労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめの三つが挙げられ、外国人留学生の就職状況については、④出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」等も利用できる。これらにより、都道府県を主とする地域レベルでの外国人労働者の実態はある程度把握可能であり、集計項目・分類項目・表象地域や調査対象者が限定されるなどそれぞれに一長一短があることを理解の上で、有効に活用していく必要がある。

わが国では、「経済財政改革の基本方針 2008」（2008 年閣議決定）以来、高度外国人材の受入拡大を政策課題に位置付け推進してきたところであり、2018 年には、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定した（以後、毎年度改訂）。その中で、「外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、（中略）外国人に対する基礎調査を実施する」（施策番号 2）とされたことを受け、出入国在留管理庁は、2020 年度から「在留外国人に対する基礎調査」（2021 年度の調査票配布数は 4 万件、有効回答数は 7982 件）を実施している。同調査は、都道府県別等の地域ごとの実態を把握できるものではないが、上記目的のもと幅広い内容を網羅的に把握しているものとして参考になる。

また、厚生労働省では、外国人労働者の雇用管理の実態、国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握するため、2023 年度から、外国人を雇用する事業所および外国人労働者を対象に、外国人の雇用・労働に係る新たな統計調査を実施し、外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を産業別、事業所規模別、在留資格等の別に把握することとしている（図表 3.1.1）。表象地域等の詳細は明らかでないものの、在留資格等を基に専門的・技術的な高度外国人材等の実態の把握も可能と考えられることから、この新たな統計の利用も有益なものとして期待される。

図表 3.1.1 外国人の雇用・労働に係る新たな統計調査の概要

対象	外国人労働者を雇用する事業所および当該事業所に雇用される外国人労働者	
調査件数	事業所数：約 1 万事業所、労働者数：約 4 万人（検討中）	
目的	産業別、事業所規模別、在留資格等の別に外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を明らかにする	
調査項目	【事業所調査】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の属性情報（企業全体の常用労働者数、事業内容、在留資格別常用労働者数等） ・雇用する労働者の属性情報（性、年齢、最終学歴、在留資格） ・現在の雇用状況（雇用形態、就業形態、勤続年数、役職、職種、労働日数・時間、賃金） 	【労働者調査】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 毎年調査する項目 ・外国人の属性情報（性、出生年月、職業、在留資格、出生地、学歴（母国・日本）、国内就労期間、母語、日本語能力、配偶者の有無等） ・入職経路（仕事に就く上でのトラブル、入職前居住地、入職経路、入国費用負担者、入国までに要した費用、入国までに要した期間等） ➢ 数年おきに調査する項目 ・現在の雇用状況（転職希望の有無、副業の有無、訓練・自己啓発の有無） ・前職の状況（前職の有無・職業等） ・生活状況（子どもの有無、世帯収入、仕送り）

資料：厚生労働省「外国人の雇用労働に係る統計整備の状況について」（外国人雇用対策の在り方に関する検討会（第 9 回）会議資料）2022 年

②外国人住民を対象とするアンケート調査の必要性

上記のように、国の統計には一長一短があり、各地域（自治体等）において専門的・技術的な高度外国人材をはじめとする外国人労働者等の実態を把握するには不十分な面がある。このため、外国人労働者等の実態を把握するには、独自のアンケート調査等を実施することも必要となる。

Ⅱ章で示したように、その主な調査対象・情報源として、①住民基本台帳に基づき外国人住民（在留外国人）を対象とするもの、②外国人雇用状況届出制度等に基づき外国人労働者を雇用している事業所や雇用されている外国人労働者を対象とするもの、③大学等に在籍する外国人留学生を対象とするものが挙げられる。これらについても、調査対象者の範囲が相違することなどから、それぞれにメリット・デメリットはあるが、各地域（自治体等）において、高度外国人材をはじめとする外国人労働者等をすべて把握できる点で、住民基本台帳に基づいて外国人住民（在留外国人）を対象に実施する調査が、最も網羅的かつ効率的で望ましいものといえる。

このため、本調査においても、東広島市を対象地域として、高度外国人材に焦点を当てて住民基本台帳から全数を把握・選定し、アンケート調査を実施した。Ⅱ章でみたように、国の統計だけでは把握できない高度外国人材の就労状況に関わるデモグラフィックな特徴や意識・意向などの実態が明らかとなった。今後、高度外国人材の受入促進や必要な環境整備等を検討予定の各地域（自治体等）においては、本アンケート調査の結果も参考に、高度外国人材等を対象とするアンケートなどの実態調査を独自に実施することが、EBPM（証拠に基づく政策立案）に資すると考える。

また、今回実施したアンケート調査結果から、高度外国人材の在留（定着）は日本への留学が足掛かりになっていること（p 61 参照）、大学院等への外国人留学生の受け入れと卒業時の就職が高度外国人材の定着に大きく寄与していること（p 76～77 参照）が明らかである。こうした実態を踏まえると、専門的・技術的な高度外国人材をはじめとする外国人労働者に限らず、その予備軍となる外国人留学生の留学前後の就学・生活状況や、卒業・修了時の就職活動や進路等の実態把握を行うことも重要である。

次節では、今回の調査結果から得られた課題を整理するとともに、対策の方向性を示す。

2. 地域における高度外国人材の受入環境整備等の課題

今回実施したアンケート調査ならびに要因分析の結果などを踏まえると、専門的・技術的な高度外国人材等の受け入れ定着を図るためには、大学等のほか企業等（職場）や国・自治体（地域社会）がそれぞれの役割に応じた対策を講じることが有効といえる。

(1) 大学等による外国人留学生の受け入れと就職の促進

①外国人留学生の受入拡大

高度外国人材の在留（定着）は日本への留学が足掛かりとなり（p61 参照）、高度外国人材の定着（在留年数の長さ）にも留学経験が影響している（p84 参照）ことから、大学等による外国人留学生の受け入れ拡大が第一の課題といえる。

外国人留学生の在籍数は、中国地方・広島県ともに、コロナ禍以前は全国と同様に急増しており、大学等において、コロナ禍後に再び受入拡大を図ることが望まれる。

②受け入れた外国人留学生への支援

外国人留学生の受け入れとともに卒業時の就職が高度外国人材の定着に大きく寄与している（p76～77 参照）ことから、受け入れた外国人留学生の就職の促進も課題といえる。このほか、留学経験者の留学時の困難点（p62～63 参照）によると、留学後の「奨学金やアルバイト収入の確保」「日本人の学生や住民とのコミュニケーション」「卒業後の進学・就職に関する情報の収集」「日本語の習得」「友人・仲間づくり」が主な困りごととなっている。

これらを踏まえると、受け入れた外国人留学生に対する支援として、大学等は地域（自治体等）と連携して、奨学金やアルバイトの紹介などの経済的サポートの実施や、外国人留学生同士または外国人留学生と日本人学生・住民の交流・共生の促進および日本語能力向上へのサポート、さらには、卒業時の進学・就職関連情報の提供が重要といえる。

③卒業時の進学・就職関連情報の提供

卒業時の進学・就職関連情報の提供に関して、就職活動経験者における就職活動時の困難点（p67～68 参照）によると、「日本語でのエントリーや試験・面接が難しい」「日本での就職活動のルールがわかりにくい」ことのほか、「採用後の職務内容が不明確」「外国語や外国知識を活かせる企業等が少ない」「企業等の外国人の採用実績がわかりにくい」ことが障壁となっている。また、困難点についての具体的意見（p67 参照）によると、日本語によるエントリーや適性検査（SPI）・面接が難しく、日本人と同じ基準・土俵で評価されることなど採用方法への不満が少なくないほか、外国人留学生が応募できる企業等の少なさや見つけにくさ、業界や企業等の情報収集の難しさなどが指摘されている。

このような就職活動における困りごとを踏まえ、大学等においては、日本人学生向けだけでなく外国人留学生に適した説明会・セミナーの実施や専用窓口の設置などの対応を充実していくことが望まれる。

(2) 企業等による受入・就業環境の改善

①高度外国人材の積極的な採用

前述（p90）のような就職活動経験者における就職活動時の困難点や、困難点についての具体的意見を踏まえると、企業等には、外国人の採用実績や職務内容などに関する情報を積極的に発信するとともに、外国人留学生に適した採用方法・基準への配慮が求められる※。

その際、高度外国人材の在留年数と年齢の相関関係が強い（p84 参照）ことを勘案すると、大学院等卒業時の新卒者に限らず、中途採用に門戸を広げることも有効と考えられる。

※「採用後の職務内容が不明確」との回答が多いのは、情報発信の面だけでなく、採用方法の面での問題指摘（具体的意見に挙げられている「日本の企業では特定のポジションに応募することは通常認められていないため、社内での自分の実際のポジションがどうなるかわからない」）とも捉えられる。

②働き方改革等による雇用・就労環境の改善

高度外国人材が日本定着の問題点として挙げる事項のうち、「日本に特有の仕事の慣習」や「待遇に日本人との違いが感じられる」「昇進・昇給や人事・配属の基準が不明確」であることが、高度外国人材の定着（在留年数の長さ）や就業意向に強く影響を与えている（p85 参照）。このほか、「仕事以外の付き合いが希薄」「キャリアパスが不明確」「労働時間の管理や適正化が不十分」な点が日本定着の問題点として多く挙げられている（p77～80 参照）。また、日本定着の問題点についての具体的意見（p77 参照）によると、企業等での対応が必要になる事柄として、能力向上や日本語習得へのサポート、企業等の受入・就業環境の改善に関する要望が挙げられている。

これらの点を踏まえると、企業等の課題として、働き方改革等により雇用・就労環境を充実することが挙げられる。具体的には、仕事のやり方や評価基準・待遇の見直し、雇用管理の適正化やキャリアパスの明確化などにより働き方改革を進めるとともに、職員相互のユニバーサルな親睦・融和を促進することで、高度外国人材の受入・就労環境を充実していくことが求められる。

(3) 自治体による産業政策と生活環境の改善

①研究職・技術職等の就業機会を拡大する産業政策の展開

高度外国人材の主要職種は研究職・技術職であるが（p 57 参照）、当職種では高い日本語能力が必要とされる人材は比較的少ない（p 87 参照）。こうした中で、高度外国人材の定着（在留年数の長さ）には、業務上で母国語を使う機会が多いこと（日本語を使わなくても業務上の支障が比較的少ないこと）が影響している（p 84 参照）。また、東広島市の高度外国人材の大半は外資系企業の就業者が占めており（p 69～70 参照）、今後の就業意向を分析した結果（p 84 参照）から、外資系企業等の就業機会が高度外国人材の定着に有効であることが裏付けられる。

こうした結果を踏まえると、自治体においては、高度外国人材を受け入れ定着に繋げるため、日本語能力が不十分でも就業しやすい仕事（研究職・技術職や外資系企業等）の機会拡大など、高度外国人材の受入・定着に寄与する産業政策の推進が求められる。

②官民連携による日本語能力向上サポート

日本語能力は、高度外国人材の留学時の主要な困難点の一つである（p 62～63 参照）とともに、高度外国人材の定着（在留年数の長さ）にも双方向的に影響している（p 84 参照）と考えられる。

このため、外国人留学生を受け入れる大学等や高度外国人材を雇用する企業等および自治体を中心とした官民連携のもと、日本語能力の向上をサポートする体制の充実が望まれる。

③多文化共生に向けた生活環境の改善

暮らしの満足度（総合評価）の高さが高度外国人材の地域への定着を促す傾向にある（p 81～82 参照）とともに、今後の就業意向を分析した結果（p 84 参照）も、地域における暮らしの満足度（総合評価）の高いことが、高度外国人材の定着に有効であることを示唆している。この暮らしの満足度（総合評価）に対しては、行政サービスの満足度のほか、住宅確保や医療等の満足度が影響している（p 86 参照）。また、暮らしの困難点・問題点についての具体的意見（p 81 参照）によると、住宅確保、医療、学校教育、行政サービスに関する事柄のほか、交通、買物環境・物価や多文化共生に関する意見が多く挙げられている。

加えて、高度外国人材が日本定着の問題点として挙げる事項で、主に行政での対応が必要な事項となる「税金や従業員の社会保険料負担が重い」ことは、高度外国人材の定着（在留年数の長さ）に強く影響を与えている（p 85 参照）。高度外国人材の日本定着の問題点についての具体的意見（p 77 参照）においても、企業等の対応が必要になる事柄よりも、多文化共生のほか税金・社会保険や在留資格および公的サポートなど国・自治体（地域社会）の対応に関わる要望等が多く挙げられている。

こうした実態や意見等を踏まえ、自治体においては、生活環境の改善により暮らしの満足度を高めるため、外国人居住者向けの行政サービス体制の維持・向上を図るとともに、これを含めた間接的および優遇措置等による直接的な税の負担感の軽減について検討することも考えられる。また、多文化共生の推進に向けて、住宅確保、医療、学校教育や交通、買物等の様々な場面での偏見や不便の解消に努めるとともに、外国人同士または外国人住民と日本人住民の交流・共生を促進していく必要がある。

(4) 国による在留資格等の制度の見直し

①在留資格制度の見直し

高度外国人材が日本定着の問題点として挙げる事項で、主に行政での対応が必要な事項となる「在留資格制度の手続きの手間や在留への制約」は、高度外国人材の定着（在留年数の長さ）に強く影響を与えている（p 85 参照）。在留資格については、高度外国人材の日本定着の問題点についての具体的意見（p 77～79 参照）において、手続きの簡素化、在留期間の長期化、家族を含めた在留・滞在条件や永住許可要件の緩和、高度人材ポイント制の周知や見直しなどの要望が寄せられている。

このような高度外国人材の意見等も踏まえ、国に対しては、2023年4月に導入される高度外国人材受け入れのための新たな在留資格制度[※]や、現在進められている技能実習および特定技能の制度見直しの成果を検証しつつ、今後とも在留資格制度を柔軟に見直していくことが求められる。

※特別高度人材制度（J-Skip）および未来創造人材制度（J-Find）。特別高度人材制度（J-Skip）は、学歴または職歴と年収が一定以上の者に「高度専門職」の在留資格を付与し、特別高度人材として現行よりも拡充した優遇措置を認めるもの。未来創造人材制度（J-Find）は、優秀な海外大学の卒業生がわが国で就職活動等を行う場合に「特定活動」の在留資格を付与し、最長2年間の在留を可能とするもの。

②年金・社会保険制度の見直し

高度外国人材が日本定着の問題点として挙げる事項で、主に行政での対応が必要な事項となる「税金や従業員の社会保険料負担が重い」ことも、高度外国人材の定着（在留年数の長さ）に強く影響を与えている（p 85 参照）。加えて、高度外国人材の定着に寄与する暮らしの満足度（総合評価）に対して、雇用保険・年金に対する満足度も影響している（p 86 参照）。また、高度外国人材の日本定着の問題点についての具体的意見（p 77～79 参照）においては、税金や社会保険負担について、負担軽減や制度周知などへの要望が寄せられている。

このような高度外国人材の意見等も踏まえ、国に対しては、年金・社会保険に関わる制度について、外国人向けの制度周知の充実や、必要な制度見直しを検討していくことが求められる。

3. 今後の展開

今回の調査から得られた示唆は、①大学等が地域（自治体等）との連携を含め外国人留学生を受け入れ就職の促進を図ることに加えて、②企業等には、中途採用を含めた積極的な外国人従業員の採用および働き方改革等による受入・就業環境の改善、③自治体には、研究職・技術職等の就業機会を拡大する産業政策のほか官民連携による日本語能力向上サポートや生活環境の改善、また、④国には、在留資格や年金・社会保険に関わる制度の見直しが求められるという点である。

こうした課題および具体的な対策のあり方について、今後は、例えば「外国人留学生の受け入れと就職の促進」など個別のテーマや地域独自のニーズに焦点を当てて、外国人労働力活用の調査・検討を進めていくことが、地域経済の活性化に有益といえる。

参考 I. アンケート調査票

1. 日本語版

東広島市の高度外国人材に関するアンケート

アンケートへの協力についてのお願い

このアンケートは、東広島市に住む高度外国人材の実態を把握することにより、高度外国人材を受け入れるための環境整備などの課題を検討することを目的として、広島大学経済学部附属地域経済システム研究センター、中国地域創造研究センター、中国経済連合会が共同で実施しています。アンケートの対象者は、東広島市の住民基本台帳閲覧制度を利用して選定しました。アンケートの結果は、東広島市役所や日本政府への政策提案に活用しますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

アンケートへの回答方法

このアンケートには、次の二つの方法のいずれかで回答してください。

- この調査票に記入し、同封の返信用封筒（切手を貼る必要はありません）に入れて郵便で送ってください。
- 下記のウェブサイトアクセスして、パソコンやスマートフォン等により回答してください。

https://questant.jp/q/highly_skilled_foreign_professionals_j



QR code

返送先、問い合わせ先

〒730-0041 広島市中区小町4番33号

公益財団法人中国地域創造研究センター

担当：中島 E-mail:nakashima@crirc.jp、本郷 E-mail:hongo@crirc.jp

東広島市の高度外国人材に関するアンケート

Q1. あなたの国籍はどれですか。

1. 韓国	2. 台湾	3. 中国	4. フィリピン
5. インドネシア	6. ベトナム	7. タイ	8. マレーシア
9. ミャンマー	10. インド	11. バングラディシュ	12. ネパール
13. その他のアジア	14. 米国	15. その他の北米	16. 南米
17. オセアニア	18. ヨーロッパ	19. アフリカ	

Q2. あなたの在留資格はどれですか。

1. 高度専門職 1 号イ	2. 高度専門職 1 号ロ	3. 高度専門職 1 号ハ	4. 高度専門職 2 号
5. 経営・管理	6. 法律・会計業務	7. 研究	8. 技術・人文知識・国際業務

【Q2で「5. 経営・管理」～「8. 技術・人文知識・国際業務」の人に質問します】

Q3. あなたは高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度があることを知っていますか。

1. 知っており在留資格を高度専門職 1 号に変更したい
2. 知っているが在留資格を高度専門職 1 号に変更する考えはない
3. 知らない

【Q2で「8. 技術・人文知識・国際業務」の人に質問します】

Q4. あなたの仕事の内容や勤め先での役職を簡単に記入してください。

--

Q5. あなたは「留学」資格で日本に在留していたことはありますか。

1. ある	2. ない
-------	-------

【Q5で「1. ある」の人に質問します】

Q6. あなたが日本に留学するときや留学中に困ったことはありましたか。(当てはまるものをいくつか選んでください)

1. 留学するための手続きに関する情報の収集	2. 学校の教育内容等に関する情報の収集
3. 留学先地域の生活環境に関する情報収集	4. 卒業後の進学・就職に関する情報の収集
5. 日本への渡航費や入学時納付金の準備	6. 奨学金やアルバイト収入の確保
7. 住居の確保	8. 日本語の習得
9. 日本の習慣や文化の理解 (母国との違い)	10. 日本人の学生や住民とのコミュニケーション
11. 友人・仲間づくり	12. 病気や自然災害等の緊急時の対応
13. 留学ビザの取得・更新や在留資格の変更	14. その他
15. 何もない	

【Q5で「1. ある」の人に質問します】

Q7. あなたは留学した日本の学校を卒業するときに日本で就職活動をしましたか。

1. した	2. していない
-------	----------

【Q7で「1. した」の人に質問します】

Q8. あなたは応募する企業等を選ぶときに何を重視しましたか。(当てはまるものをいくつか選んでください)

1. 外国語や外国知識を活かせること	2. 日本語や日本知識を活かせること
3. 外国人の採用実績	4. 母国等の外国で勤務できること
5. 日本国内で勤務できること	6. 学校で学んだ知識や能力を活かせること
7. 自分の経験や能力を高められること	8. 技術やノウハウを学べること

9. 仕事の内容	10. 業種
11. 経営理念や社風	12. 将来性・成長性
13. 給与水準や勤務規定	14. 成果・能力重視の評価がされること
15. ワークライフバランスの取りやすさ	16. 従業者数や資本金等の規模
17. 知名度やブランドイメージ	18. その他

【Q7で「1. した」の人に質問します】

Q9. あなたが就職活動をしているときに困ったことはありましたか。(当てはまるものをいくつでも選んでください)

1. 日本での就職活動のルールがわかりにくい	2. 日本語でのエントリーや試験・面接が難しい
3. 外国語や外国知識を活かせる企業等が少ない	4. 外国語や外国知識を活かせる企業等を見つけにくい
5. 外国人が応募できる企業等が少ない	6. 外国人が応募できる企業等を見つけにくい
7. 企業等の外国人の採用実績がわかりにくい	8. 業界や企業等の情報収集が難しい
9. 採用後の職務内容が不明確	10. 求められている日本語能力の水準が高い
11. 求められている能力や人物像がわかりにくい	12. その他
13. 何もない	

【Q7で「1. した」の人に質問します】

Q10. あなたが就職活動をしているときに困ったことを具体的に記入してください。

--

Q11. あなたの最終学歴はどれですか。

1. 大学院	2. 大学	3. 専門学校・短大・高専	4. 高校	5. 小学校・中学校	6. その他
--------	-------	---------------	-------	------------	--------

【Q11で「1. 大学院」～「3. 専門学校・短大・高専」の人に質問します】

Q12. あなたが最終学歴の学校で学んだ専攻分野はどれですか。

1. 自然科学	2. 人文科学	3. 社会科学	4. その他
---------	---------	---------	--------

Q13. あなたが日本に住んでいる期間は合計で何年になりますか。

1. 1年未満	2. 1年以上～3年未満	3. 3年以上～5年未満
4. 5年以上～10年未満	5. 10年以上～15年未満	6. 15年以上～20年未満
7. 20年以上～25年未満	8. 25年以上～30年未満	9. 30年以上

Q14. あなたの日本語能力（日本語能力試験のレベル）はどの程度ですか。

1. N1（幅広い場面で使われる日本語を理解することができる）
2. N2（日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる）
3. N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる）
4. N4（基本的な日本語を理解することができる）
5. N5（基本的な日本語をある程度理解することができる）
6. 日本語はあまり理解することができない

Q15. あなたは何歳ですか。

1. 24歳以下	2. 25～29歳	3. 30～34歳	4. 35～39歳	5. 40～44歳
6. 45～49歳	7. 50～54歳	8. 55～59歳	9. 60歳以上	

Q16. あなたの性別はどれですか。

1. 男性	2. 女性
-------	-------

Q17. あなたは結婚していますか。

1. 未婚	2. 既婚（配偶者がいる）	3. 離別・死別（配偶者はいない）
-------	---------------	-------------------

Q18. あなたと一緒に住んでいる人はいますか。

1. いる	2. いない
-------	--------

【Q18で「1. いる」の人に質問します】

Q19. あなたは誰と一緒に住んでいますか。（当てはまるものをいくつでも選んでください）

1. 配偶者	2. 子	3. 親	4. 兄弟姉妹	5. その他の親族
6. 友人・知人	7. その他			

Q20. あなたは東広島市での暮らしに満足していますか。次の①～⑦の点について答えてください。

	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
①住宅確保	1	2	3	4	5
②医療	1	2	3	4	5
③日本語教育	1	2	3	4	5
④学校教育	1	2	3	4	5
⑤雇用保険・年金	1	2	3	4	5
⑥行政サービス	1	2	3	4	5
⑦総合的にみて	1	2	3	4	5

Q21. あなたが東広島市での暮らしに困りごとや問題点と感じていることはありますか。具体的に記入してください。

--

Q22. あなたの就業の形態はどれですか。

1. 外資系企業等の役員	2. 外資系企業等の正規職員	3. 外資系企業等の非正規職員
4. 日本企業等の役員	5. 日本企業等の正規職員	6. 日本企業等の非正規職員
7. 自営業主	8. 自営業の家族従業者等	

Q23. あなたの勤め先または自営業の所在地はどこですか。

1. 東広島市	2. 広島市	3. その他
---------	--------	--------

Q24. あなたの勤め先または自営業の業種はどれですか。

1. 農林漁業	2. 建設業
3. 製造業	4. 情報通信業
5. 運輸業	6. 卸売業, 小売業
7. 学術研究, 専門・技術サービス業（通訳業, 翻訳業等）	8. 宿泊業, 飲食サービス業
9. 生活関連サービス業, 娯楽業（旅行業等）	10. 教育, 学習支援業
11. その他	

Q25. あなたの仕事はどの程度の日本語能力（ビジネス日本語能力テストのレベル）が必要ですか。

1. J1+（どのようなビジネス場面でも日本語による十分なコミュニケーション能力がある）
2. J1（幅広いビジネス場面で日本語による適切なコミュニケーション能力がある）
3. J2（限られたビジネス場面で日本語による適切なコミュニケーション能力がある）

- 4. J3 (限られたビジネス場面で日本語によるある程度のコミュニケーション能力がある)
- 5. J4 (限られたビジネス場面で日本語による最低限のコミュニケーション能力がある)
- 6. J5 (日本語によるビジネスコミュニケーション能力はほとんどない)

Q26. あなたの仕事は母国との関わりや母国語を使う機会はありますか。

- 1. 母国との関わりが多く母国語を使う機会も多い
- 2. 母国との関わりは多いが母国語を使う機会は少ない
- 3. 母国との関わりは少ないが母国語を使う機会が多い
- 4. 母国との関わりは少なく母国語を使う機会も少ない

Q27. あなたが日本で働き始めたきっかけはどれですか。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 学校卒業時の就職 | 2. 日本在住者との結婚・同居 |
| 3. 外国在住時に企業等の求人に応じて | 4. 外国在住時に友人・知人に誘われて |
| 5. 外国在住時に家族・親族に誘われて | 6. その他 |

【Q27で「6. その他」の人に質問します】

Q28. あなたが日本で働き始めたきっかけを具体的に記入してください。

Q29. あなたは今後の就業についてどのように考えていますか。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 今の仕事を続けたい | 2. 今の仕事に加えて兼業・副業をしたい |
| 3. 独立・起業して日本で働き続けたい | 4. 新たな勤め先を見つけて日本で働き続けたい |
| 5. 日本を離れ外国で独立・起業したい | 6. 日本を離れ外国で勤め先を見つけたい |
| 7. その他 | |

Q30. あなたが高度外国人材の定着を難しくしている日本の問題点と感じていることはありますか。
(当てはまるものをいくつでも選んでください)

【Q22で「1. 外資系企業等の役員」～「6. 日本企業等の非正規職員」の人向け】

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 昇進・昇給や人事・配属の基準が不明確 | 2. キャリアパスが不明確 |
| 3. 能力向上へのサポートが不十分 | 4. 日本語習得へのサポートが不十分 |
| 5. 労働時間の管理や適正化が不十分 | 6. 休みを取りにくい |
| 7. 日本に特有の仕事の慣習 | 8. 仕事以外の付き合いが希薄 |
| 9. 待遇に日本人との違いが感じられる | 10. 外国人の習慣や文化への理解が不十分 |

【Q22で「7. 自営業主」～「8. 自営業の家族従業者等」の人向け】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 11. 従業員の確保が難しい | 12. 取引先・顧客の開拓が難しい |
| 13. ビジネスパートナーが見つけにくい | 14. 資金や物件の借用が難しい |
| 15. 補助金や公的支援が受けにくい | 16. 税金や従業員の社会保険料負担が重い |

【共通の選択肢】

- | | |
|--------------------------|---------|
| 17. 在留資格制度の手続きの手間や在留への制約 | 18. その他 |
| 19. 何もない | |

Q31. あなたが高度外国人材の日本定着に必要な条件・要因になると思うことや、行政（日本政府や広島県・東広島市）への要望について具体的に記入してください。

－ 以上で質問は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。 －

2. 英語版

Questionnaire on Highly-skilled foreign professionals in Higashi Hiroshima City

Request for cooperation in questionnaires

This survey would be conducted with the aim of understanding the actual situation of highly-skilled foreign professionals living in Higashi-Hiroshima City, and examining issues such as the development of an environment for inviting highly-skilled foreign professionals, and would be performed with collaboration with Center for Research on Regional Economic Systems, Hiroshima University and Chugoku Regional Innovation Research Center, and Chugoku Economic Federation. The respondents of the questionnaire have been selected with using the basic resident register browsing system of Higashi Hiroshima City. The result of the survey would be used to make policy proposals to Higashi Hiroshima City and the Japanese government. Thank you very much for helping us with the survey.

How to answer the questionnaire

Please respond to this survey in one of two ways:

- Please fill out this questionnaire and send it by post in the enclosed self-addressed envelope (no need to affix a stamp).
- Please access the following website and answer using a computer, smartphone, etc.

https://questant.jp/q/highly_skilled_foreign_professionals_e



QR code

Return address/Contact information

Postal code 730-0041

Komachi 4-33, Naka-ku, Hiroshima-city

Chugoku Regional Innovation Research Center,

Nakashima E-mail:nakashima@crirc.jp, Hongo E-mail:hongo@crirc.jp

Questionnaire on Highly-skilled foreign professionals in Higashi Hiroshima City

Q1. What is your nationality?

1. South Korea	2. Taiwan	3. China	4. Philippines
5. Indonesia	6. Vietnam	7. Thai	8. Malaysia
9. Myanmar	10. India	11. Bangladesh	12. Nepal
13. Other Asian countries	14. America	15. Other North American countries	
16. South America	17. Oceania	18. Europe	19. Africa

Q2. What is your residency status?

1. Highly Skilled Professional(i)(a)	2. Highly Skilled Professional(i)(b)
3. Highly Skilled Professional(i)(c)	4. Highly Skilled Professional(ii)
5. Business Manager	6. Legal/Accounting Services
7. Researcher	
8. Engineer/Specialist in Humanities/International Services (ESI)	

[The person who check "5" to "8" in the Q.2, please answer the Q.3]

Q3. Do you know Preferential immigration treatment based on the point-based system for highly skilled professionals?

1. I know the treatment and want to change the residency status to Highly Skilled Professional.
2. I know the treatment, but I am not interested in changing the residency status to Highly Skilled Professional.
3. I don't know the treatment.

[The person who check "8 Engineer/Specialist in Humanities/International Services (ESI)", please answer the Q.4.]

Q4. Please answer what the job involves and official position roughly.

--

Q5. Have you ever lived in Japan with a residency status of "Student"?

1. Yes	2. No.
--------	--------

[The person who check 1. Yes in "Q5", please answer the Q.6.]

Q6. When you had prepared to go to Japan for study and when you were in Japan, is there any trouble? Please chose all that apply.

1. Collection of information on procedures for studying abroad
2. Collection of information on school education content, etc.
3. Collecting information on the living environment of the destination
4. Collecting information on further education and employment after graduation
5. Prepare travel expenses to Japan and payment at the time of admission
6. Securing scholarships and part-time job income
7. Securing housing
8. Learning Japanese
9. Understanding Japanese customs and culture (differences from home country)
10. Communication with Japanese students and residents
11. Making friends and associates
12. Responding to emergencies such as illness and natural disasters
13. Acquisition/renewal of student visa and change of status of residence
14. Others
15. Nothing

[The person who check "Yes" on Q5, please answer the Q7.]

Q7. When you graduated from educational establishment in Japan, did you look for a job in Japan?

1. Yes, I did.	2. No, I didn't
----------------	-----------------

【The person who check “Yes “ on Q7, please answer the following question.】

Q8. When you looked for a job, what motivated you to apply companies, etc.?

(Please chose all that apply.)

1. Applying foreign language abilities and knowledge outside of Japan.
2. Applying Japanese language ability and Japanese knowledge.
3. Employment record of foreigners.
4. Getting the opportunity to work in the countries where you speak your native language.
5. Getting the opportunity to work in Japan
6. Utilizing knowledge and skills learned at educational establishment.
7. Improving your experience and abilities.
8. Opportunity to learn technical knowledge.
9. Job description
10. Industry
11. Management Philosophy and Corporate Culture
12. Future Potential and Growth Potential
13. Salary level and work regulations
14. Evaluation that emphasizes performance and ability
15. Ease of work-life balance
16. Number of employees and size of capital, etc.
17. Name recognition and brand image
18. Others

【The person who check “1” on Q7, please answer the following.】

Q9. Did you have any problems while job hunting? (Please chose all that apply.)

1. The rules for job hunting in Japan are difficult to understand
2. It is difficult to enter in Japanese, take exams, and interviews.
3. There are few companies that can make use of foreign languages and foreign knowledge.
4. It is difficult to find companies that can make use of foreign languages and foreign knowledge.
5. There are few companies where foreigners can apply.
6. It is difficult to find companies where foreigners can apply.
7. It is difficult to find the hiring record of foreigners.
8. It is difficult to collect information on industries and companies.
9. Unclear job description after hiring
10. High level of required Japanese competence
11. It is difficult to understand the required abilities and personality
12. Others
13. Nothing

【The person who check “1” on Q7, please answer the Q10.】

Q10. Please specify what troubles you had when you were looking for a job.

--

Q11. What is your final educational background?

- | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|
| 1. Graduate School | 2. University | |
| 3. Vocational School, Junior College, Technical College | | |
| 4. High School | 5. Elementary and Junior High School | 6. Others |

【The person who check “1” to “3” on Q11, please answer the Q12.】

Q12. Which major did you study at your last academic establishment?

- | | | | |
|---------------------|---------------|--------------------|-----------|
| 1. Natural Sciences | 2. Humanities | 3. Social Sciences | 4. Others |
|---------------------|---------------|--------------------|-----------|

Q13.How many years have you lived in Japan in total?

- | | |
|--|--|
| 1. Less than 1 year | 2. 1 years or more ~ less than 3 years |
| 3. 3 years or more ~ less than 5 years | |
| 4. 5 years or more ~ less than 10 years | |
| 5. More than 10 years ~ less than 15 years | |
| 6. More than 15 years ~ less than 20 years | |
| 7. More than 20 ~ less than 25 years | |
| 8. 25 years or more ~ less than 30 years | |
| 9. More than 30 years | |

Q14.What is your Japanese ability (level of Japanese proficiency test)?

- | |
|--|
| 1. N1 (can understand Japanese used in a wide range of situations) |
| 2. N2 (In addition to understanding Japanese used in daily situations, you can understand to some extent the Japanese used in a wider range of situations) |
| 3. N3 (Able to understand Japanese used in daily situations to some extent) |
| 4. N4 (Able to understand basic Japanese) |
| 5. N5 (Able to understand basic Japanese to some extent) |
| 6. Inability to understand Japanese very well |

Q15.How old are you?

- | | | |
|--------------------------|-------------------|-------------------|
| 1.24 years old and under | 2.25~29 years old | 3.30~34 years old |
| 4.35~39 years old | 5.40~44 years old | |
| 6.45~49 years old | 7.50~54 years old | 8.55~59 years old |
| 9.60 years old or older | | |

Q16.What is your gender?

- | | |
|--------|-----------|
| 1.Male | 2. Female |
|--------|-----------|

Q17.Are you married?

- | | | |
|--------------|---------------------------|------------------------------------|
| 1. Unmarried | 2. Married (has a spouse) | 3. Divorce / widowhood (no spouse) |
|--------------|---------------------------|------------------------------------|

Q18.Is there anyone who lives with you?

- | | |
|-------|------|
| 1.Yes | 2.No |
|-------|------|

【The person who check "1. Yes" on Q18, please answer the Q19.】

Q19.Who do you live with? (Chose all that apply)

- | | | | |
|--------------------|------------------------------|------------|-------------------------|
| 1. Spouse | 2. Children | 3. Parents | 4. Brothers and sisters |
| 5. Other relatives | 6. Friends and acquaintances | 7. Others | |

Q20.Are you satisfied with your life in Higashi Hiroshima City? Please answer the following points (1)~(7).

	Satisfied	Slightly satisfied	Not sure	Slightly dissatisfied	Dissatisfied
(1) Securing housing	1	2	3	4	5
(2) Medical	1	2	3	4	5
(3) Japanese language education	1	2	3	4	5
(4) Academic training	1	2	3	4	5
(5) Employment insurance & pension	1	2	3	4	5
(6) Government services	1	2	3	4	5
(7) Overall	1	2	3	4	5

Q21. Do you have any troubles or problems in living in Higashi-Hiroshima City? Please be specific.

--

Q22. What is your type of employment?

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. Executives of foreign-affiliated companies, etc.2. Regular employees of foreign-affiliated companies, etc.3. Non-regular employees of foreign-affiliated companies, etc.4. Executives of Japanese companies, etc.5. Regular employees of Japanese companies, etc.6. Non-regular employees of Japanese companies, etc.7. Self-employed owner8. Self-employed family worker, etc. |
|---|

Q23. Where is your place of employment or self-employed?

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. Higashi Hiroshima City2. Hiroshima City3. Others |
|---|

Q24. Which type of business do you work for or are self-employed?

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. Agriculture, forestry and fisheries2. Construction industry3. Manufacturing industry4. Information and communication industry5. Transportation6. Wholesale and retail7. Academic research, professional/technical services (interpreting, translation, etc.)8. Accommodation, eating and drinking services9. Life-related service industry, entertainment industry (travel industry, etc.)10. Education, learning support industry11. Miscellaneous |
|--|

Q25. What level of Japanese proficiency (Business Japanese Proficiency Test level) is required for your job?

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. J1+ (Sufficient communication skills in Japanese in any business situation)2. J1 (Appropriate communication skills in Japanese in a wide range of business situations)3. J2 (Appropriate communication skills in Japanese in limited business situations)4. J3 (Has a certain level of communication skills in Japanese in limited business situations)5. J4 (Minimum communication skills in Japanese in limited business situations)6. J5 (Has almost no business communication skills in Japanese) |
|---|

Q26. Is your job related to your home country and do you have opportunities to use your native language?

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. There are many opportunities to use my native language because I have a lot of contact with my home country.2. There are many relationships with the home country, but there are few opportunities to use the native language3. I have little contact with my home country, but I have many opportunities to use my native language4. Few opportunities to use my native language due to little contact with my home country |
|--|

Q27. What made you start working in Japan?

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. Employment upon graduation2. Marriage/cohabitation with a person residing in Japan3. In response to a job offer from a company, etc. while living abroad |
|---|

4. Invited by a friend or acquaintance while living abroad
5. Invited by family/relatives while living abroad
6. Others

【The person who check "6.Others" in Q27, please answer the Q28.】

Q28. Please write down the specific reason why you started working in Japan.

Q29. How do you think about your future employment?

1. I want to continue my current job
2. I want to have a side job in addition to my current job
3. I want to start my own business and continue working in Japan
4. I want to find a new place of employment and continue working in Japan
5. I want to leave Japan and start my own business in a foreign country
6. I want to leave Japan and find a job abroad
7. Others

Q30.Are there any problems in Japan that make it difficult for highly-skilled foreign workers to settle down? (Choose all that apply)

[For Q22: "1. Executives of foreign-affiliated companies, etc." to "6. Non-regular employees of Japanese companies, etc."]

1. Criteria for promotion/salary increase, personnel/assignment are unclear
2. Career path is unclear
3. Insufficient support for improving skills
4. Insufficient support for learning Japanese
5. Insufficient management and optimization of working hours
6. Difficult to take time off
7. Work customs peculiar to Japan
8. Few relationships outside of work
9. Difference in treatment compared to Japanese people
10. Insufficient understanding of the customs and culture of foreigners

[For those who answered "7. Self-employed" to "8. Self-employed family workers, etc." in Q22]

11. Difficult to secure employees
12. Difficult to develop business partners and customers
13. Difficult to find a business partner
14. Difficult to borrow funds or properties
15. Difficult to receive subsidies and public support
16. Heavy taxes and social insurance premiums for employees

[Common options]

17. Resident status system procedures and restrictions on residence
18. Others
19. Nothing

Q31. Please describe in detail what you think are the necessary conditions and factors for highly-skilled foreign professionals to settle in Japan, and your requests to the government (Japanese government, Hiroshima Prefecture, Higashi-Hiroshima City).

- This is the end of the question. Thank you for your cooperation. -

参考Ⅱ．主要統計データ

1. 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

Ⅱ.1.1 資格別在留外国人数（2022年6月末）

(人)

	総数	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
総数	2,961,969	118,088	4,961	10,107	31,502	54,784	16,734
就労資格計	847,256	43,206	2,043	2,401	12,880	20,300	5,582
教授	6,958	301	26	26	67	151	31
芸術	428	6	1	1	2	1	1
宗教	3,536	100	4	2	19	41	34
報道	213	-	-	-	-	-	-
高度専門職小計	17,199	219	5	4	37	158	15
高度専門職1号イ	2,017	46	3	1	12	27	3
高度専門職1号ロ	13,309	159	2	2	20	124	11
高度専門職1号ハ	805	6	-	-	2	3	1
高度専門職2号	1,068	8	-	1	3	4	-
経営・管理	29,385	377	27	19	139	141	51
法律・会計業務	142	-	-	-	-	-	-
医療	2,534	44	-	2	17	17	8
研究	1,272	19	1	2	3	8	5
教育	13,019	729	78	88	170	283	110
技術・人文知識・国際業務	300,045	7,104	252	326	2,625	3,011	890
企業内転勤	10,846	284	8	36	62	152	26
介護	5,339	213	-	19	61	91	42
興行	2,068	144	4	5	53	46	36
技能	39,111	838	48	39	225	382	144
特定技能小計	87,472	6,289	236	270	1,672	3,389	722
特定技能1号	87,471	6,289	236	270	1,672	3,389	722
特定技能2号	1	-	-	-	-	-	-
技能実習小計	327,689	26,539	1,353	1,562	7,728	12,429	3,467
技能実習1号イ	1,901	210	25	1	83	95	6
技能実習1号ロ	97,891	7,545	341	371	1,981	3,862	990
技能実習2号イ	1,983	245	34	5	75	115	16
技能実習2号ロ	161,266	13,403	648	870	3,906	6,095	1,884
技能実習3号イ	1,006	123	33	6	52	26	6
技能実習3号ロ	63,642	5,013	272	309	1,631	2,236	565
非就労資格計	472,074	14,820	553	623	4,891	6,771	1,982
文化活動	1,626	56	2	9	24	10	11
留学	260,767	9,951	381	398	3,492	4,339	1,341
研修	425	17	1	1	7	8	-
家族滞在	209,256	4,796	169	215	1,368	2,414	630
特定活動	112,501	6,100	184	275	1,866	2,817	958
居住資格計	1,237,436	37,697	1,392	6,311	7,850	18,559	3,585
永住者	845,693	25,888	1,062	2,207	5,762	14,198	2,659
日本人の配偶者等	143,558	4,581	201	1,024	1,157	1,663	536
永住者の配偶者等	45,800	901	15	56	176	571	83
定住者	202,385	6,327	114	3,024	755	2,127	307
特別永住者	292,702	16,265	789	497	4,015	6,337	4,627

(注) 技能実習の区分は次の通り（企業単独型は日本企業等が海外の現地法人や合弁企業または取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式、団体監理型は事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体が技能実習生を受け入れて傘下の企業等で技能実習を実施する方式）

技能実習1号イ…入国1年目で技能等を修得する企業単独型技能実習生
 技能実習1号ロ…入国1年目で技能等を修得する団体監理型技能実習生
 技能実習2号イ…入国2～3年目で技能等に習熟する企業単独型技能実習生
 技能実習2号ロ…入国2～3年目で技能等に習熟する団体監理型技能実習生
 技能実習3号イ…入国4～5年目で技能等に熟達する企業単独型技能実習生
 技能実習3号ロ…入国4～5年目で技能等に熟達する団体監理型技能実習生

Ⅱ.1.2 資格別在留外国人の性・年齢別人数（2022年6月末）

【高度外国人材】

(人)

		総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女計	全国	348,043	18,650	117,485	108,860	52,864	24,513	11,497	14,174
	中国地方	7,719	663	3,204	2,307	911	328	128	178
	鳥取県	285	28	106	77	31	22	10	11
	島根県	351	22	164	101	39	14	4	7
	岡山県	2,804	298	1,201	836	289	91	41	48
	広島県	3,318	246	1,319	1,026	430	164	54	79
	山口県	961	69	414	267	122	37	19	33
男性	全国	231,302	11,361	74,302	71,828	36,102	17,802	8,771	11,136
	中国地方	5,475	396	2,247	1,694	676	239	96	127
	鳥取県	188	21	69	48	20	13	9	8
	島根県	243	15	113	67	30	10	2	6
	岡山県	2,077	172	913	642	226	60	29	35
	広島県	2,256	146	850	729	305	131	42	53
	山口県	711	42	302	208	95	25	14	25
女性	全国	116,741	7,289	43,183	37,032	16,762	6,711	2,726	3,038
	中国地方	2,244	267	957	613	235	89	32	51
	鳥取県	97	7	37	29	11	9	1	3
	島根県	108	7	51	34	9	4	2	1
	岡山県	727	126	288	194	63	31	12	13
	広島県	1,062	100	469	297	125	33	12	26
	山口県	250	27	112	59	27	12	5	8

【技能等】

(人)

		総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女計	全国	171,524	25,015	49,210	34,635	22,299	16,692	11,280	12,393
	中国地方	8,948	1,490	2,996	2,178	1,149	606	298	231
	鳥取県	405	90	130	78	46	33	17	11
	島根県	488	89	179	107	53	25	22	13
	岡山県	2,348	423	882	529	254	123	79	58
	広島県	4,553	691	1,426	1,192	660	343	131	110
	山口県	1,154	197	379	272	136	82	49	39
男性	全国	106,175	9,226	26,114	21,440	16,478	13,565	9,262	10,090
	中国地方	5,335	525	1,642	1,460	843	466	224	175
	鳥取県	212	28	66	44	32	21	12	9
	島根県	274	24	103	67	38	18	13	11
	岡山県	1,262	153	432	321	162	90	62	42
	広島県	2,985	255	859	876	521	280	108	86
	山口県	602	65	182	152	90	57	29	27
女性	全国	65,349	15,789	23,096	13,195	5,821	3,127	2,018	2,303
	中国地方	3,613	965	1,354	718	306	140	74	56
	鳥取県	193	62	64	34	14	12	5	2
	島根県	214	65	76	40	15	7	9	2
	岡山県	1,086	270	450	208	92	33	17	16
	広島県	1,568	436	567	316	139	63	23	24
	山口県	552	132	197	120	46	25	20	12

Ⅱ.1.2 資格別在留外国人の性・年齢別人数（2022年6月末）～つづき～

【技能実習】

(人)

		総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女計	全国	327,689	141,104	99,174	53,534	22,571	7,465	3,011	830
	中国地方	26,539	11,300	7,643	4,535	2,037	678	268	78
	鳥取県	1,353	579	367	228	92	51	31	5
	島根県	1,562	558	405	272	182	73	47	25
	岡山県	7,728	3,404	2,292	1,162	567	184	95	24
	広島県	12,429	5,108	3,645	2,336	963	276	78	23
	山口県	3,467	1,651	934	537	233	94	17	1
男性	全国	191,486	78,213	62,732	33,206	13,390	3,213	592	140
	中国地方	14,188	5,684	4,561	2,638	1,040	239	22	4
	鳥取県	437	220	120	61	25	10	1	-
	島根県	545	216	181	94	39	15	-	-
	岡山県	4,012	1,843	1,384	543	207	30	4	1
	広島県	7,410	2,706	2,321	1,597	621	146	16	3
	山口県	1,784	699	555	343	148	38	1	-
女性	全国	136,203	62,891	36,442	20,328	9,181	4,252	2,419	690
	中国地方	12,351	5,616	3,082	1,897	997	439	246	74
	鳥取県	916	359	247	167	67	41	30	5
	島根県	1,017	342	224	178	143	58	47	25
	岡山県	3,716	1,561	908	619	360	154	91	23
	広島県	5,019	2,402	1,324	739	342	130	62	20
	山口県	1,683	952	379	194	85	56	16	1

【就労資格在留者（高度外国人材＋技能等＋技能実習）】

(人)

		総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女計	全国	847,256	184,769	265,869	197,029	97,734	48,670	25,788	27,397
	中国地方	43,206	13,453	13,843	9,020	4,097	1,612	694	487
	鳥取県	2,043	697	603	383	169	106	58	27
	島根県	2,401	669	748	480	274	112	73	45
	岡山県	12,880	4,125	4,375	2,527	1,110	398	215	130
	広島県	20,300	6,045	6,390	4,554	2,053	783	263	212
	山口県	5,582	1,917	1,727	1,076	491	213	85	73
男性	全国	528,963	98,800	163,148	126,474	65,970	34,580	18,625	21,366
	中国地方	24,998	6,605	8,450	5,792	2,559	944	342	306
	鳥取県	837	269	255	153	77	44	22	17
	島根県	1,062	255	397	228	107	43	15	17
	岡山県	7,351	2,168	2,729	1,506	595	180	95	78
	広島県	12,651	3,107	4,030	3,202	1,447	557	166	142
	山口県	3,097	806	1,039	703	333	120	44	52
女性	全国	318,293	85,969	102,721	70,555	31,764	14,090	7,163	6,031
	中国地方	18,208	6,848	5,393	3,228	1,538	668	352	181
	鳥取県	1,206	428	348	230	92	62	36	10
	島根県	1,339	414	351	252	167	69	58	28
	岡山県	5,529	1,957	1,646	1,021	515	218	120	52
	広島県	7,649	2,938	2,360	1,352	606	226	97	70
	山口県	2,485	1,111	688	373	158	93	41	21

Ⅱ.1.2 資格別在留外国人の性・年齢別人数（2022年6月末）～つづき～

【就労資格以外】

(人)

		総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女計	全国	2,114,713	578,322	208,305	182,103	187,055	189,008	166,681	603,239
	中国地方	74,882	18,447	7,914	6,647	6,715	6,642	5,725	22,792
	鳥取県	2,918	556	263	201	239	328	287	1,044
	島根県	7,706	1,448	820	862	887	908	808	1,973
	岡山県	18,622	5,014	2,221	1,712	1,526	1,519	1,350	5,280
	広島県	34,484	9,043	3,616	3,173	3,284	3,048	2,532	9,788
	山口県	11,152	2,386	994	699	779	839	748	4,707
男性	全国	940,639	303,263	104,525	80,069	77,385	73,755	64,240	237,402
	中国地方	33,557	9,716	3,964	2,989	2,760	2,506	2,126	9,496
	鳥取県	1,101	315	137	79	69	101	70	330
	島根県	3,827	756	420	415	451	420	360	1,005
	岡山県	8,360	2,777	1,137	724	586	560	473	2,103
	広島県	15,162	4,588	1,741	1,468	1,350	1,101	920	3,994
	山口県	5,107	1,280	529	303	304	324	303	2,064
女性	全国	1,174,074	275,059	103,780	102,034	109,670	115,253	102,441	365,837
	中国地方	41,325	8,731	3,950	3,658	3,955	4,136	3,599	13,296
	鳥取県	1,817	241	126	122	170	227	217	714
	島根県	3,879	692	400	447	436	488	448	968
	岡山県	10,262	2,237	1,084	988	940	959	877	3,177
	広島県	19,322	4,455	1,875	1,705	1,934	1,947	1,612	5,794
	山口県	6,045	1,106	465	396	475	515	445	2,643

【在留外国人計】

(人)

		総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女計	全国	2,961,969	763,091	474,174	379,132	284,789	237,678	192,469	630,636
	中国地方	118,088	31,900	21,757	15,667	10,812	8,254	6,419	23,279
	鳥取県	4,961	1,253	866	584	408	434	345	1,071
	島根県	10,107	2,117	1,568	1,342	1,161	1,020	881	2,018
	岡山県	31,502	9,139	6,596	4,239	2,636	1,917	1,565	5,410
	広島県	54,784	15,088	10,006	7,727	5,337	3,831	2,795	10,000
	山口県	16,734	4,303	2,721	1,775	1,270	1,052	833	4,780
男性	全国	1,469,602	402,063	267,673	206,543	143,355	108,335	82,865	258,768
	中国地方	58,555	16,321	12,414	8,781	5,319	3,450	2,468	9,802
	鳥取県	1,938	584	392	232	146	145	92	347
	島根県	4,889	1,011	817	643	558	463	375	1,022
	岡山県	15,711	4,945	3,866	2,230	1,181	740	568	2,181
	広島県	27,813	7,695	5,771	4,670	2,797	1,658	1,086	4,136
	山口県	8,204	2,086	1,568	1,006	637	444	347	2,116
女性	全国	1,492,367	361,028	206,501	172,589	141,434	129,343	109,604	371,868
	中国地方	59,533	15,579	9,343	6,886	5,493	4,804	3,951	13,477
	鳥取県	3,023	669	474	352	262	289	253	724
	島根県	5,218	1,106	751	699	603	557	506	996
	岡山県	15,791	4,194	2,730	2,009	1,455	1,177	997	3,229
	広島県	26,971	7,393	4,235	3,057	2,540	2,173	1,709	5,864
	山口県	8,530	2,217	1,153	769	633	608	486	2,664

Ⅱ. 1. 3 資格別在留外国人の国籍別人数（2022年6月末）

【高度外国人材】

(人)

	総数	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ネパール	その他アジア	アジア以外
全国	348,043	26,958	108,951	8,479	5,015	74,805	26,338	63,854	33,643
中国地方	7,719	320	1,693	170	229	3,382	455	1,015	455
鳥取県	285	15	62	5	1	97	25	42	38
島根県	351	9	47	9	2	180	32	33	39
岡山県	2,804	65	523	32	54	1,534	161	325	110
広島県	3,318	181	898	85	96	1,236	130	502	190
山口県	961	50	163	39	76	335	107	113	78

【技能等】

(人)

	総数	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ネパール	その他アジア	アジア以外
全国	171,524	3,831	27,616	13,655	11,207	57,620	14,767	23,168	19,660
中国地方	8,948	96	889	1,274	689	3,983	322	843	852
鳥取県	405	3	41	25	17	149	16	67	87
島根県	488	6	36	53	34	200	6	51	102
岡山県	2,348	24	249	147	170	1,270	109	173	206
広島県	4,553	55	423	863	394	1,914	106	475	323
山口県	1,154	8	140	186	74	450	85	77	134

【技能実習】

(人)

	総数	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ネパール	その他アジア	アジア以外
全国	327,689	-	36,110	29,537	39,177	181,957	822	39,764	322
中国地方	26,539	-	2,517	2,666	2,629	16,068	10	2,641	8
鳥取県	1,353	-	113	67	147	840	-	186	-
島根県	1,562	-	221	83	86	854	-	318	-
岡山県	7,728	-	678	399	731	5,230	5	685	-
広島県	12,429	-	1,161	1,841	1,303	6,903	2	1,211	8
山口県	3,467	-	344	276	362	2,241	3	241	-

【就労資格在留者（高度外国人材＋技能等＋技能実習）】

(人)

	総数	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ネパール	その他アジア	アジア以外
全国	847,256	30,789	172,677	51,671	55,399	314,382	41,927	126,786	53,625
中国地方	43,206	416	5,099	4,110	3,547	23,433	787	4,499	1,315
鳥取県	2,043	18	216	97	165	1,086	41	295	125
島根県	2,401	15	304	145	122	1,234	38	402	141
岡山県	12,880	89	1,450	578	955	8,034	275	1,183	316
広島県	20,300	236	2,482	2,789	1,793	10,053	238	2,188	521
山口県	5,582	58	647	501	512	3,026	195	431	212

【就労資格以外】

(人)

	総数	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ネパール	その他アジア	アジア以外
全国	2,114,713	381,551	571,874	239,395	27,770	161,964	83,871	241,465	406,823
中国地方	74,882	16,698	17,608	9,149	1,683	8,083	2,595	6,356	12,710
鳥取県	2,918	783	562	544	52	217	142	352	266
島根県	7,706	545	794	793	65	251	94	374	4,790
岡山県	18,622	4,320	5,187	1,519	602	2,661	585	1,603	2,145
広島県	34,484	6,569	9,458	5,143	745	3,874	1,197	2,813	4,685
山口県	11,152	4,481	1,607	1,150	219	1,080	577	1,214	824

【在留外国人計】

(人)

	総数	韓国	中国	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ネパール	その他アジア	アジア以外
全国	2,961,969	412,340	744,551	291,066	83,169	476,346	125,798	368,251	460,448
中国地方	118,088	17,114	22,707	13,259	5,230	31,516	3,382	10,855	14,025
鳥取県	4,961	801	778	641	217	1,303	183	647	391
島根県	10,107	560	1,098	938	187	1,485	132	776	4,931
岡山県	31,502	4,409	6,637	2,097	1,557	10,695	860	2,786	2,461
広島県	54,784	6,805	11,940	7,932	2,538	13,927	1,435	5,001	5,206
山口県	16,734	4,539	2,254	1,651	731	4,106	772	1,645	1,036

2. 総務省「国勢調査」

Ⅱ. 2. 1 外国人人口の労働力状態別人数 (2020年)

(人)

	総数	15歳以上	就業者	完全失業者	非労働力人口	労働力状態不詳	15歳未満	年齢不詳
全国	2,402,460	2,154,891	1,102,313	58,959	329,025	664,594	218,836	28,733
中国地方	99,767	92,452	63,326	1,817	13,285	14,024	6,206	1,109
鳥取県	4,310	4,107	2,976	72	576	483	178	25
島根県	8,230	7,619	6,108	113	789	609	551	60
岡山県	25,116	23,458	15,811	408	3,408	3,831	1,297	361
広島県	47,733	43,620	29,482	986	5,982	7,170	3,542	571
山口県	14,378	13,648	8,949	238	2,530	1,931	638	92

Ⅱ. 2. 2 外国人就業者の性・年齢別人数 (2020年)

(人)

		総数	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
男女計	全国	1,102,313	184,110	195,485	167,728	129,826	105,687	92,092	227,385
	中国地方	63,326	14,894	13,298	9,976	6,681	4,719	3,993	9,765
	鳥取県	2,976	755	559	386	311	271	204	490
	島根県	6,108	1,029	1,097	895	772	669	589	1,057
	岡山県	15,811	4,229	3,644	2,361	1,439	1,050	969	2,119
	広島県	29,482	6,464	6,298	5,274	3,383	2,134	1,730	4,199
	山口県	8,949	2,417	1,700	1,060	776	595	501	1,900
男性	全国	560,599	91,635	107,991	93,414	67,765	50,180	41,406	108,208
	中国地方	31,902	7,107	7,454	5,671	3,331	2,005	1,604	4,730
	鳥取県	1,009	252	199	139	113	80	54	172
	島根県	2,930	462	525	459	349	303	248	584
	岡山県	7,868	2,292	2,077	1,161	583	424	356	975
	広島県	15,870	3,182	3,773	3,339	1,894	952	714	2,016
	山口県	4,225	919	880	573	392	246	232	983
女性	全国	541,714	92,475	87,494	74,314	62,061	55,507	50,686	119,177
	中国地方	31,424	7,787	5,844	4,305	3,350	2,714	2,389	5,035
	鳥取県	1,967	503	360	247	198	191	150	318
	島根県	3,178	567	572	436	423	366	341	473
	岡山県	7,943	1,937	1,567	1,200	856	626	613	1,144
	広島県	13,612	3,282	2,525	1,935	1,489	1,182	1,016	2,183
	山口県	4,724	1,498	820	487	384	349	269	917

II. 2.3 外国人就業者の国籍別人数（2020年）

(人)

	総数	韓国, 朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム
全国	1,102,313	153,849	272,990	122,956	21,568	32,520	209,953
中国地方	63,326	7,918	12,568	7,488	1,285	2,718	20,454
鳥取県	2,976	413	454	334	50	108	1,142
島根県	6,108	319	778	598	50	106	1,258
岡山県	15,811	1,909	3,256	1,027	259	795	6,376
広島県	29,482	3,170	6,716	4,661	812	1,330	8,690
山口県	8,949	2,107	1,364	868	114	379	2,988

(人)

	インド	ネパール	英国	米国	ブラジル	ペルー	その他
全国	8,582	22,737	7,892	24,386	102,271	21,000	101,609
中国地方	236	703	283	978	4,577	413	3,705
鳥取県	7	40	22	47	52	7	300
島根県	7	11	19	110	2,458	3	391
岡山県	45	162	68	219	726	62	907
広島県	155	292	130	375	1,253	324	1,574
山口県	22	198	44	227	88	17	533

II. 2.4 外国人就業者の産業別人数（2020年）

(人)

	総数	農林漁業	鉱業, 採石業 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給・ 水道業	情報通信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	金融業, 保険業
全国	1,102,313	37,304	157	70,702	398,227	704	50,149	34,358	117,851	8,530
中国地方	63,326	2,679	5	4,909	31,351	38	369	1,238	5,251	215
鳥取県	2,976	147	-	161	1,479	4	21	63	268	6
島根県	6,108	179	-	297	3,870	9	20	33	307	5
岡山県	15,811	498	1	1,149	7,802	9	101	305	1,325	45
広島県	29,482	1,698	3	2,377	14,428	15	200	653	2,264	108
山口県	8,949	157	1	925	3,772	1	27	184	1,087	51

(人)

	不動産業, 物品賃貸業	学術研究, 専門・技術 サービス業	宿泊業, 飲 食サービス 業	生活関連サ ービス業, 娯楽業	教育, 学習 支援業	医療, 福祉	複合サービ ス事業	サービス業	公務	分類不能の 産業
全国	12,257	31,791	93,028	22,680	49,813	48,630	660	52,927	2,741	69,804
中国地方	339	788	4,452	884	2,285	2,390	27	2,532	176	3,398
鳥取県	12	34	257	46	149	108	3	88	25	105
島根県	15	50	351	67	184	140	1	233	30	317
岡山県	93	179	1,196	258	635	626	5	586	37	961
広島県	145	457	1,840	379	987	995	15	1,190	41	1,687
山口県	74	68	808	134	330	521	3	435	43	328

Ⅱ.2.5 外国人就業者の職業別人数（2020年）

(人)

	総数	管理的	専門的・ 技術的	事務	販売	サービス	保安
全国	1,102,313	17,367	155,850	87,142	78,649	125,498	1,833
中国地方	63,326	650	4,957	2,921	2,852	6,125	84
鳥取県	2,976	46	280	146	114	331	2
島根県	6,108	37	346	270	151	433	9
岡山県	15,811	182	1,232	695	737	1,636	20
広島県	29,482	239	2,411	1,356	1,332	2,548	37
山口県	8,949	146	688	454	518	1,177	16

(人)

	農林漁業	生産工程	輸送・ 機械運転	建設・採掘	運搬・清掃 ・包装等	分類不能の 職業
全国	34,698	388,139	18,160	51,062	78,523	65,392
中国地方	2,197	32,178	732	3,427	3,972	3,231
鳥取県	131	1,491	26	127	178	104
島根県	165	3,883	36	232	303	243
岡山県	453	7,900	174	871	970	941
広島県	1,295	14,979	342	1,553	1,761	1,629
山口県	153	3,925	154	644	760	314

3. 厚生労働省・都道府県労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

II.3.1 外国人労働者の在留資格別人数（2022年）

(人)

	総数	専門的・技術的分野の在留資格	技術・人文知識・国際業務	技能実習	特定活動	資格外活動	留学
全国	1,822,725	479,949	318,850	343,254	73,363	330,910	258,636
中国地方	77,091	14,674	7,864	28,528	3,922	13,062	11,342
鳥取県	3,072	528	203	1,474	102	318	290
島根県	4,613	562	246	1,549	100	400	353
岡山県	21,543	4,729	3,101	8,009	1,291	4,370	3,648
広島県	38,698	7,079	3,379	14,236	1,788	6,506	5,770
山口県	9,165	1,776	935	3,260	641	1,468	1,281

(人)

	身分に基づく在留資格	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	不明
全国	595,207	357,434	99,639	17,126	121,008	42
中国地方	16,905	10,951	2,803	455	2,696	-
鳥取県	650	451	143	7	49	-
島根県	2,002	638	367	20	977	-
岡山県	3,144	2,034	693	68	349	-
広島県	9,089	6,449	1,210	315	1,115	-
山口県	2,020	1,379	390	45	206	-

II.3.2 外国人労働者の国籍別人数（2022年）

(人)

	総数	中国	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	インドネシア
全国	1,822,725	385,848	67,335	206,050	462,384	118,196	77,889
中国地方	77,091	13,142	1,348	9,900	29,793	3,028	5,305
鳥取県	3,072	459	67	444	1,136	161	239
島根県	4,613	600	35	504	1,120	x	191
岡山県	21,543	3,224	342	1,474	10,142	969	1,647
広島県	38,698	7,225	600	6,384	13,821	1,363	2,675
山口県	9,165	1,634	304	1,094	3,574	535	553

(人)

	ミャンマー	ブラジル	ペルー	欧米豪	米国	英国	その他
全国	47,498	135,167	31,263	81,175	34,178	12,470	209,920
中国地方	703	3,254	508	2,449	1,351	397	7,661
鳥取県	150	17	1	155	87	16	243
島根県	x	1,364	x	134	93	9	665
岡山県	553	465	84	947	564	161	1,696
広島県	x	1,301	392	904	433	170	4,033
山口県	x	107	31	309	174	41	1,024

(注) 1. 中国は香港・マカオを含む

2. 欧米豪は英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの計

3. xは数値不明（中国地方の値はxを除く中国5県計）

Ⅱ.3.3 外国人労働者の産業別人数（2022年）

（人）

	総数	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、 小売業	宿泊業、飲 食サービス 業	教育、 学習支援業	医療、福祉	サービス業	その他
全国	1,822,725	116,789	485,128	75,954	237,928	208,981	76,854	74,339	295,700	251,052
中国地方	77,091	6,250	31,698	371	10,930	4,832	4,145	3,589	7,700	7,576
鳥取県	3,072	198	1,487	27	269	242	147	156	147	399
島根県	4,613	331	1,461	9	395	301	172	195	1,386	363
岡山県	21,543	1,703	8,892	83	3,225	1,414	1,415	1,098	2,051	1,662
広島県	38,698	2,886	16,846	232	4,960	2,210	2,057	1,541	3,439	4,527
山口県	9,165	1,132	3,012	20	2,081	665	354	599	677	625